

(令和2年11月素案)

池田町第5次総合計画



ひとが育ち まちが育つ
みんなでつくろう 明るいふるさと いけだ

北海道池田町

池田町第5次総合計画 目次

総論

| | |
|---------------------|----|
| 1. 計画の策定にあたって | 2 |
| 2. 計画の概要 | 3 |
| 3. 池田町を取り巻く状況 | 5 |
| 4. 池田町の現況とあゆみ | 8 |
| 5. SDGsと自治体行政の役割の関係 | 24 |

基本構想

| | |
|----------------------|----|
| 1. 池田町の将来像 | 28 |
| 2. 人口指標 | 29 |
| 3. 土地利用の方向 | 30 |
| 4. まちづくりの基本方針 | 31 |
| 5. まちづくりの基本目標(施策の大綱) | 33 |

基本目標1 “地域の魅力がかがやく” 産業を活かす まちを目指して 33

- 政策1 農林業の振興
- 政策2 商工業・観光の振興
- 政策3 ブドウ・ブドウ酒事業の推進
- 政策4 勤労者福祉の充実、消費者の保護
- 政策5 産業連携、起業化の推進

基本目標2 “こころとからだを育てる” 健やかに暮らせる まちを目指して 35

- 政策1 子育て環境の充実
- 政策2 福祉の充実
- 政策3 保健・医療の充実

基本目標3 “未来に向かいはばたく” 学びと文化を育む まちを目指して 36

- 政策1 学校教育の充実
- 政策2 社会教育の推進
- 政策3 芸術文化・スポーツ活動の振興

基本目標4 “環境を守り つなぐ” 安全安心住みよい まちを目指して 37

- 政策1 計画的な土地利用の推進
- 政策2 安全安心、情報化の推進
- 政策3 生活基盤の整備
- 政策4 生活環境の整備

| | |
|--------------------------------------|----|
| 基本目標5 “人と人がつながる” ともに歩みともにつくる まちを目指して | 39 |
| 政策1 協働のまちづくりの推進 | |
| 政策2 効率的な自治体運営の推進 | |

基本計画

| | |
|--------------------------------------|----|
| 基本目標1 “地域の魅力がかがやく” 産業を活かすつくる まちを目指して | |
| 政策1 農林業の振興 | |
| 施策1 農業 | 42 |
| 施策2 農業[基盤整備、資源保全] | 44 |
| 施策3 農村地域活動 | 46 |
| 施策4 林業 | 48 |
| 政策2 商工業・観光の振興 | |
| 施策1 商業 | 50 |
| 施策2 工業、建設業、企業誘致 | 52 |
| 施策3 観光 | 54 |
| 政策3 ブドウ・ブドウ酒事業の推進 | |
| 施策1 ブドウ・ブドウ酒事業 | 56 |
| 施策2 ブドウ・ブドウ酒事業[地域連携] | 58 |
| 政策4 勤労者福祉の充実、消費者の保護 | |
| 施策1 労働環境、勤労者福祉 | 60 |
| 施策2 消費者保護 | 62 |
| 政策5 産業連携、起業化の推進 | |
| 施策1 産業連携、起業化の推進 | 64 |
| 基本目標2 “こころとからだを育てる” 健やかに暮らせる まちを目指して | |
| 政策1 子育て環境の充実 | |
| 施策1 子育て支援 | 66 |
| 施策2 子育て支援[保育環境] | 68 |
| 施策3 子育て支援[発達支援] | 70 |
| 政策2 福祉の充実 | |
| 施策1 地域福祉 | 72 |
| 施策2 高齢者福祉 | 74 |
| 施策3 障がい者福祉 | 76 |
| 施策4 社会保障 | 78 |
| 政策3 保健・医療の充実 | |
| 施策1 保健 | 80 |
| 施策2 医療 | 82 |

基本目標3 “未来に向かいはばたく” 学びと文化を育む まちを目指して

政策1 学校教育の充実

施策1 小・中学校教育 84

施策2 教育環境整備 86

政策2 社会教育の推進

施策1 社会教育 88

施策2 青少年の健全育成 90

政策3 芸術文化・スポーツ活動の振興

施策1 芸術文化活動 92

施策2 スポーツ活動 94

基本目標4 “環境を守り つなぐ” 安全安心住みよい まちを目指して

政策1 計画的な土地利用の推進

施策1 土地利用 96

政策2 安全安心、情報化の推進

施策1 消防、救急 98

施策2 防災 100

施策3 防犯、交通安全 102

施策4 情報通信基盤 104

政策3 生活基盤の整備

施策1 河川 106

施策2 道路 108

施策3 生活交通 110

施策4 公園、緑化 112

施策5 水道 114

施策6 下水道 115

政策4 生活環境の整備

施策1 住宅、宅地 116

施策2 環境保全 118

施策3 環境衛生 120

施策4 ごみ処理、資源循環 122

基本目標5 “人と人とがつながる” とともに歩みともにつくる まちを目指して

政策1 協働のまちづくりの推進

施策1 広報広聴、情報共有 124

施策2 住民参加、男女共同参画 126

施策3 地域コミュニティ活動 128

施策4 国際交流、地域間交流 130

施策5 移住 132

| | |
|-----------------------|-----|
| 政策2 効率的な自治体運営の推進 | |
| 施策1 行政運営 | 134 |
| 施策2 財政運営 | 136 |
| 施策3 広域行政 | 138 |
| 参考 池田町第5次総合計画とSDGsの関係 | 139 |

総論

- 1．計画の策定にあたって
- 2．計画の概要
- 3．池田町を取り巻く状況
- 4．池田町の現況とあゆみ
- 5．SDGsと自治体行政の役割の関係

1 . 計画の策定にあたって

(1) 計画の目的

本町は、昭和 57 年度に総合計画を作成して以来、これまで 4 期にわたって総合計画を策定してきました。

第 4 次総合計画（平成 23 年度～令和 2 年度）では、「いきいきはつらつ 心うるおう 住みよい町 いけだ」を将来像に、まちづくりを総合的かつ計画的に進めることとしてきました。

この間、我が国では、高齢化の急速な進行による社会保障費の増大や、頻発する大規模自然災害への対策、人口減少への対応に向けた地方創生の取り組みなど、社会経済情勢は刻一刻と変化が生じています。

また、本町では、池田中学校や十勝いけだ地域医療センター、学校給食センターの整備改築など大型投資事業の実施と、定住促進や子育て支援など施策の推進により健康で安心して暮らすことのできる生活環境の整備を進めた一方で、義務的経費の増大や更新時期を迎える公共施設の再整備対策など数多くの課題にも直面しています。

こうした状況の中、複雑・多様化する地域課題への的確な対応、住民と行政による協働のまちづくりの方向性の共有、持続可能なまちづくりを目指し、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、池田町第 5 次総合計画を策定します。

| 計画名称 | 計画期間 |
|---|----------------------------------|
| 池田町総合計画 （基本目標：自然と産業の調和を図り、住民参加を進めるまちづくり） | 昭和 57 年度～平成 3 年度 （1982～1991） |
| 池田町第 2 次総合計画 （基本目標：知恵をあつめ、個性豊かで、たくましいまちを、共に創る） | 平成 2 年度～平成 12 年度 （1990～2000） |
| 池田町第 3 次総合計画 （将来像：出会い ふれあい 個性豊かなふるさと いけだ） | 平成 13 年度～平成 22 年度 （2001～2010） |
| 池田町第 4 次総合計画 （将来像：いきいきはつらつ 心うるおう 住みよい町 いけだ） | 平成 23 年度～令和 2 年度 （2011～2020） |

(2) 計画の役割

この計画は、本町の今後 10 年間の進むべき方向と基本となる施策を明らかにするものです。

2 . 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

総合計画は、まちづくりの計画として最も上位に位置付けられるもので、町政の基本的な方向を総合的に示す計画です。

総合計画では、目指すべきまちの将来像や、まちづくりの方針を示し、その実現のために必要な目標や施策を示しています。

この計画とともに、分野別の個別計画と合わせて、具体的な施策や事業を効果的に実施することとします。

第5次総合計画は、次の4つの視点をもって策定を進めました。

将来人口を見据えた計画づくり

池田町人口ビジョン（令和2年度策定）における本町の将来推計では、令和22（2040）年に人口が3,742人まで減少するとしています。

人口減少を抑制する施策づくりに取り組むとともに、人口減少の中にあっても活力ある持続可能なまちづくりを目指した計画づくりを行うこととしました。

地域の特性を活かした計画づくり

豊かな地域資源と大いなる自然環境をいかし、安全安心な生活を支える地域社会を築き、郷土に誇りや愛着が感じられるよう、魅力の向上と活性化を目指した計画づくりを行うこととしました。

住民参画による計画づくり

目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けたまちづくりを地域全体で推進するため、多くの住民の参画による計画づくりを行うこととしました。

実現性・実効性を確保した計画づくり

厳しい財政状況を踏まえ、施策・事業の実現性及び実効性を確保し、成果を重視した行政運営を推進するための計画づくりを行うこととしました。

(2) 国や北海道の計画との関係

総合計画の推進にあたっては、国や北海道が作成する関連計画や推進施策などとの整合に配慮し、協調を図ることとします。

(3) 計画の構成と期間

池田町第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

基本構想

目指すべきまちの将来像や、まちづくりの方針を示した構想

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

基本計画

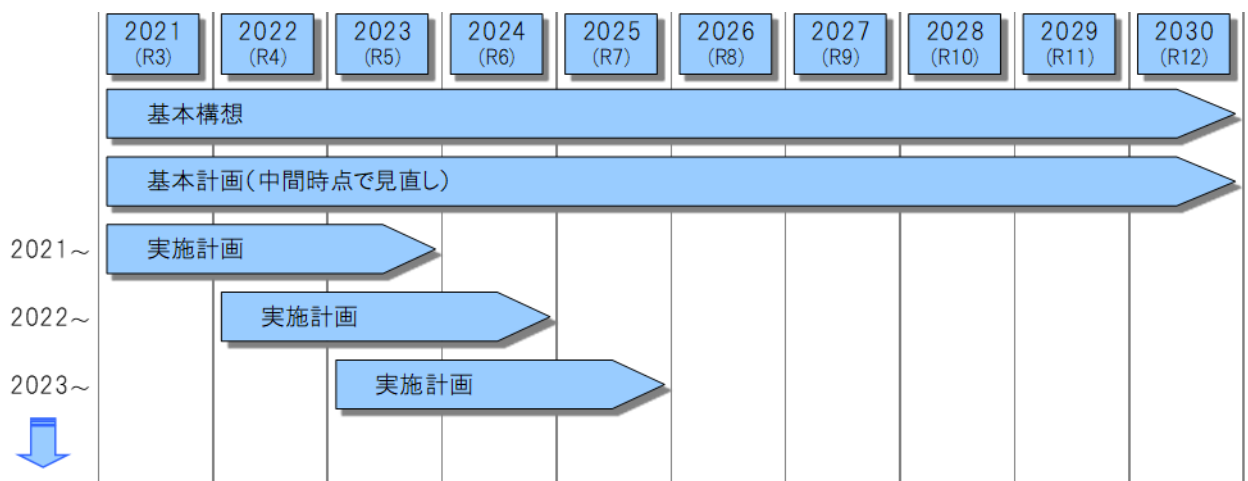
基本構想の実現のために必要な目標や施策、その達成度を測る指標などを示した計画

計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢の変化に対応するため、中間時点で見直しを行うこととします。なお、指標については、中間時点を目標の時期としています。

実施計画

基本計画で定めた施策の具体化する3年間の事業予定を示した計画

優先度や実効性を考慮のうえ毎年度見直しを行い、予算編成及び行政運営の指針とします。



(4) 計画の進行管理

計画（Plan）を実現する手段として、実施（Do）した事務事業の進捗度や施策毎に設定する成果指標（成果を測るものさし）に基づき、政策及び施策に対する達成度を評価（Check）しながら、その結果を業務の見直し（Act）に活かしていく行政評価サイクル（PDCAサイクル）により、総合計画の進行管理を行います。

また、外部評価の実施により、住民参加による協働のまちづくりを推進します。

3 . 池田町を取り巻く状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」という。) の推計によると、令和 42 (2060) 年には 9,280 万人まで減少するとされています。

世界でも類を見ない速さで少子高齢化が進行しており、年少人口 (~14 歳) と生産年齢人口 (15~64 歳) の減少、老年人口 (65 歳 ~) の増加により人口構造が大きく変化しています。

本町においては、昭和 30 (1955) 年から人口減少が続き、十勝管内でも高齢化率が上位となり、令和 7 (2025) 年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ると予測されています。こうした人口構造の変化により、地域活動の担い手不足による地域コミュニティ活動や地域防災力の維持、消費減少などによる社会経済・産業活動の縮小、空き家の増加による住環境の悪化、日常生活における交通手段の不足、医療・介護など社会保障費の増加、その他、住民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が生じています。

人口減少を前提としながらも、将来にわたり都市機能や地域の活力を維持し、安心安全な暮らしを続けられるよう、持続可能なまちづくりが求められています。

(2) 地方創生への取り組み

国では、人口減少の抑制と人口一極集中の是正により、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的に、平成 26 (2014) 年「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

また、令和 42 (2060) 年に、1 億人程度の人口を確保する中長期展望を表した人口ビジョンを示し、施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

本町においても、総合計画基本計画の中から人口減少対策や地域活力向上に向けた施策により、平成 27 (2015) 年度、「池田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めています。

(3) 自然災害に対する防災意識の高まり

近年、地震や集中豪雨など、これまでの想定を超えた大規模な自然災害の発生が、全国各地で相次いでいます。

東日本大震災の経験から、「公助」としての対応の限界と、地域コミュニティにおける支え合い・助け合いの重要性が再認識されました。

また、本町においても、平成 28 (2016) 年 8 ~ 9 月の連続の台風上陸の際、河川氾濫の危険が迫り住民避難を経験しましたが、避難所運営や情報伝達などの課題が浮き彫りになりました。

住民の生命と財産を守る適切な行政対応が必要であるとともに、家庭や地域コミュニティ組織とも連携し、自助・共助・公助、それぞれの災害対応力・地域防災力の向上が求められています。

(4) 経済社会のグローバル化と高度情報化の進展

技術革新や交通網の発達に伴い、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、貿易を通じた商品・サービスの取引や世界における経済的な結びつきが深まることを意味する「グローバル化」の流れが進展しています。米国を除く11か国TPP(TPP11)や日EU・EPAにおける北海道農林水産物生産額への影響試算では、本町でも数億円単位に及ぶものとされ、私たちの日常生活にも大きな影響を与えています。

また、ICT(情報通信)技術が急速に進歩し、これらの技術を活用した新たな事業が社会に大きな影響を与えています。AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)などの技術革新は、様々な分野に大きな変革をもたらしており、社会構造や働き方・住まい方への意識が、近い将来、劇的に変化していくことが予想されています。

グローバル化と高度情報化の進展により、過疎地域における格差是正の可能性が高まるとともに、社会の変化に対応できる人材の育成、新たな時代を力強く切り拓く人づくりが求められています。また、食や観光など地域の「強み」をいかし、産業間の連携等により付加価値を高める取り組みが求められています。

(5) 地球環境問題の深刻化と資源・エネルギー事情の変化

地球温暖化の進行、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、生物多様性の危機など、地球規模による環境問題は、私たち日常生活の活動・行動が原因とされています。環境への負荷を減らし、持続的に発展する社会を形成し、恵まれた自然環境の次世代への継承が求められています。

また、東日本大震災における原子力発電所の事故を契機に、エネルギー構造の転換に向けた動きが広がり始め、省エネルギーの取り組みをはじめ、脱炭素社会、環境負荷を低減する意識が高まりを見せているほか、平成30年9月の発生した北海道胆振東部地震による大規模停電(ブラックアウト)の経験から、十勝地域ではバイオガスプラントの建設促進など、再生可能エネルギーのさらなる普及促進が求められています。

(6) 感染症予防対策を取り入れた生活様式への対応

国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を一変させました。国では「新しい生活様式」の実践を求め、企業・事業者なども含めた国民全体でこの危機を乗り越えることを目指しています。

本町でも、感染症対策に関する行動計画に基づき、住民の生命・健康を保護し、町内の経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、対策の徹底と正確な情報提供、意識の浸透に向けた広報活動が必要となります。

(7) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

2015 (平成 27) 年 9 月、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が国連において採択され、持続可能な社会づくりに向けた取り組みが世界規模で進められています。

SDGs (エスディーゼズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、経済や社会の仕組みを変えずには世界は持続不可能になるという共通認識から、現代社会の多様な要素が関係し影響し合う「複雑な問題」への対応を目指し、かけがえのない地球環境を守り、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までに解決すべき目標として、17 の開発目標と 169 の具体的なターゲットから構成されています。

この SDGs は、世界規模での諸課題の解決目標であると同時に、身近な日常生活における行動規範として万人共有の責任でもあります。まちづくりや行政施策の課題発掘、課題解決の手法としても有効とされており、SDGs への関心と理解を深め、“自分事”としての認識が求められています。

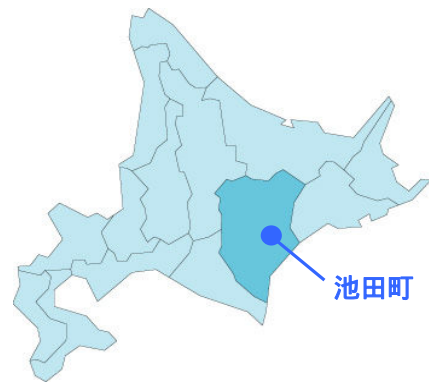
4 . 池田町の現況とあゆみ

(1) 立地条件・自然条件

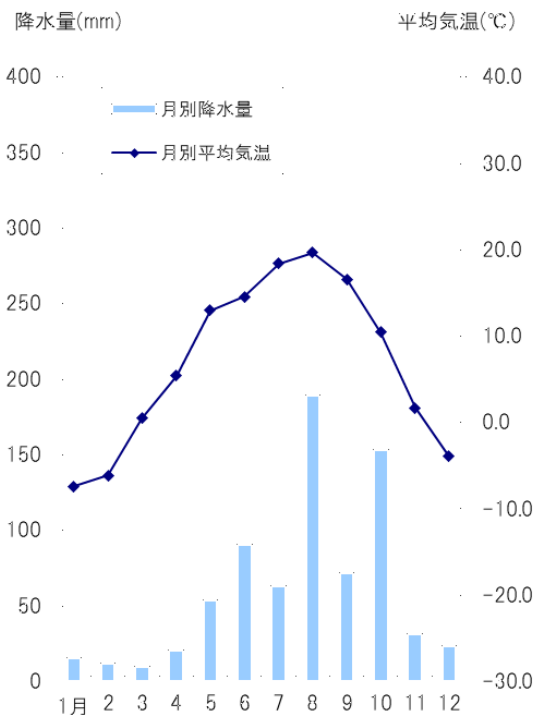
十勝平野の中央やや東寄りとなる東経 143° 27′、北緯 42° 56′ に位置し、東西 25 km南北 32 km、面積 371.79 km²の広さを有しています。地勢は平たんで山岳部でも海拔 100～200m を超える程度です。東は浦幌町、西は音更町および幕別町、南は豊頃町、北は本別町および士幌町に接しています。

気候は、夏は 30℃ を超える日もあり、冬は氷点下 20℃ を下回る日も少なくないことから、1年の寒暖の差は 50℃ 以上にもなります。降雨量、降雪量ともに少なく、日照時間は全国有数の長さ恵まれており、“十勝晴れ”と呼ばれるさわやかな晴天が多いのも特徴です。

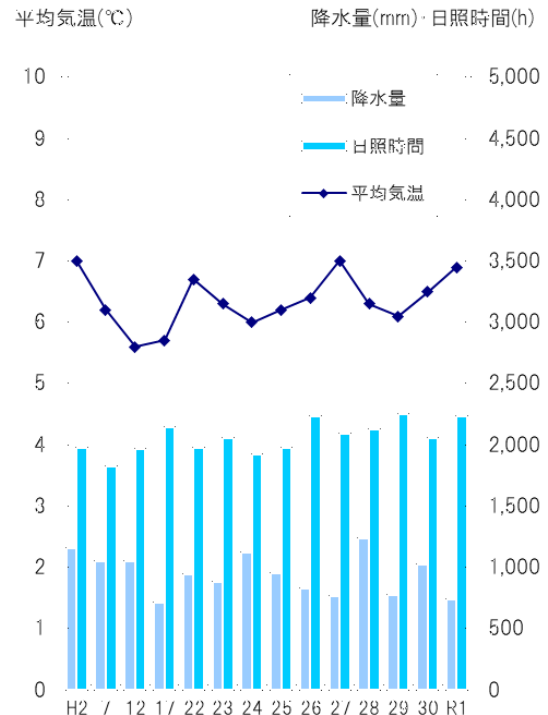
古くから道東の3圏域を結ぶ交通の要衝として栄え、特急列車が停車し、道東自動車道のインターチェンジが設置されるなど交通の利便性が高く、北海道の中心都市札幌市からも特急列車で2時間30分、車で約4時間、とち帯広空港からも車で50分の距離に位置しています。



気象の状況 (R1)



気象状況の推移 (年間平均)



(2) 歴史的なあゆみ

池田町は、明治32年5月「洞寒村外13ヵ村戸長役場」の設置に始まり、令和2年には開町122年を迎えました。

本町には、古くからアイヌの人々が暮らしを営んでいましたが、池田町に和人として初めて入植したのは山梨県出身の武田菊平氏で、明治12年のことでした。明治29年には本格的に開墾が始まり、旧鳥取藩主家当主の池田仲博侯爵による「池田農場」と大資本家の高島嘉右衛門氏による「高島農場」の二大農場を中心として開拓が進められました。明治の末期から大正時代にかけては、水害や冷害、病虫害などによる凶作にたびたび苦しめられましたが、この苦難・苦闘の時代を乗り越えた先人と、先人によって切り開かれた豊かな大地が池田町の礎となっています。

町の名称は、明治39年に「洞寒(しばさむ)村」とし、大正2年に「川合(かわい)村」へ変更。大正15年には町制施行に伴い、現在の「池田町」に決めました。

この地で自然と調和して生きてきたアイヌの人々の精神と、新天地を求めて移り住んだ人々のたくましい開拓の精神が、本町の礎となっていることを忘れず、次の世代へと継承していかなければなりません。

(3) まちづくりの経過

池田町では、十勝川と利別川に育まれた肥沃な大地の恵みを土台に、豊かな生活基盤と産業経済、文化の将来への継承を目指すとともに、住民との協働による特色あるまちづくりを進めています。

本町のまちづくりを特徴づける「ワインづくり」は、事業着手からすでに半世紀以上が経過し、ブドウ栽培やワイン製造、販売を通じた産業連携や雇用維持への効果とともに、ワイン城や製造施設の観光拠点としての役割、食文化の発展や国際・地域間交流への波及など多方面への広がりをもたらしました。これらの取り組みを通じて得た「無から有を生み、質を高め、多方面へ展開する」という経験と考え方は、本町の「ひとづくり」、「ものづくり」、「まちづくり」に欠くことのできないものとなっています。

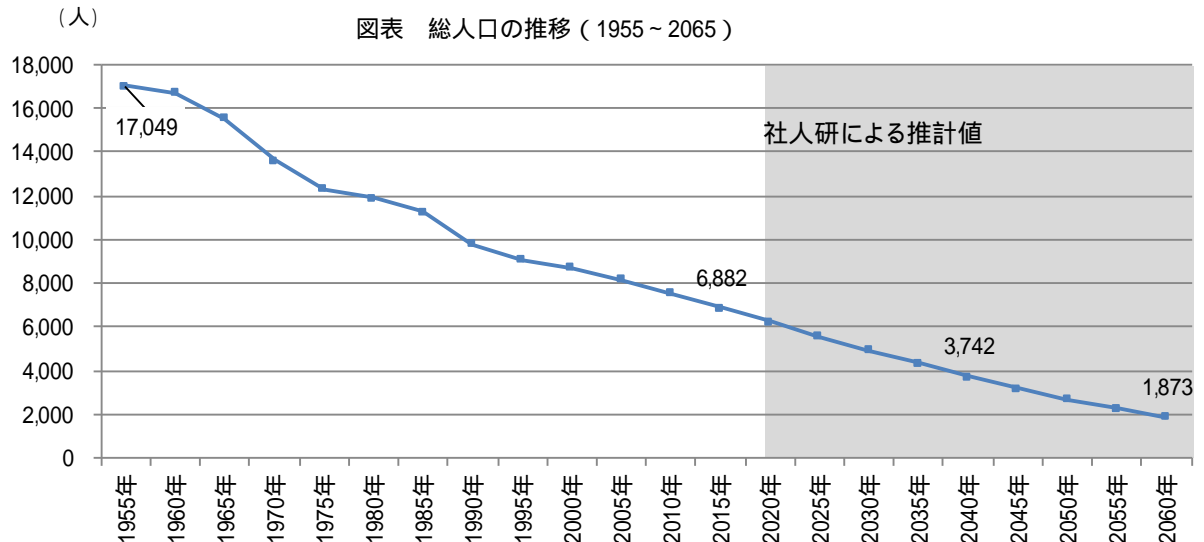
また、お年寄りの社会参加を促したいきがいセンター事業(昭和47年～)や、まちの話題や町議会を放送してきたCATV(有線テレビ)事業(昭和48年～平成23年)は、個性的な取り組みとして紹介されることが多くありましたが、事業の根幹は住民福祉の向上と住民参加の促進を目指したものでありました。

将来に向けても、これまでの歴史や経験を忘れずに、地域特性を再認識し、農業を中心とした産業の振興と、安心安全な住みよい環境づくりを進めるとともに、自然環境を守り、人を育み・敬い、住民参加による協働のまちづくりを続ける必要があります。

(4) 人口の状況

人口の推移と将来推計

1955年以降の池田町の総人口は、1955年(昭和30年)の17,049人から減少を続け、2015年(平成27年)には6,882人となりました。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計によると、2040年(令和22年)には3,742人(2015年時点の54.4%)、2060年(令和42年)には1,873人となり、1955年(昭和30年)時点の11.0%、2015年(平成27年)時点の27.2%となる見込みです。



(出典) 2015年までは国勢調査、2015年以降は「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づき作成

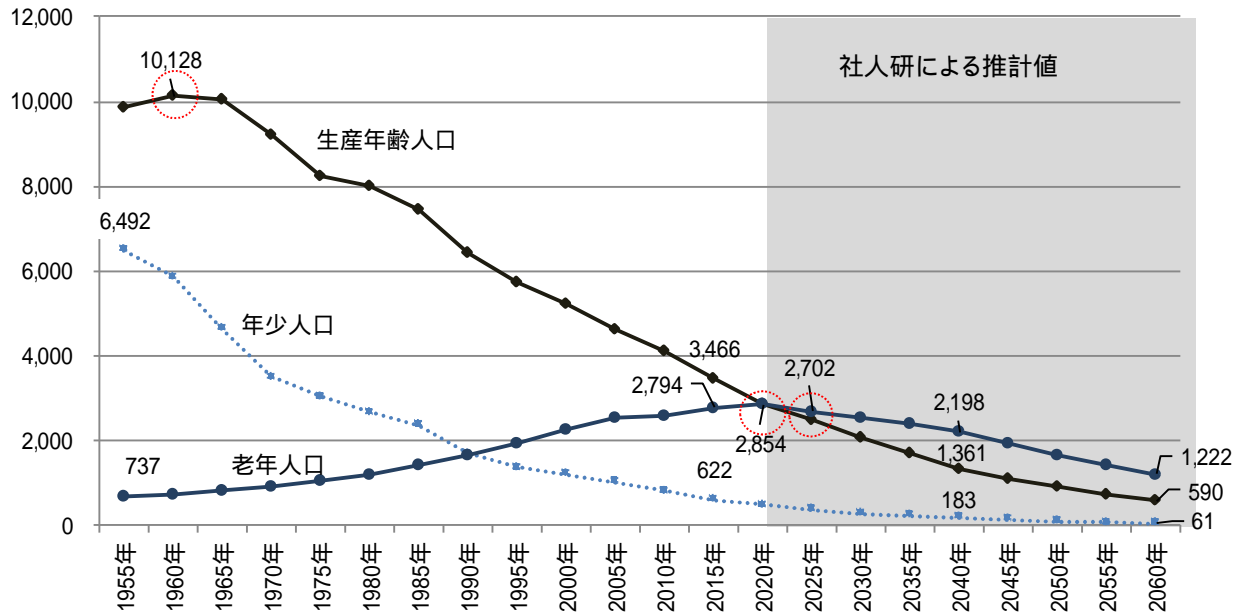
人口推移を年齢3区分別()に見ると、年少人口は、1955年(昭和30年)の6,492人から減少を続け、2015年(平成27年)には622人と1,000人を下回っています。社人研の推計ではその後も減少を続け、2040年(令和22年)には183人、2060年(令和42年)には61人になると予想されています。

生産年齢人口は1960年(昭和35年)の10,128人をピークに減少しています。2015年(平成27年)には3,466人とピーク時の半分以下となり、推計では2025年(令和7年)に老年人口と逆転することが予想されています。

老年人口は1955年(昭和30年)の737人から徐々に増加を続け、1990年(平成2年)に年少人口を上回り、2015年(平成27年)には2,794人となりました。社人研の推計によると2020年(令和2年)に2,854人とピークを迎え、その後は減少に転じます。2040年(令和22年)には2,198人、2060年(令和42年)には1,222人になると推計されています。

年齢3区分人口：年少人口は0~14歳、生産年齢人口は15~64歳、老年人口は65歳以上(高齢者)の人口

図表 年齢3区分別人口の推移 (1955~2065)

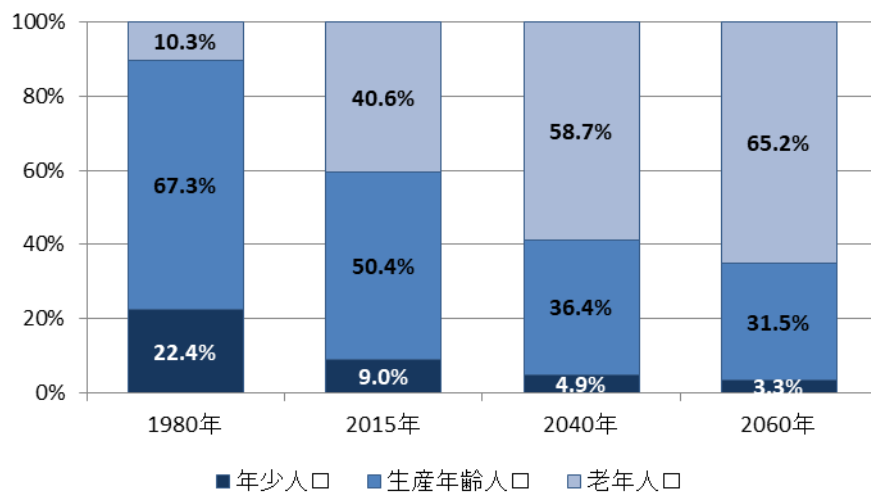


(出典) 2015年までは国勢調査、2015年以降は「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づき作成

年齢3区分別人口割合の推移をみると、老年人口が1980年(昭和55年)には10.3%であったものが、2040年(令和22年)には58.7%、2060年(令和42年)には65.2%となり、高齢化が進んでいます。

一方、年少人口割合は低下を続け、2040年(令和22年)には4.9%になることが予想されています。

図表 年齢3区分別人口割合の推移



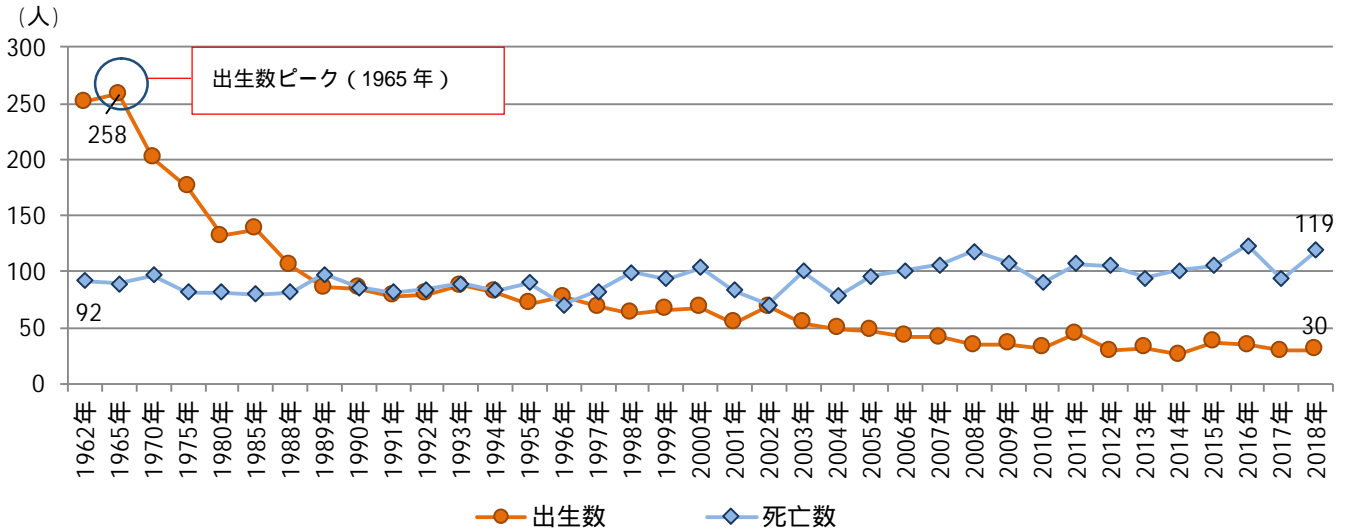
(出典) 2015年までは国勢調査、2015年以降は「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づき作成

自然増減の状況：出生・死亡数、転入・転出数の推移

池田町の出生数は、1965年（昭和40年）に258人と出生数のピークを迎えた後に急激に減少しています。1990年代頃になると減少幅はゆるやかになったものの、一貫して減少傾向で推移しています。

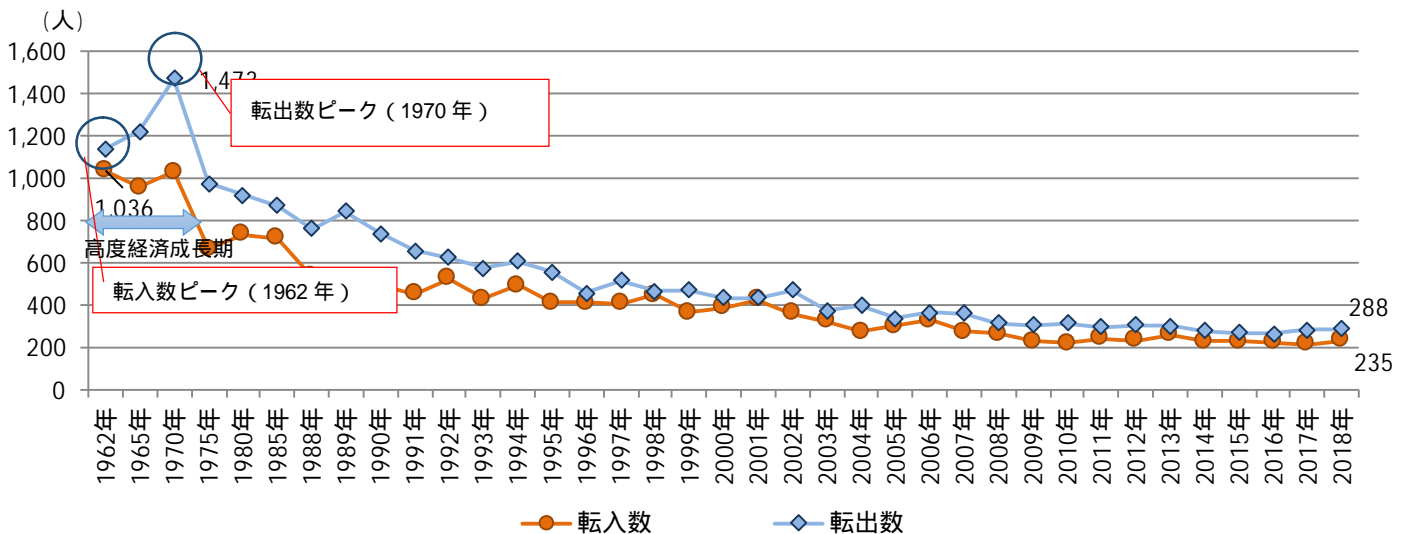
死亡数は、上下はあるものの概ね100名前後で推移しています。1989年（平成元年）を境に死亡数が出生数を上回る「自然減」となり、出生数の減少に伴ってその差が大きくなっています。

図表 出生・死亡数の推移



転出数は1970年（昭和45年）に1,473人とピークになり、その後は徐々に少なくなっています。しかし、転入数も減少が続いており、1962年（昭和37年）から一貫して転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が続いています。

図表 転入・転出数の推移



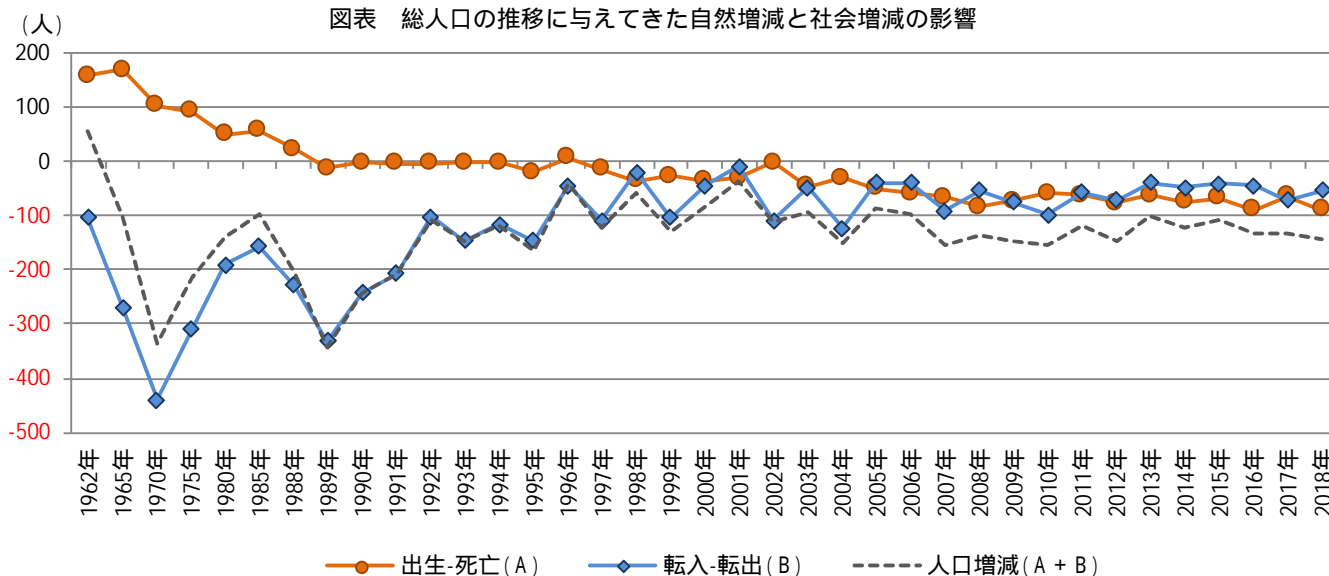
（出典）出生数・死亡数は人口動態保健所・市区町村別統計、転入数・転出数は住民基本台帳に基づき作成

総人口の推移における自然増減と社会増減の影響

池田町では、1960年代～1990年代にかけて、人口の増減（自然増減（出生 - 死亡）と社会増減（転入 - 転出）の和）が社会増減の動きとほぼ連動しており、総人口の推移に社会増減が大きく関わっていたことが読み取れます。

2000年（平成12年）に入り、特に2005年（平成17年）頃からになると、社会増減と自然増減の動きにも大きな差がなくなり、また、自然減の幅が大きくなったことも影響し、自然増減・社会増減双方が総人口の減少に影響していることがうかがえます。

図表 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

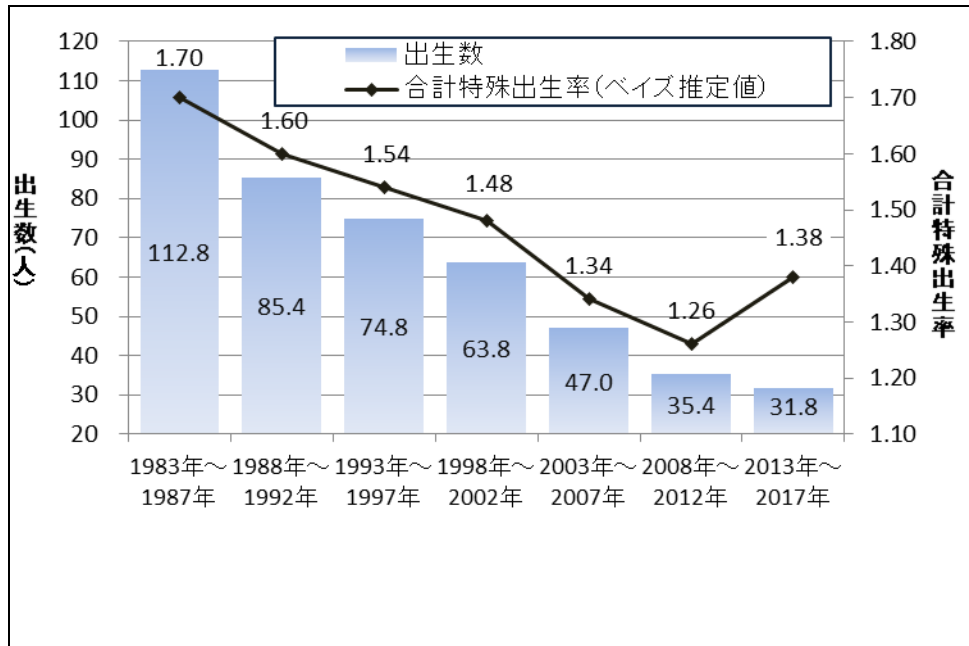


（出典）自然増減は人口動態保健所・市区町村別統計、転入数・転出数は住民基本台帳に基づき作成

自然増減の状況：合計特殊出生率と出生数の推移

合計特殊出生率は、1983年～1987年に1.70であったものが、2008年～2012年には1.26と低下を続けていましたが、2013年～2017年には1.38に上昇しています。一方、出生数については1983年～1987年の112.8人から2013年～2017年の31.8人へと大幅に減少を続けています。

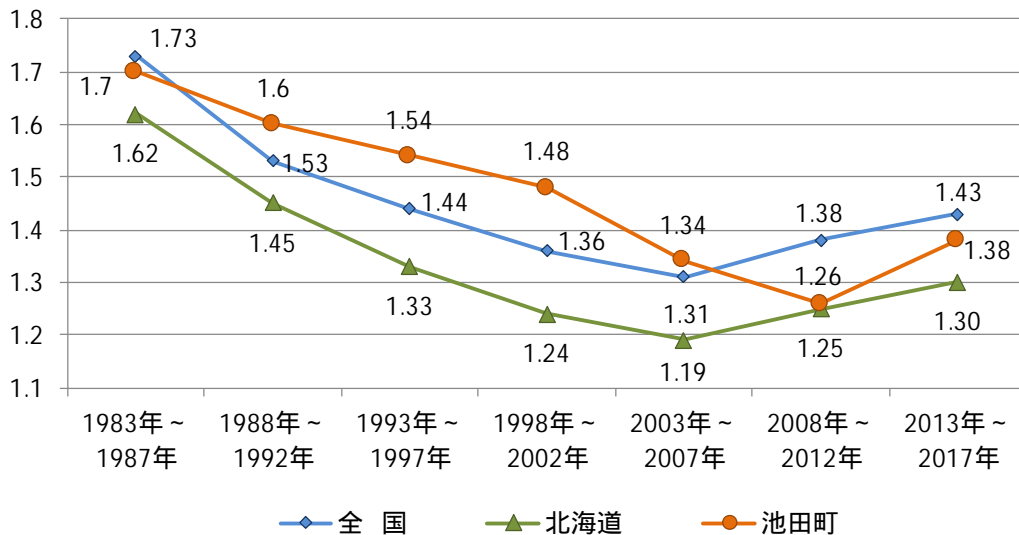
図表 合計特殊出生率（ベイズ推定値）と出生数（5年平均）の推移



(出典) 人口動態保健所・市区町村別統計より作成

合計特殊出生率について、全国、全道の平均と比較すると、2003年～2007年までは、おおむね全国・全道の平均を上回る水準で推移していたものの、2008年～2012年には全国の1.38を下回り、2013年～2017年も全道以上ではあるものの全国以下の水準で推移しています。

図表 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



(出典) 人口動態保健所・市区町村別統計より作成

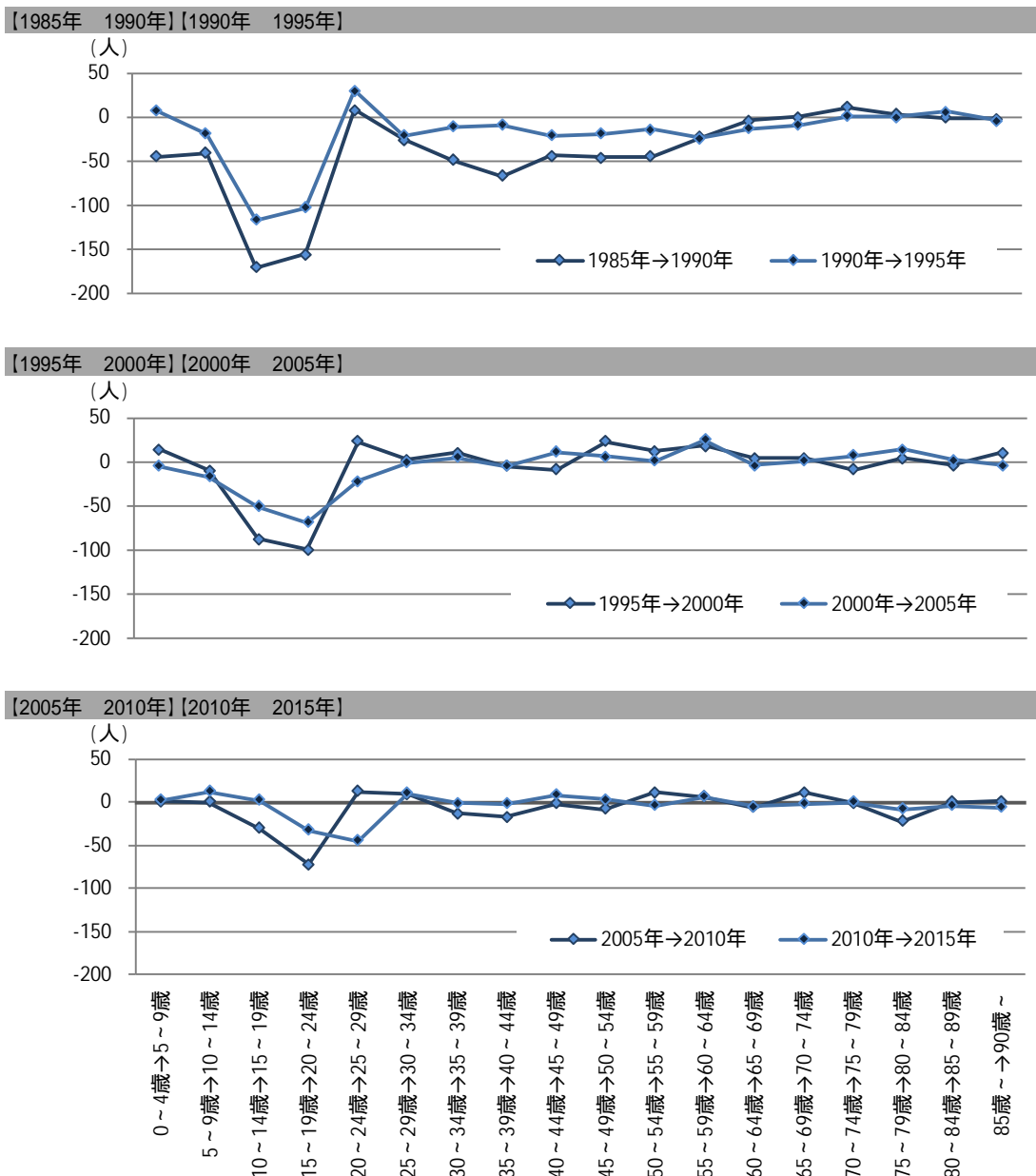
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数。

社会増減の状況：年齢5歳階級別の人口移動の状況

1985年（昭和60年）以降の純移動数（転入 - 転出）について、男女別にみますと、男性では、【1985年 1990年】【1990年 1995年】の期間においては、ほぼすべての年齢層で転出超過となり、特に10～24歳の年齢層で転出超過が大きくなっています。

その後の期間においても、この年齢層で転出超過がみられますが、その数は縮小してきています。これは、対象となる年齢の人口そのものが減少していることが要因の一つであると考えられます。

図表 年齢階級別の人口移動の推移【男性】



(出典) 国勢調査より作成

女性についても、男性同様、【1985年 1990年】【1990年 1995年】の期間では、ほぼすべての年齢層で転出超過であり、10～24歳の年齢層における転出超過が大きくなっています。また、その後の期間において、この年齢層で転出超過の数が縮小していくのも同様です。

図表 年齢階級別の人口移動の推移【女性】



(出典) 国勢調査より作成

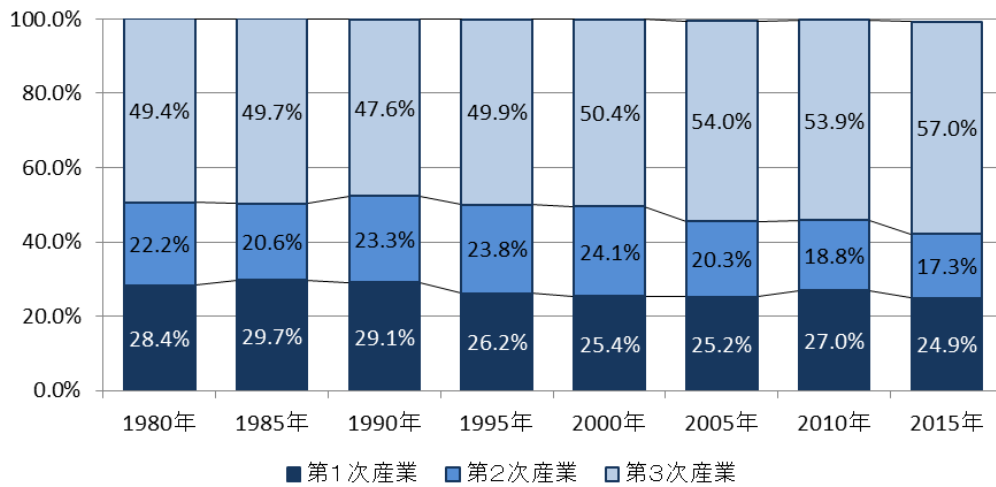
産業別就業者の推移

池田町における産業別就業者割合の推移をみると、第1次産業の割合は、1980年（昭和55年）の28.4%からほぼ横ばいで推移し、2015年（平成27年）では24.9%となっています。

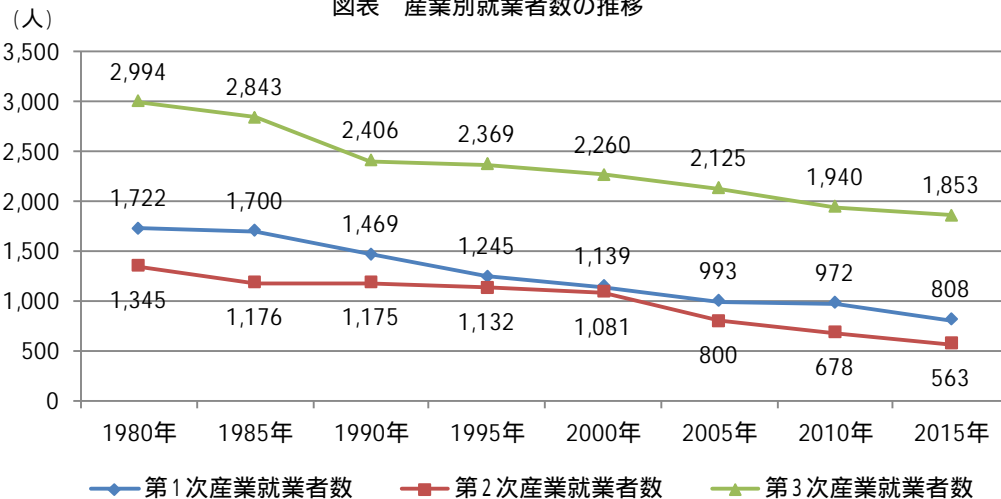
第2次産業については、1980年（昭和55年）の22.2%から20%台前半で推移してきました、2015年（平成27年）には17.3%と2割を下回っています。第3次産業については、1980年（昭和55年）に49.4%であり、1995年（平成7年）頃まで50%をやや下回る割合でほぼ横ばいに推移してきましたが、2000年（平成12年）に50%を超え、2015年（平成27年）には57.0%と、その割合を高めています。

また、就業者の実数をみるといずれの産業も減少を続けており、2015年（平成27年）の就業者数は1980年（昭和55年）と比べて、第1次産業で46.9%、第2次産業で41.9%、第3次産業で61.9%の割合となっています。

図表 産業別就業者割合の推移



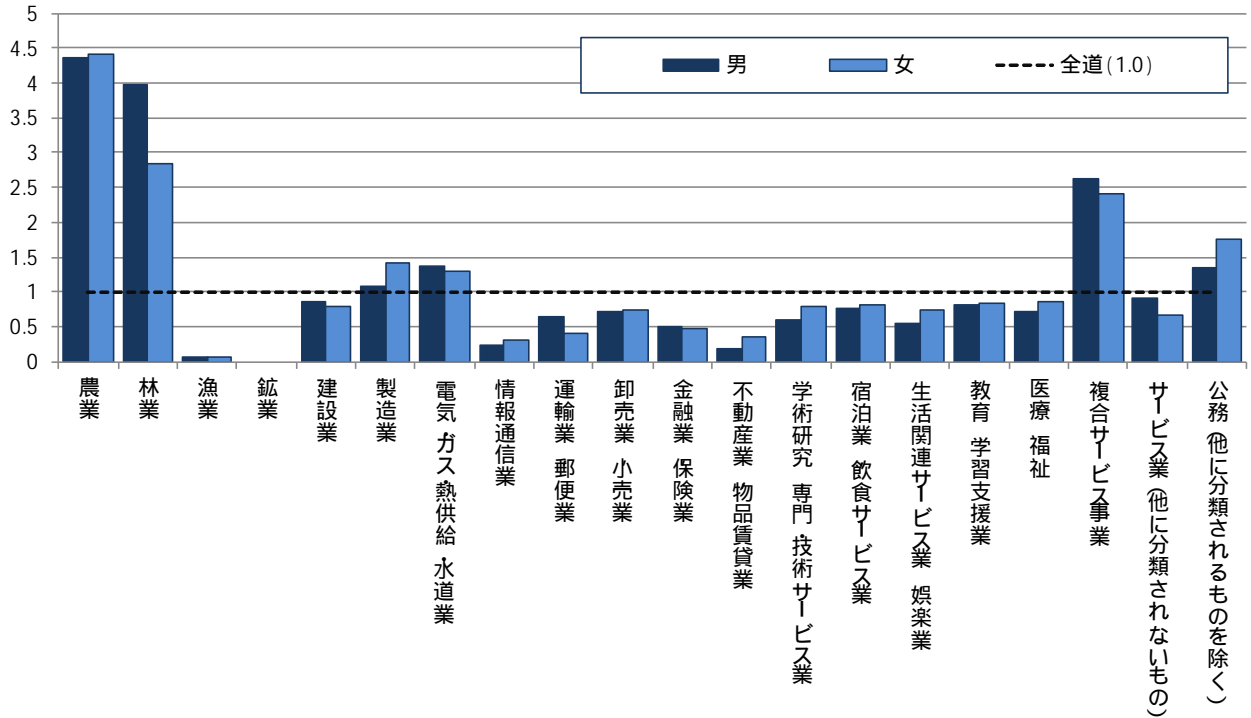
図表 産業別就業者数の推移



(出典) 国勢調査

男女別の産業特化係数()を見ると、男女ともに、農業、林業、複合サービス事業などで高い値となっています。

図表 男女別産業特化係数



(出典) 国勢調査(平成27年)より作成

産業特化係数：池田町の産業就業者の構成比の全道比(全道を1.0として算出)

周辺市町村への通勤・通学の状況

池田町は帯広市の通勤通学圏であり、通勤通学率は11.1%です。

周辺市町村への通勤・通学の状況をみると、池田町への通勤通学者・池田町からの通勤通学者が多いのは、帯広市、幕別町、音更町などです。

帯広市については、池田町からの通勤通学者が362人と多く、池田町への通勤通学者（205人）を大幅に上回っています。幕別町と音更町については、池田町への通勤通学者が池田町からの通勤通学者を上回っています。

図表 周辺市町村への通勤・通学の状況

| 市町村名 | 人口 | 当地に常住する 就業者・通学者数(従業 通学地不詳を 含まない) | 池田町へ | | 池田町から | | 入 - 出 |
|------|---------|---|------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------------|-------|
| | | | 通勤通学者数 【入】 単位(人) | / 通勤通学者率 【入】 単位(%) | 通勤通学者数 【出】 単位(人) | / 通勤通学者率 【出】 単位(%) | |
| 幕別町 | 26,760 | 13,177 | 255 | 1.94% | 199 | 6.12% | 56 |
| 帯広市 | 169,327 | 79,840 | 205 | 0.26% | 362 | 11.14% | -157 |
| 音更町 | 44,807 | 21,434 | 103 | 0.48% | 98 | 3.02% | 5 |
| 豊頃町 | 3,182 | 1,748 | 43 | 2.46% | 22 | 0.68% | 21 |
| 浦幌町 | 4,919 | 2,633 | 31 | 1.18% | 26 | 0.80% | 5 |
| 本別町 | 7,358 | 3,818 | 29 | 0.76% | 46 | 1.42% | -17 |
| 芽室町 | 18,484 | 9,475 | 16 | 0.17% | 16 | 0.49% | 0 |
| 足寄町 | 6,990 | 3,516 | 2 | 0.06% | 8 | 0.25% | -6 |
| 清水町 | 9,599 | 4,752 | 1 | 0.02% | 0 | 0.00% | 1 |
| 陸別町 | 2,482 | 1,254 | 1 | 0.08% | 4 | 0.12% | -3 |
| 土幌町 | 6,132 | 3,341 | 0 | 0.00% | 18 | 0.55% | -18 |
| 上土幌町 | 4,765 | 2,478 | 0 | 0.00% | 4 | 0.12% | -4 |
| 鹿追町 | 5,542 | 3,013 | 0 | 0.00% | 1 | 0.03% | -1 |
| 新得町 | 6,288 | 3,298 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 0 |
| 中札内村 | 3,966 | 2,109 | 0 | 0.00% | 6 | 0.18% | -6 |
| 更別村 | 3,185 | 1,843 | 0 | 0.00% | 2 | 0.06% | -2 |
| 大樹町 | 5,738 | 3,106 | 0 | 0.00% | 3 | 0.09% | -3 |
| 広尾町 | 7,030 | 3,564 | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 0 |

(出典) 国勢調査(平成27年)より作成

池田町から周辺市町村への通勤・通学者について、「通勤者」「通学者」の内訳をみます。

通勤者では、帯広市(270人)、幕別町(190人)への通勤が多くなっています。

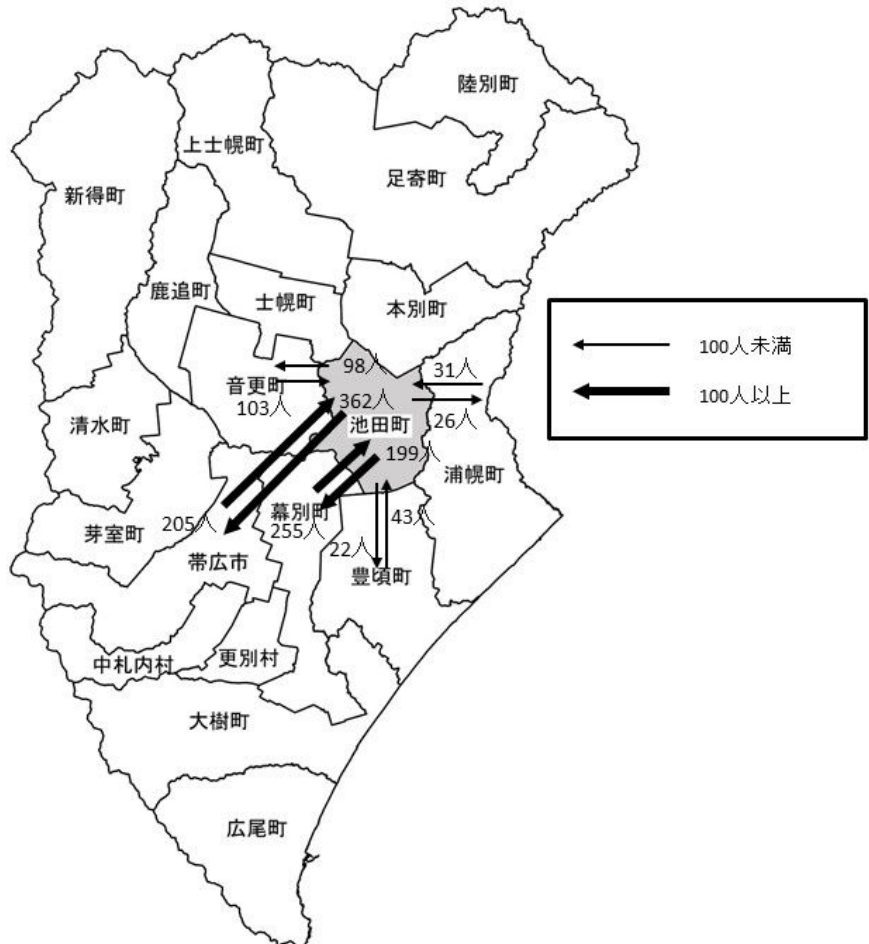
通学者では、ほとんどが帯広市への通学(92人)であり、幕別町(9人)、音更町(6人)が続いています。

図表 周辺市町村への通勤・通学者の内訳

| | 池田町からの 通勤・通学者 | 通勤者 | |
|------|------------------|-----|-----|
| | | 通勤者 | 通学者 |
| 帯広市 | 362 | 270 | 92 |
| 音更町 | 98 | 92 | 6 |
| 士幌町 | 18 | 14 | 4 |
| 上士幌町 | 4 | 4 | 0 |
| 鹿追町 | 1 | 1 | 0 |
| 新得町 | 0 | 0 | 0 |
| 清水町 | 0 | 0 | 0 |
| 芽室町 | 16 | 14 | 2 |
| 中札内村 | 6 | 6 | 0 |
| 更別村 | 2 | 2 | 0 |
| 大樹町 | 3 | 3 | 0 |
| 広尾町 | 0 | 0 | 0 |
| 幕別町 | 199 | 190 | 9 |
| 豊頃町 | 22 | 22 | 0 |
| 本別町 | 46 | 46 | 0 |
| 足寄町 | 8 | 8 | 0 |
| 陸別町 | 4 | 4 | 0 |
| 浦幌町 | 26 | 26 | 0 |

(出典) 国勢調査(平成27年)

図表 周辺市町村への通勤通学の状況
(通勤通学者数の【入】又は【出】が10人以上)(2015年(平成27年))



(5) 財政の状況

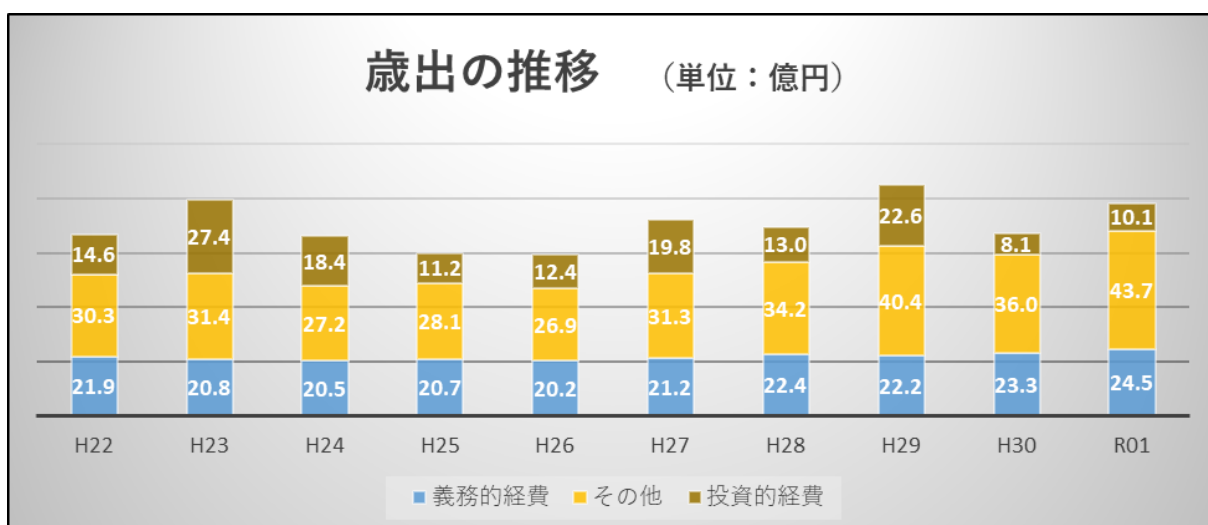
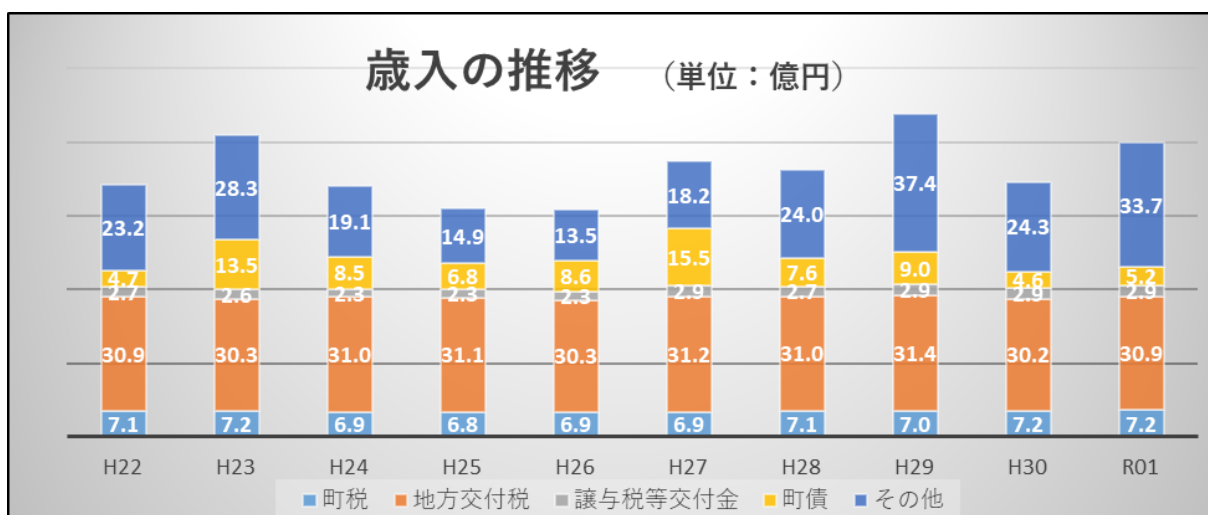
歳入歳出の状況

本町の歳入は、町税と地方交付税が主要な一般財源となっており、令和元年度の歳入構造では、町税が9.1%(7.2億円)となり、最も大きな割合を占める地方交付税は38.7%(30.9億円)となっています。これらの収入は、今後の人口減少や高齢化等の影響により減少が見込まれ、一般財源の確保は厳しくなることが予想されます。

その他の内訳は、国や道からの補助金や基金繰入金、ふるさと寄附金が主なものであり、用途が特定されている財源であります。

歳出は、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)が年々増加傾向にあり、令和元年度では31.3%を占めています。この割合が高くなると、他の経費に充てる財源が少なくなるため、財政構造が硬直化し、弾力性を失うこととなります。人件費は行財政改革の推進により減少していますが、高齢化等への対応により扶助費は増加しており、また、大型投資的事業の実施に伴い公債費も増加しています。

投資的事業は、平成23年度は池田中学校改築事業、平成27年度は学校給食センター改築事業、平成29年度は畜産クラスター事業などの実施により増加しています。



義務的経費 = 人件費、扶助費、公債費

その他：物件費、維持補修費、補助費等、繰入金、積立金、投資出資貸付金

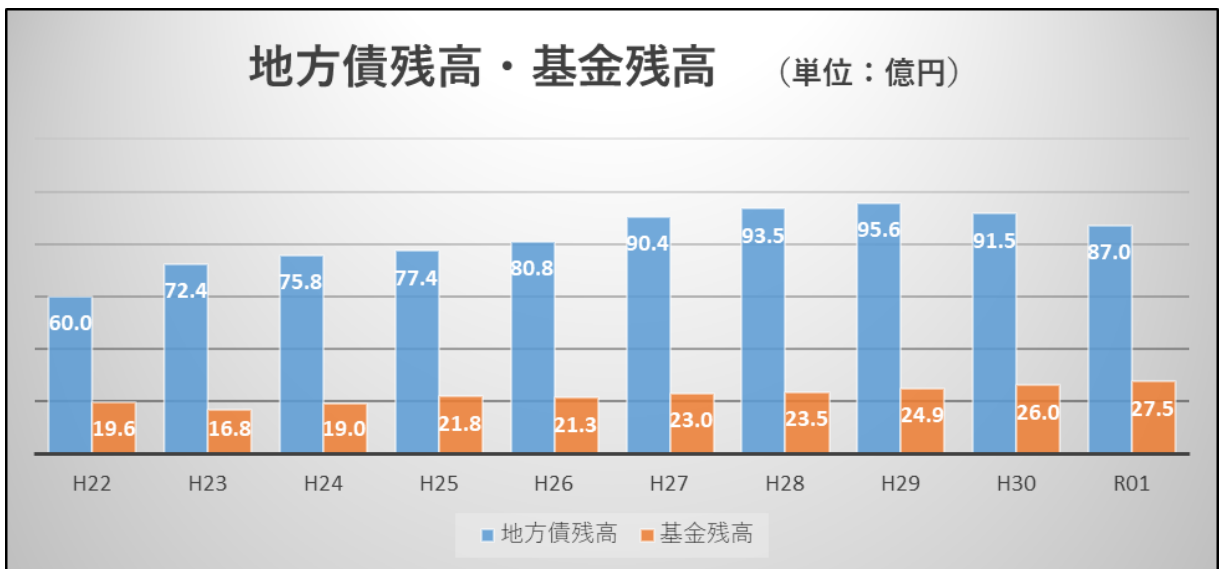
地方債及び基金残高

地方債残高は、十勝いけだ地域医療センターや池田中学校、学校給食センターの改築といった大型事業が続いたことに加え、緊急防災・減債事業を活用した避難所施設の整備等の財源として地方債を発行したことにより、増加傾向にありましたが、平成30年度より新規発行額が償還額を下回る状況となり、地方債残高も減少傾向にあります。

今後、学校プールの改築や防災行政無線の整備に伴う地方債の発行が予定されており、さらには老朽化による公共施設の維持改修や大型投資的事業も想定されることから、後年度の公債費の推移を配慮した地方債管理が必要となります。

基金残高は、ここ数年、ふるさと寄附金の好調により基金総額としては増加傾向にありますが、年度間の財源調整や大規模災害など不測の事態が発生した際に活用する財政調整基金は、平成28年度以降減少傾向にあります。

財政調整基金や減債基金の適正な残高の確保、その他特定目的基金については、設置目的に沿った事務事業を計画的に有効活用できるよう管理していく必要があります。



各財政指標の状況

財政力指数 0.226 (令和元年度)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、自治体を標準的に運営するのに必要な経費に対し、地方税等の自前の収入がどれくらいあるかを示す数値である。普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を指し、財政力指数の数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政状況に余裕があるとされており、1を超える自治体は普通交付税に頼らず財政運営を行う不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となる。

本町の財政力指数は、平成25年度以降、上昇傾向にありますが、依然低い水準となっており、歳入の大部分を地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない脆弱な財政構造となっています。

経常収支比率 89.4% (令和元年度)

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す比率で、人件費、扶助費、公債費といった毎年度経常的に支出される経費の、地方税や地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等の合計額

に占める割合である。一般的には 70～80%が適正な水準といわれており、この比率が低いほど自由に使えるお金がたくさんあるということになる。

本町の経常収支比率は、扶助費や公債費の増加により、徐々に数値が上昇してきていることから財政構造が硬直化しており、独自事業に充当できる一般財源が少なくなっていることを示しています。

実質公債費比率 11.7% (令和元年度)

実質公債費比率は、地方公共団体の収入に対する借入金等の返済(公債費)の割合で、資金繰りの程度を示す比率である。一般会計の元利償還金のほか、公営企業会計の公債費に充てるために一般会計が繰り出した経費などの合計額の、標準的な税収等の収入(標準財政規模)に対する比率の過去3年間の平均値により表される。

この比率が 18%以上となった場合は、地方債の発行に北海道知事の許可を要することとなり、25%以上の場合は、地方債の発行に一定の制限を受けることとなる。

本町の実質公債費比率は、ここ数年、公債費の増加により上昇傾向にあるが、許可団体となる 18%を下回っています。

公債費負担比率 18.1% (令和元年度)

公債費負担比率は、地方公共団体の一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合で、一般財源の用途の自由度を示す比率である。この比率が高いほど、地方公共団体の財政は圧迫され、財政の弾力性に乏しいと判断され、一般的には 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

本町の公債費負担比率は、警戒ラインに達しており、財政運営の硬直化が懸念され、今後の動きに注意する必要があります。

将来負担比率 68.6% (令和元年度)

実質公債費比率は、地方公共団体の収入に対する将来負担すべき負債の割合で、将来の財政負担の程度を示す比率である。一般会計が将来負担することとなる借入金等や公営企業会計の公債費に充てるために一般会計が負担すべき経費などから充当可能な基金や交付税に算入される見込額などを控除した額の、標準的な税収等の収入(標準財政規模)に対する比率により表される。この比率が 350%以上となった団体は、財政健全化計画を定め、財政の健全化に向けた取組みを進めなければならない。

本町の将来負担比率は、借入金等の残高の減少により下降傾向にあり、その基準を下回っています。

実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

本町はこれまで発生していません。

連結実質赤字比率

特別会計、公営企業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

本町はこれまで発生していません。

資金不足比率

公営企業会計ごとに算定され、資金不足額の事業規模に対する比率である。

本町の公営企業はこれまで発生していません。

5 . S D G s と自治体行政の役割の関係

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が定める国のSDGs実施指針では、「地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取り組みは、人口減少、地域経済の縮小等の地域課題の解決に資するもの」とされ、SDGsを原動力とした地方創生の推進が期待されています。

また、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成29年改定版）でも、地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取り組みの推進が示され、地方版総合戦略へのSDGsの目標達成に向けた施策の反映を求めています。

SDGsの17の開発目標の中には、「11 住み続けられるまちづくりを」との目標が掲げられています。また、このSDGsが目指す各目標は、本町のまちづくりにおける目指すべき方向性とも重なるものとなります。

短期的にみた生活サービス機能の向上や居住の利便性だけでなく、中長期的な視点からの持続可能なまちづくりを進めていくこと、SDGsの政策目標の共有と連携の促進、パートナーシップの深化の実現への意識を持ちながら、総合計画の推進を図ることが必要となります。

SDGsの17のゴールと自治体行政の関係

| 目標 | 自治体行政の果たし得る役割 |
|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>1．貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p> |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>2．飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p> |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>3．すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p> |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>4．質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p> |

SDGsの17のゴールと自治体行政の関係

| 目標 | 自治体行政の果たし得る役割 |
|---|---|
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  | <p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p> |
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  | <p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  | <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p>  | <p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  | <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p> |
| <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p> |
| <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p> |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p> |

SDGsの17のゴールと自治体行政の関係

| 目標 | 自治体行政の果たし得る役割 |
|---|--|
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | <p>13．気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p> |
|  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | <p>14．海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p> |
|  <p>15 陸の豊かさを守ろう</p> | <p>15．陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p> |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>16．平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p> |
|  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p>17．パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p> |

出典：自治体SDGsガイドライン検討委員会編集「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）
- 導入のためのガイドライン -（参考文献：[UCLG, 2015]）」

基本構想

- 1．池田町の将来像
- 2．人口指標
- 3．土地利用の方向
- 4．まちづくりの基本方針
- 5．まちづくりの基本目標（施策の大綱）

1 . 池田町の将来像

(1) 池田町町民憲章を实践するまちづくり

池田町町民憲章は、町民の行動の規範であり、また、まちづくりの目標・方針となるものとして、開基七十周年の節目を記念し、昭和43年に制定しています。

総合計画では、町民憲章を实践するまちづくりに向けた方策等を定めるものとします。

| 池田町町民憲章 | |
|---------|---|
| | わたしたちは 十勝川と 利別川に はぐくまれた 池田の 町民です。 |
| 1 | 生きがいの ある はつらつと した まちを つくろう。 つよい ところと じょうぶな からだで はたらく ことに 誇りと よろこびを。 |
| 1 | くらしの 豊かな 明るい まちを つくろう。 しごとを くふうして 生産を 高め むだを はぶいて 生活を よりよく。 |
| 1 | ねがいを もつ しあわせな まちを つくろう。 こどもの ゆめを はぐくみ みずから まなぶ おとなに。 |
| 1 | ひとを だいに する あたたかい まちを つくろう。 いまを 築いた としよりを うやまい すべての ひとに 親切と いたわりを。 |
| 1 | 楽しい うるおいの ある まちを つくろう。 きまりを 守り 環境を うつくしく スポーツに したしみ よい 趣味を。 |

(2) 将来像

池田町第5次総合計画では、池田町町民憲章を实践するまちづくりを目指し、これまで本町が築いてきた個性豊かなふるさとづくりを次世代へとつなげ、住みよいまちづくりを進めるため、将来像を次のように定めます。

「ひとが育ち まちが育つ みんなでつくろう 明るいふるさと いけだ」

基幹産業である農業を中心とした産業の連携・発展、恵まれた自然環境の維持・保全、特徴ある地域文化の伝承を土台に、「まちづくりは人づくり」の考え方のもと、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、地域で暮らす人々の笑顔が輝き、だれもが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくり・ふるさとづくりを目指します。

この「将来像」は、池田町中学生まちづくりアンケート（令和元年5月実施）における「まちづくり計画のキャッチフレーズ」として、中学生から回答があった内容をもとに、新たな総合計画の「将来像」として選定・作成し、池田町まちづくり会議（総合計画審議会）の協議を経て、決定したものです。

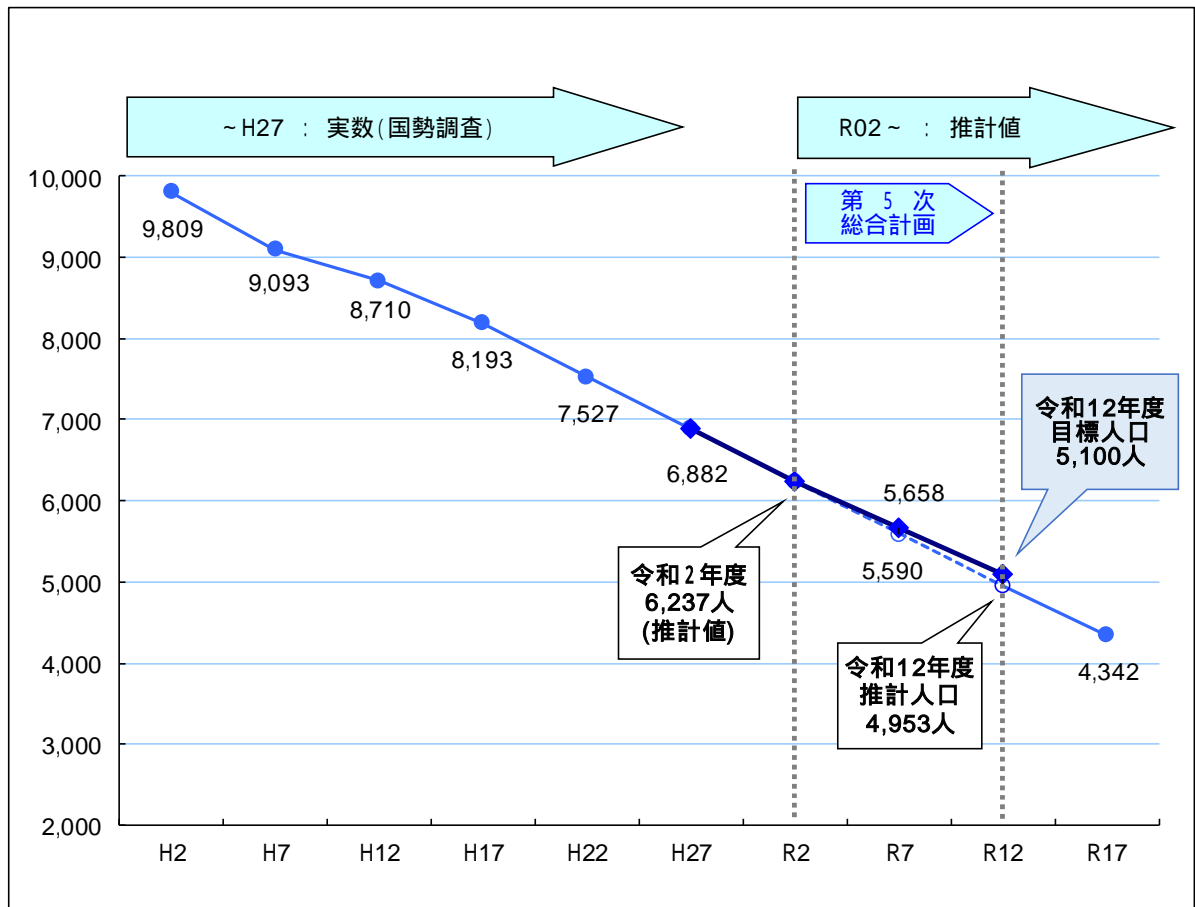
2 . 人口指標

本町の人口は、昭和 30 年の国勢調査をピークに減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、第 5 次総合計画の目標年度である令和 12 年の人口は、4,950 人程度まで減少するとされています。

第 5 次総合計画では、子供からお年寄りまで、だれもが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくり・ふるさとづくりに向けた各種施策を展開することにより、令和 12 年の目標人口を 5,100 人とします。

「令和 12 年度における目標人口 5,100 人」

国勢調査による人口（実績、推計、目標）



合計特殊出生率（平成 25～29 年：1.38、総論 14 ページ参照）について、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「北海道人口ビジョン」を参考に 1.8 に改善させるとともに、転出者が転入者を上回っている状況の改善（3 割程度）を目指し、目標人口を設定しています。

3 . 土地利用の方向

本町の総面積は 371.79 km²で、山林が約 46%、農地が約 21%、牧野が約 15%、宅地が約 1%、その他雑種地などが約 17%となっており、土地利用の状況で大別すると市街区域、農業区域、自然（森林）区域に分けられます。

土地利用は、まちづくりの基本であり、長期的な視点に立って計画的に進める必要があります。

（1）市街区域

将来的な人口動態を踏まえ、住居区域の拡大を抑制しつつ、住居地域、商業地域および工業地域、道路、公園緑地、公共施設などの適正配置に努めるとともに、土地建物の有効利用や継承を支援することにより、利便性の高い市街地形成と計画的かつ合理的な土地利用の推進を図ります。

池田市街地は、公共施設の集約化と未利用土地建物の有効利用やまちなか居住を推進し、市街地機能の維持に向けた施策の実行に努めます。

利別市街地は、良好な住環境の保全による住民利便性の確保を図るとともに、交通アクセスの良さをいかした産業・企業等機能の維持拡大に向けた施策の実行に努めます。

高島地区は、北部地域住民の生活機能の維持に向けた施策の実行に努めます。

（2）農業区域

基幹産業である農業のさらなる振興に向け、生産基盤である農地の保全と優良農地の確保、農地の集積化の促進と遊休農地の発生防止に向けた施策の実行に努めます。

（3）自然（森林）区域

国土の保全、水源かん養および快適な生活環境の保全などにより、持続可能な林業経営と、森林の持つ公益的機能の維持・向上の両立に向けた施策の実行に努めます。

4 . まちづくりの基本方針

本町が抱える課題は、単一の分野、施策だけで解決できるものばかりではなく、各分野における施策・事業の推進に際し、同じ方針、同じ視点により連携・連動した取り組みが必要となります。

第5次総合計画では、将来像や基本目標の実現に向け、6つの基本方針を設定し、住民と行政がその考え方や方向性を共有します。

(1) 子育てしやすい まちづくり

身近な地域で安心して妊娠、出産、子育てができる保健・医療・福祉・教育などの施策の推進とともに、子どもや子育て世代が集える環境の整備、若年層の雇用や多様な働き方に見合う就業環境の確保、既存の土地・建物の有効活用など住環境の整備促進、子育てと仕事や社会参加が両立可能な環境づくりへの機運の高まりなどにより、地域全体で子どもの育ちを支える、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(2) 心豊かに住み続けられる まちづくり

健康づくりや介護予防、生活援助、地域医療体制の充実などの施策の推進とともに、買い物や通院への移動手段の確保、ふるさと教育や食農教育の推進、女性や若者、障がいのある方などの職場定着や就労機会の拡大、多様性を認め合い、互いに見守り支え合う福祉社会の実現への機運の高まりなどにより、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが心豊かに住み続けられるまちづくりを進めます。

(3) 豊かな自然と共生する まちづくり

自然環境の保全、資源循環型社会の形成に向けた施策の推進とともに、農業農村・森林の公益的機能の維持と持続可能な農林業経営との両立、温室効果ガス排出抑制の取り組みの促進、エネルギーの自給・地産地消に向けた方策の検討、地球温暖化防止や環境負荷の低減への機運の高まりなどにより、豊かな自然と共生し、次世代へと継承するまちづくりを進めます。

(4) 産業が連携し活性化する まちづくり

地場産業の育成や経営体質の強化、高付加価値化に向けた施策の推進とともに、農林業と商工業、観光への産業間連携の促進、起業や事業継承が可能となる仕組みの構築、ブドウ・ブドウ酒事業のブランド化の推進と地域連携の強化、地域内循環、地域内消費への機運の高まりなどにより、新たな産業や雇用、関係人口の創出につながる、産業が連携し活性化するまちづくりを進めます。

(5) 災害に備える まちづくり

建築物の耐震化促進や水防対策の推進、災害時における避難場所および物資の備蓄、供給体制の確保とともに、緊急連絡手段の整備、浸水区域を踏まえた土地利用方針・公共施設整備方針の策定、自主防災組織の育成と防災教育・避難訓練の継続、主体的な避難行動への理解と「自助、共助、公助」への認識の高まりなどにより、自然災害の発生に備えるまちづくりを進めます。

(6) 住民と行政の協働による まちづくり

行政情報の共有化や広聴活動の推進、多様な住民参画機会の確保とともに、町職員の人材育成・能力向上による住民サービスの向上、主体的な地域コミュニティ活動の推進、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり、まちづくりへの参加・参画に対する機運の高まりなどにより、住民と行政による協働のまちづくりを進めます。

5 . まちづくりの基本目標（施策の大綱）

基本目標 1 . 産業分野

“地域の魅力がかがやく” 産業を活かすつくる まちを目指して

農村環境を保全し、地域の資源や特性を活かした産業振興、産業連携を促進することなどにより、新たな産業や雇用を創出し、地域経済を活性化させるまちづくりを目指します。

政策 1 農林業の振興

農業経営体数の減少や担い手・後継者不足が課題となっており、農地の集約化や作業省力化、担い手の育成・確保に向けた対策により、農業経営の体質強化を図ります。

将来を見据え、農地の大区画化や水田（転作田）地域の畑地転換を推奨し、大雨など災害に強い農業生産基盤整備に取り組むとともに、農村の多面的機能の発揮のため、環境に配慮した農業を推進し、農村景観の維持活動を促進します。

農業・農村の重要性や食の大切さを伝えていくため、食育・地産地消の推進および情報発信に努めます。

持続可能な林業経営と森林の持つ公益的機能の維持・向上との両立を実現するため、間伐施業や皆伐後の確実な再造林、天然林の健全化、地域材の地位・森林価値の向上などに努めるとともに、林業への関心や自然環境の保全に対する認識を醸成し、担い手の育成・確保を図り、木育事業を推進します。

政策 2 商工業・観光の振興

生活圏域の広域化や消費者ニーズの多様化により、消費の町外流出が課題となっています。販路の開拓や新商品の開発、店舗間連携によるイベント開催など商店街に人を呼び込む取り組みを支援し、愛町購買運動を推進します。また、関係団体との連携により、経営力の強化を支援します。

工業および建設業の振興は、地域活力の向上と雇用の場の確保につながるものとして、まちづくりに重要な役割を果たしており、魅力的な地場産品開発への支援や、中小企業者の受注機会の確保に努めます。

地域特性を生かした企業の育成と、企業誘致につなげる情報収集および情報発信に取り組みます。

観光振興では、食や景観といった豊富な地域資源をより魅力的に組み合わせ、観光客の満足度を高めることなどにより通過型観光からの脱却を図り、観光を通じたまちづくりを進めます。

政策3 ブドウ・ブドウ酒事業の推進

ブドウ栽培・ワイン造りによる地域産業の振興に寄与してきた事業の更なる安定運営を図り、次世代へ継承し、十勝ワインを通じ、まちを知り、郷土愛を育むことができるよう事業運営における地域連携を深めていきます。

寒冷地に適した独自品種の開発を進め、ブドウ栽培の普及、原料調達の安定化に努め、辛口・熟成にこだわり続けた本物志向のワイン造り、加えて、北国ならではの酸味を生かした個性・地域性溢れる魅力ある商品の提案、販売先との関係強化、販売増を図ります。

新生ワイン城がより一層地域住民に愛され、集う施設となり、本町独自のワイン文化を発信することで、住民のブドウ・ブドウ酒事業への愛着を深めることを目指します。

政策4 勤労者福祉の充実、消費者の保護

あらゆる業種において後継者や担い手の確保が課題となっており、高齢化の進行に伴う介護人材の確保、障がい者の自立と社会参加の促進および就労定着などの取り組みを支援します。また、勤労者福祉制度の加入促進、雇用機会の拡大に向けた支援に努めます。

消費者の知識不足や判断力不足につけ入るような悪質商法が増加し、架空請求や振り込み詐欺などその手口も巧妙化し、消費者を取り巻く環境は年々複雑化していることから、消費生活に関する相談窓口の開設、関係機関の連携などにより、消費者被害の防止に向けた情報提供や啓発活動に努めます。

政策5 産業連携、起業化の推進

就業機会の拡大や起業化による地域経済の活性化に向け、産業連携による高付加価値化や6次産業化を推進し、産業人材の育成・確保に向けた取り組みを進めます。

地域内における生産、加工される産品などについて、地元住民が愛着を持ち、地域経済循環への意識を高める機会の確保に努めます。

都市から地方の企業・経済活動への参画や二地域居住、移住・定住につながる取り組み、地域外人材も含め、担い手不足の解消に向けた新たな関係を創出する仕組みづくりを進めます。

起業化の支援に向け、関係機関連携による支援・相談体制の整備とともに、十勝圏域における産業振興支援制度の利用の促進を図ります。

基本目標 2 . 子育て支援、福祉、保健・医療分野

“ 心とからだを育てる ” 健やかに暮らせる まちを目指して

心と身体の成長を支え、困りごとに対する総合的・包括的な相談・支援体制の確保などにより、共生社会を実現し、健やかに暮らすことができるまちづくりを目指します。

政策 1 子育て環境の充実

少子化や核家族化の進行をはじめ、ひとり親家庭の増加や地域コミュニティの希薄化により、親の不安感や負担感が増えています。また、女性の社会進出や就労形態の多様化により、保育の需要が増加しています。

子どもたちを健やかに育むため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制と保育環境の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に努めます。

政策 2 福祉の充実

社会構造が変化し、多様化・複雑化する福祉課題を解決するには、公的なサービスだけでなく、地域社会全体で見守り合える体制が必要であり、支え合いや助け合いなど地域住民の協働によるまちづくりが求められています。

共に支え合いながら参加できる健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、豊かな人間関係の中で誰もが生きがいを持って自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めます。

政策 3 保健・医療の充実

急速な高齢化の進展や生活習慣の変化により、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。健康寿命を延伸するためには、生活習慣病の発症と重症化の予防対策が重要です。住民ひとり一人が自らの健康づくりに取り組むことができるよう各種健康診査、健康相談等の保健サービスの充実に努めます。

また、地域包括ケアシステムを推進するため、十勝いけだ地域医療センターを中心とした地域医療体制の充実に努めます。

基本目標 3 . 教育、芸術文化・スポーツ分野

“未来に向かいはばたく” 学びと文化を育む まちを目指して

家庭や地域ぐるみで健やかな育ちを支え、生涯にわたり学ぶ機会を確保し、芸術文化の伝承およびスポーツ活動の振興などにより、学びと文化を育むまちづくりを目指します。

政策1 学校教育の充実

急激に変化する社会を生き抜くためには、新しい社会や経済に対応する力の育成だけでなく、変化の背景や本質を見抜き、主体的に社会に参画していく力を育成していくことが必要です。「社会で生きる力」の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びを実践し、子どもたちに未来を拓くために必要な資質・能力を身に付けさせるとともに、グローバル化、科学技術の進展、高度情報化社会など社会の変化に対応する教育を推進します。

よりよい社会の実現に向けて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働するために必要な資質・能力の育成が求められています。豊かな人間性の育成に向けて、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさとへの誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

政策2 社会教育の推進

潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要となります。学びを活かす地域社会の実現に向けて、地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

変化の激しい社会を生き抜く力は、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるもので、家庭や地域との連携・協働が不可欠となります。地域と学校の連携・協働を推進するとともに、生まれ育った環境などにより左右されることなく、健やかな育ちを支える教育環境づくりを進めます。また、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

政策3 芸術文化・スポーツ活動の振興

芸術文化は、人々に潤いのある心豊かな生活をもたらすだけでなく、青少年の豊かな創造性や情操を育む上で重要な役割を果たしています。生涯を通じた芸術文化の活動を推進するとともに、住民の共有財産である郷土資料の保存・活用に取り組みます。

体力は、あらゆる活動の源として、健康の維持のほか意欲や気力の充実にも大きくかわり、心身ともに健やかに生きるためには、子どもの頃から、体力の向上、健康の確保を図ることが重要です。生涯にわたり健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育の充実に取り組みます。

基本目標 4 . 生活基盤等分野

“環境を守り つなぐ” 安全安心住みよい まちを目指して

豊かな自然環境の保全と生活環境の向上を進め、地域防災力の強化を図ることなどにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心、快適に住み続けられるまちづくりを目指します。

政策1 計画的な土地利用の推進

土地利用は、まちづくりの基本であり、長期的な視点に立って計画的に進める必要があります。

将来的な人口動態を踏まえ、住居区域の拡大を抑制しつつ、住居地域、商業地域および工業地域、道路、公園緑地、公共施設などの適正配置に努め、土地建物の有効利用や継承を支援することにより、利便性の高い市街地形成と計画的かつ合理的な土地利用の推進を図ります。

また、基幹産業である農業のさらなる振興に向け、生産基盤である農地の保全と優良農地の確保、農地の集積化の促進と遊休農地の発生防止に努めるとともに、国土の保全、水源かん養および快適な生活環境の保全などにより、持続可能な林業経営と森林の持つ公益的機能の維持・向上の両立するための取り組みを推進します。

政策2 安全安心、情報化の推進

住民が生涯にわたり安全で安心して生活できるよう、地震や集中豪雨など想定を超える大規模災害や新たな感染症にも備えるよう、自主防災組織の育成や避難訓練の実施などにより、地域防災力の強化を図ります。高齢者を中心とした消費者被害や詐欺などの犯罪、交通事故についても警察や関係団体と連携し、地域力を生かした安全安心な町を目指します。

I C T（情報通信技術）が急速に進歩し、経済活動や住民生活に欠かせない技術となっています。町内の高速通信網を安定的に使用できるよう維持管理に努めるとともに、行政サービスにおいても、I C Tを活用した地域の課題解決や活性化、住民生活の利便性と効率性の向上に向け取り組みを進めます。

政策3 生活基盤の整備

住民の日常生活や経済活動を支える生活基盤施設は、少子高齢化・人口減少社会であるほど重要になります。

それらを安全・安心して使用できるように必要な費用を確保しつつ適切な維持管理に努め、可能な限り長寿命化しながら使用していかなければなりません。また、施設の新設のみならず更新に必要な費用も高額となるため、それらの実施にあたっては、必要性や優先度を多角的に比較検討する必要があります。

今後も安全・安心な生活を支えるため、関係機関と連携した治水対策の推進や道路・地域内交通ネットワークの整備を進めるとともに、公園の管理・整備及び緑化の推進、上下水道事業の健全な運営に取り組みます。

政策4 生活環境の整備

住環境、自然環境、環境美化を通じた生活環境を次世代へ継承していかなければならない中、経済、社会、環境の3側面すべてに対応するSDGsを踏まえた持続可能な社会へと変えていくことが求められています。

経済活動を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、自然と人間との共生や地域間の共生を図り、循環共生型の社会を推進し、誰もが住み慣れた地域で、安心して快適な暮らしを続けられる環境づくりに努めます。

基本目標 5 . 協働のまちづくり、自治体運営分野

“人と人がつながる”とともに歩みともにつくる まちを目指して

地域課題の共有化、地域間交流や移住施策の推進などにより、人を呼び込み、すべての世代が活力にあふれ、住民皆がともに歩みともにつくる、協働のまちづくりを目指します。

政策1 協働のまちづくりの推進

まちづくりは、住民と行政がともに将来の町の姿を見据え連携して取り組むことが重要です。積極的な情報公開と情報の共有化を図るとともに、まちづくりへの多様な住民参画機会を確保し、広聴活動を推進することなどにより、ともに歩みともにつくる協働のまちづくりを進めます。

人口減少や高齢化による担い手不足など、地域活動を取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。地域における相互扶助、住民同士の見守りや手助けの仕組みを再構築し、住民と行政が相互に理解を深め、地域の自主性を尊重した取り組みを進めます。

地域の特色を生かした国際交流・地域間交流を推進し、地域の活性化につながる移住者の受入体制づくりを進めます。

政策2 効率的な自治体運営の推進

人口減少がより一層進行する状況の中、各種施策の実行により定住を促進し、人口減少の抑制を図るとともに、人口規模に合わせたまちづくりを進める必要があります。本計画の期間内に本町の人口が5千人を下回る推計とされていることを踏まえ、公共施設の集約化や事務事業の見直し、自主財源の確保などの行財政改革に努め、限られた財源、限られた人員による効率的かつ効果的な行財政運営を進めます。

あわせて、複雑多様化する住民ニーズへの的確な対応、住民から信頼される町行政の推進に向け、職員の資質の向上に努めるとともに、行政事務の共同処理や民間委託などを進め、住民に分かりやすい組織体制づくりを進めます。

また、防災拠点としての役割も求められる役場庁舎の改築に向けた手法の検討や財源確保に向けた取り組みを進めます。

基本計画

基本目標 1 . “ 地域の魅力がかがやく ”

産業を活かしつくる まちを目指して

基本目標 2 . “ 心とからだを育てる ”

健やかに暮らせる まちを目指して

基本目標 3 . “ 未来に向かいはばたく ”

学びと文化を育む まちを目指して

基本目標 4 . “ 環境を守り つなぐ ”

安全安心住みよい まちを目指して

基本目標 5 . “ 人と人がつながる ”

ともに歩みともにつくる まちを目指して

基本計画

基本目標 1 . “ 地域の魅力がかがやく ” 産業を活かすつくる まちを目指して

基本目標 1 . 産業分野

“ 地域の魅力がかがやく ” 産業を活かすつくる まちを目指して

政策 1 農林業の振興

施策 1 農業

【 現状と課題 】

本町の農業は、小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯を中心とした畑作のほか、酪農、肉牛飼養、野菜などを組み合わせた複合経営が行われており、基幹産業として大きな役割を果たしています。

農業経営体数は、この 10 年間で約 4 分の 1 が減少し、農業従事者の高齢化や後継者不足が課題となっています。また、平均耕地面積は、30 ヘクタールを超え、十勝管内では小規模にあるとはいえ、徐々に経営規模の拡大が進んでいます。

人・農地プラン【 】を基本に担い手への農用地の集積・集約化を進めるとともに、農業関係機関とも連携を図り、定期的な農地パトロール・農地利用状況調査などにより、農地の遊休化や耕作放棄地の発生を防止し、土地利用型農業の体質強化を図る必要があります。

農業を取り巻く状況は、諸外国との協定、交渉条件により大きく左右され、国では、国際競争力の強化に向けた対策を中心に進めており、担い手・労働力不足対策や、スマート農業【 】への取り組みなど先進技術導入への研究も進め、本町に適した農業生産体制を構築する必要があります。

新規参入者への農業経営の継承や人材育成手法の検討、外国人材の受け入れも含めた労働力の確保、法人化や農作業受託など作業省力化に向けた取り組みなども課題となっています。

社会のグローバル化、情報化が進む中で、新規作物・新品種の導入や 6 次産業化、地域農産物の情報発信などにより、地域のブランド力の向上と農産物の高付加価値化を進めていく必要があります。

畜産経営では、家畜防疫・衛生管理の徹底や家畜ふん尿の適正な管理・処理に対する普及啓発に引き続き努める必要があります。

また、1 戸当たりの飼養頭数が増加傾向にある中、自給飼料生産性の向上や労働力不足への対応、労働負担の軽減に向けた対策が課題となっています。飼料基盤の整備により粗飼料自給率の向上および経費削減に努めるとともに、町営牧場の利用促進、ICT など省力化技術の導入や作業受委託組織の育成などにより畜産経営の安定化を支援する必要があります。

野生鳥獣による農業被害は、エゾシカなどによる農作物の食害が中心ですが、相当数の駆除を行いながらも依然として被害減少を実感するに至っていない状況にあります。池田町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、広域的な捕獲対策と電気柵など防除対策を併せて継続するとともに、駆除個体の適正処理による二次被害防止に努める必要があります。

人・農地プラン：地域農業の将来や担い手への農地の集約化に関する方針など「人と農地のあり方」を定めたもの。池田町でも町内全域を 15 地区に分け作成しています。

スマート農業：ロボット技術や ICT（情報通信技術）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する「新たな農業」。新規就農者の確保や栽培技術力の継承への効果が期待されています。

【 施策の方針 】

担い手への農地の集積と担い手確保・労働力確保対策などにより、農業経営の体質強化を目指

します。

【 施策の主な内容 】

- (1) 担い手の育成と確保
 - 認定農業者・認定新規就農者制度の適切な運用
 - 次世代の担い手への円滑な事業継承に向けた取り組みの推進
 - 農業を支える人材育成のための農業教育の充実
 - 青年層の新規就農と定着促進への支援
 - 女性が能力を発揮できる環境の整備
 - 多様な人材が活躍できる農作業環境の整備
- (2) 優良農地の確保と農地集約化の推進
 - 担い手への農地集積の推進
 - 荒廃農地の発生防止に向けた取り組みの推進
- (3) 農業経営の安定化と農村の振興
 - 肉用牛・酪農の生産拡大等畜産の競争力の強化
 - 園芸作物等収益性の高い農産物生産の検討
 - 転作田における高収益作物等への転換の奨励
 - 農作業安全対策の徹底に向けた広報活動の推進
 - スマート農業、デジタル化情報管理の推進
 - 農福連携の推進
 - 鳥獣被害対策等の推進とジビエ利活用の拡大
 - 町営牧場の運営と利用促進
- (4) 池田町農業構造政策推進協議会および関係機関団体相互の連携協調の強化
- (5) (仮称) 池田町農業振興計画の策定

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|--------|---------|---------|--|
| 農業産出額 | 70.9 億円 | 78.0 億円 | 農林水産省市町村別農業産出額(推計)(平成 30 年度、令和 5 年度) |
| 農業就業者数 | 6 5 0 人 | 6 2 0 人 | 農林業センサス (令和 2 年 (推計)、令和 7 年) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

- 池田町農業経営基盤強化促進基本構想
- 池田町農業振興地域整備計画
- 池田町地域水田農業ビジョン
- 池田町鳥獣被害防止計画
- 池田町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 中山間地農業振興指針第 3 の 1 に基づく市町村将来ビジョン
- 池田町酪農・肉用牛生産近代化計画
- 池田町畜産クラスター計画
- 池田町農業委員会活動点検・評価及び目標・活動計画
- 池田町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針

施策 2 農業 [基盤整備、資源保全]

【 現状と課題 】

農道・農業用水路など共同設備は、農地とともに農産物の安定的な生産や供給への役割を果たしているとともに、豊かな自然景観の維持や環境の保全、災害防止への機能など、多面的な機能を有しています。

環境に配慮した農業の推進により農業・農村の多面的機能をさらに発揮するため、耕畜連携【 】によるたい肥利活用や化学肥料・化学農薬の低減による循環型農業、環境保全型農業、GAP（農業生産工程管理）【 】などにより、地力の維持と環境負荷の低減を両立させる取り組みを引き続き進める必要があります。

近年、全国的に台風などの豪雨被害が多発しています。本町においても、平成 28 年の度重なる台風上陸の経験から、農作物被害を最小限にとどめ、1 日も早い農作業再開を可能とするため、農地の排水性向上について、計画的な推進が求められています。

農業生産基盤および農村生活機能を守り、安定した農業経営を確保するため、排水機場整備を含めた排水機能の向上に努めるとともに、水田（転作田）【 】地域の畑地転換を推奨し、農業生産基盤の整備を積極的に進めていく必要があります。また、作業効率の向上や省力化の推進、さらには近い将来に見込まれるスマート農業時代の到来を見据え、農地の大区画化などを推進する必要があります。

水路、農道など地域資源の保全活動については、各地域における共同活動組織が、国の支援制度も活用し取り組みを進めています。人口減少や過疎化・高齢化などの課題もありますが、多面的な機能・効果の発揮、また、農村景観の維持に向け重要な活動であり、引き続き支援に努める必要があります。

耕畜連携：畜産農家が畑作農家へたい肥を供給し、畑作農家は家畜用飼料作物を生産するなど、耕種（畑作）と畜種（畜産）の連携の取り組みを言います。池田町では、たい肥と家畜敷料となる麦稈（麦わら）を提供し合う連携が主体となっています。

GAP：農業生産工程の正確な実施、記録、点検および評価により、生産管理向上や経営効率改善に向け取り組まれています。東京オリンピックの開催決定を契機に、食材安全性確保の基準として、GAP 認証制度への関心が高まっています。

水田、転作田：昭和 45 年の米の生産調整（減反政策）以降、池田町でも水田の大部分が転作され、現在は約 1,210 ヘクタール（令和 2 年度現在）について、水田としての機能を維持しながら、畑作物や飼料作物の作付け（転作）がされている状況にあります。

【 施策の方針 】

安定した農業経営を確保するため、農地の排水対策、基盤整備を進めるとともに、農村環境の維持に向けた取り組みを進めます。

【 施策の主な内容 】

- (1) 農地・農業用水等の資源の整備・保全
 - 災害に強い農業生産基盤整備の推進
 - 地域資源保全活動の推進
 - 農業用施設の長寿命化対策の推進

転作田の畑地転換による基盤整備事業の推進

(2) 環境に配慮した農業の推進

クリーン農業の推進

耕畜連携による土づくりの推進

(3) 良好な農村環境の保全

地域資源保全活動への支援

農村景観の維持

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---------------------------|---------|---------|-----------------------------------|
| 農業・農村の有する多面的機能を発揮する取り組み面積 | 6,491ha | 6,500ha | 多面的機能支払交付金事業実績 (令和元年度、令和6年度) |
| 環境保全型農業直接支払交付金対象面積 | 273ha | 330ha | 環境保全型農業直接支払交付金実績 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町農業経営基盤強化促進基本構想

池田町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

中山間地農業振興指針第3の1に基づく市町村将来ビジョン

施策 3 農村地域活動

【現状と課題】

農村地域は、食料供給地としての役割のみならず、農村における教育、地域コミュニティ形成、地域振興においても重要な役割を担っています。

農業への理解を深めるため、「食の大切さ」を伝えていくことは、農村地域の大切な役割であり、食育や食農教育【 】、地産地消の取り組みを推進していく必要があります。

現在は、農業者が主体的に行う親子農業体験学習、十勝管内市町村広域による都市圏からの農村ホームステイの受け入れを行っており、地方・農村部を取り巻く状況への理解を深めてもらうとともに、農村地域の豊かな自然環境や良質な農畜産物について、都市部を含めた町外へ情報を発信し、農業・農村の役割の重要性を伝えていく必要があります。

農村の地域活動については、自給的高齢農家なども含め、水路、農道など地域資源の保全活動や農村コミュニティの維持を図ることにより、地域活性化に結びつけていく必要があります。

女性農業者を中心に、地元農畜産物などを活用した食品加工、フレッシュミズ活動や「農村女性の日」を通じた農村活性化に向けた取り組みが行われています。女性は、農村地域の交流活動の促進はもとより、農業の重要な担い手であるにもかかわらず農業経営や各種団体などの方針決定における参画が十分ではない現状を改善し、農村地域における男女共同参画を推進する必要があります。

後継者支援として、農業経営や地域活動に参画しやすい環境を整えるため、後継者やその配偶者など女性の役割も含めた家族経営協定【 】を推進するとともに、配偶者対策としての農業青年などが主体的に行う交流事業の支援を継続して行う必要があります。

食農教育：従来の「食育」に農業体験などを加えた一体的取り組みを指します。豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるには、「食」への理解が何より重要であるとも言われており、食育・食農教育の充実が求められています。

家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの（農林水産省）。

【施策の方針】

地域資源の保全や農村コミュニティの維持に努めながら、食の大切さ、農業・農村の重要性を伝えていくため、食育や地産地消の取り組みを進めます。

【施策の主な内容】

- (1) 食育・食農教育、地産地消の推進
 - 食育・食農教育の推進
 - 地産地消の推進
 - 地元農産物を活用した食品加工等への支援
- (2) 都市住民との交流
 - 農業・農村に対する理解の向上
 - 関係人口の創出
- (3) 農村地域における男女共同参画の推進

女性農業者の地位向上
農村女性活動の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------|-----|-----|----------------------------------|
| 農業技術研究所利用件数 | 49件 | 60件 | 役場産業振興課調べ (令和元年度、令和6年度) |
| 農業体験実習受入れ人数 | 2人 | 5人 | 農業体験実習受入事業補助金実績 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町農業経営基盤強化促進基本構想

池田町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

中山間地農業振興指針第3の1に基づく市町村将来ビジョン

施策 4 林業

【現状と課題】

外材の輸入減少に伴い国産材の伐採が増加し、伐採期を迎えたカラマツ人工林の伐採が旺盛であることに加え、天然林において、森林管理の意欲が減退した森林所有者による計画性を欠いた伐採などが見受けられ、造林未済地の拡大が懸念されます。また、林業従事者の担い手不足が深刻化し、適正な管理が行われていない森林が増えている状況にあります。

本町では、池田中学校改築時の校舎内装木質化に取り組むなど「地材地消」、地場木材の需要拡大をすすめてきましたが、木材市況は、近年、燃料用チップを含む燃料材供給量が増大し、価格上昇が見られますが、製材としての木材需要は依然として厳しい状況にあります。

森林は、国土の保全、水源かん養、木材などの物質生産機能のほか、温室効果ガスの吸収などによる地球環境および多様な生物の保全、快適環境の形成、保健・文化・教育的な役割を有しており、近年多発する集中豪雨など災害の未然防止の観点からも森林保全に対する重要性はますます高まっています。

池田町森林整備計画に基づく森林施業の推進や、森林環境譲与税の活用により、皆伐後の確実な再造林と皆伐実施面積の減少、人工林の齢級構成の平準化を図り、自伐型林業・近自然森づくり【 】の考え方に沿った健全な天然林管理や、木育事業を通じ、人々の林業や自然環境の保全に対する意識を醸成し、持続可能な林業経営と森林の持つ公益的機能の維持・向上の両立を目指す必要があります。

また、持続可能な森林経営と生物多様性の保全を両立すべく町有林において取得したSGEC森林認証【 】を活用し、ブランド化・差別化を図るなど、地域材の地位向上や、林地残材（未利用材）の活用による森林価値向上のための方策の調査研究を進める必要があります。

近自然森づくり：育成木施業の実践などを通じ森林を活力に満ちた陽光林へ誘導することで、樹齢・樹種の多様化、大径木化を図り、森林の公益的機能の維持・向上と持続可能な林業経営を両立させようとする考え方。

SGEC森林認証：緑の循環認証会議（SGEC）による日本国内の森林を対象とした認証制度。池田町は平成28年3月に同認証を取得し、町有林から生産される木材は認証材としての出荷が可能となっています。

【施策の方針】

持続可能な森林経営と、森林の持つ公益的機能の維持・向上との両立を実現するため、適切な森林施業と木育活動を進めます。

【施策の主な内容】

- (1) 森林資源の育成・保全
 - 造林の促進
 - 林道の適正な管理と整備の促進
 - 公益的機能の維持に向けたふるさとの森づくり
- (2) 林業経営対策の推進
 - 林業の担い手の育成・確保
 - 自伐型林業の推進
 - 森林資源の付加価値向上への取り組み

林業経営基盤の改善

(3) 森林の総合利用の推進

地域材利活用の促進

木育事業の推進

自然環境保全教育の推進

(4) 町有林の管理

町有林の機能維持と適正な経営管理

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|--------------------------|----------|----------|---------------------------------|
| 造林面積（森林経営計画加入森林、被害地造林除く） | 1 0 0 ha | 1 2 0 ha | 森林経営計画実績 （令和元年度、令和6年度） |
| 間伐実施面積 （池田町民有林管理推進事業） | 5 5 ha | 1 0 0 ha | 池田町民有林管理推進事業実績 （令和元年度、令和6年度） |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町森林整備計画

池田町林道施設長寿命化計画

施策1 商業

【現状と課題】

生活圏域の広域化や消費者ニーズの多様化により、都市型大型店舗やインターネット利用により商品購入を行う割合が増え、消費の町外流出が課題となっています。

本町の商業を取り巻く情勢として、利別地区への都市型大型店舗群やコンビニエンスストアの出店により地域住民の利便性が向上していますが、市街地の商店街では、買い物客の減少とともに、商業者の担い手不足や高齢化が進み、事業所数、従業者数ともに年々減少し、商店街としてのまとまりが薄れてきている状況にあります。特に、池田市街の大通商店街は、空き店舗が増え、空洞化が深刻化している状況にあります。

しかしその一方で、町の補助制度などを活用した新規起業や販路の開拓、新商品の開発に取り組む事業者もあり、また、地域おこし協力隊による活動も契機となり、複数店舗による地場の食材などを活用したメニュー開発、合同イベントの開催など、商店街に人を呼び込む取り組みも行われています。地域に根ざした商品販売や地域密着のサービスを地域住民に分かりやすく伝える取り組みも続けられており、広報池田でも「愛町購買運動」、「池産池消【 】」の呼びかけを続けています。新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う生活様式の見直しにより消費行動の変化も見られることから、「地元で買おう、地元で使おう、地元で食べよう」の実践に向けた意識を浸透させ、大型店舗との差別化を図り、町内消費の機運を高める取り組みが、今まで以上に必要となっています。

また、商店街には、住民の生活の場としての活力と住民コミュニティの賑わいを担う重要な役割があります。これらの役割の維持に向け、商業の振興および商店街の活性化を図るとともに、空き地・空き店舗の再利用の促進、継続的なイベント開催、観光客や期間滞在者を含めた交流などの施策の展開が求められています。

今後も、商工会を通じた経営指導の実施、町融資制度の利用促進などにより、事業者の経営の安定と経営力強化を支援するとともに、起業に向けたセミナーの開催や、新規起業への経済支援についても積極的に取り組む必要があります。

池産池消：地域で生産したものを地域内で消費する「地産地消」の本町の取り組みとして、「地（地域）」を「池（池田）」に代え呼びかけを行っています。産業振興のみならず、食育、郷土への愛着を高める取り組みとして、大変重要なものとなります。

【施策の方針】

地域の特性を生かした商店街の活性化に向けた取り組みへの支援や、中心市街地における空き地・空き店舗の活用を図ります。

【施策の主な内容】

（1）商業活動の活性化

地域資源を活用した事業展開の推進

新規起業への支援による産業活性化

多角的、複業的な経営等チャレンジ意欲あふれる事業への支援

各種イベントへの支援

（2）地域内循環の推進

農商工業者の連携強化

コミュニティ空間の形成

“池産池消”、愛町購買運動の推進

(3) 商業者への支援

町融資制度の利用促進

商店街のスペースの有効利用

既存事業の継承や拡大、起業・創業への支援

(4) 商業振興体制の整備・充実

関係機関・団体相互の連携協調の強化

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-----------|------|------|---------------------------|
| 商工会加盟事業者数 | 175件 | 200件 | 池田町商工会調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

産業競争力強化法の規定に基づく創業支援等事業計画

基本計画

基本目標 1.“地域の魅力がかがやく”産業を活かすつくる まちを目指して

政策2 商工業・観光の振興

施策2 工業、建設業、企業誘致

【現状と課題】

工業および建設業の振興は、地域活力の向上と雇用の場の確保につながるものとして、まちづくりに重要な役割を果たしています。

しかし、地方における景気動向を反映した経営状況は依然厳しい状況にあり、事業者の体質強化や経営の安定化が求められています。

建設業においては、担い手の確保や技術の継承が課題となっています。道路や河川、農地、上下水道、公営住宅、除排雪など、住民生活の維持に欠かせない公共事業を担う建設業の役割は大変重要であり、経営安定化や若年層従事者の技術力確保に対する支援を進めていく必要があります。

製造業においては、ふるさと納税制度により売り上げを伸ばし、まちの魅力発信にもつながる好事例も見受けられます。本町の豊富な農畜林産物加工品など地域資源を生かした製品の販売促進を図るとともに、時代の変化や消費者ニーズに応じた安全安心で魅力的な地場産品開発への支援を行うことなどにより、事業者の成長と雇用の維持、拡大を進める必要があります。

また、地域資源の有効活用や農商工連携、異業種進出や新規起業など、積極的な事業展開が求められています。これらの取り組みへの支援の充実により、地域経済の活性化を図る必要があります。

本町には、約15haの北工業団地と約38haの農村地域工業等導入地区（利別第1・第2地区）への企業立地に至っていますが、北工業団地には未利用地が約2.1haあることから、その他の町内未利用地の有効利用も含め、JR特急列車停車駅や道東自動車道インターチェンジを有し、道央圏と道東釧根・オホーツク圏との中間点に位置する交通アクセスの良さや立地優位性を積極的にPRする必要があります。

また、若年者の就労の場の確保に向け、企業情報の収集や企業進出への支援制度の検討を進める必要があります。

テレワーク【 】など働き方の自由度を求める動きが急速に進歩しており、ICT利活用など企業の誘致に繋がる就労環境の整備検討を進める必要があります。

テレワーク：情報通信技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を言い、在宅勤務のほか、出先・移動中、サテライトオフィスなど勤務先以外での仕事を行うものを指します。

【施策の方針】

地場産品を生かした商品開発を支援し、活気ある地場企業の育成を促進するとともに、企業誘致や雇用の場の創出を図ります。

【施策の主な内容】

(1) 工業の振興

農商工業者の連携強化

地域資源を生かした新製品開発への支援

新規起業・異業種進出への支援

町融資制度の利用促進

(2) 建設業の振興

中小企業者の受注機会の確保

工事等における適正な工期設定および迅速な支払いの徹底

(3) 企業誘致の推進

企業立地に向けた支援

情報の収集および発信機能の強化

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|--------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 新規起業数（「産業連携、起業化支援」施策と重複） | - | 10件 | 役場産業振興課調べ （令和元年度、令和6年度） |
| 工業団地企業立地数 | 21社 | 23社 | 役場産業振興課調べ （令和元年度、令和6年度） |

施策3 観光

【現状と課題】

本町には、豊かな自然と、十勝ワインや豊富な農畜産物を中心とした多様な食文化の展開などにより、多くの観光客が訪れています。しかし、観光入込客数は年々減少している状況にあり、その改善が課題となっています。

本町では、これまで、ワイン城や秋のワイン祭りなど「十勝ワイン」を主体とした観光振興、誘客を進めてきましたが、令和元年度に策定した池田町観光振興計画では、観光を通じて実現したいまちの姿を表すコンセプト・ワードとして「ikedining(イケダイニング)」（池田町の特産品や体験、出来ること、それらのすべてがのった“食卓”）を定めています。今後は、この「ikedining(イケダイニング)」の実現に向け、食や景観といった豊富な地域資源をより魅力的に組み合わせ、ニーズに応じた多様な体験を提供することにより、通過型観光からの脱却を図り、観光客の満足度を高める必要があります。

道東自動車道の整備により、道央圏、道東圏との体感距離が縮まってきています。本町には宿泊施設が限られていることから、音更町十勝川温泉をはじめとした近隣宿泊地との連携強化を引き続き推進するとともに、道東圏を中心により広範な観光客滞在拠点との連携の促進への検討を進める必要があります。

外国人旅行者の来訪は増加傾向にあり、本町観光客の1割余りを占める状況にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、先行きが不透明な状況であります。ここまでの現状の観光客の動向実態としては、旅行行程中の「立ち寄り先の一つ」に過ぎず、町内消費は限定的なのが実態です。また、来訪者の中心であるアジア圏での日本産ワインに対する認知度の低さも消費の伸び悩みに影響していると考えられます。限られた人材、財源を有効活用し、効果的なプロモーションや受入環境整備を進める必要があります。

これら、観光振興策の推進に向け、観光協会や商工会、各事業者などと町が連携し取り組んできましたが、今後は、池田町観光振興計画の課題である「来訪者が何を目的に池田町を目指し、どこを訪れ、何を購入するか、そしてそこに住民がいかにかかわるか」を意識し取り組む必要があります。また、全国各地で設立が進む日本版DMO【 】について、本町でもその推進体制を確立し、住民と事業者、関係団体と行政が一体となった「観光によるまちづくり」を進める仕組みづくりに取り組む必要があります。

日本版DMO：DMOは、地域の観光資源に精通し観光地域づくりを行う法人を指しますが、観光庁が提唱する「日本版DMO」は、従来のDMOの役割に加え、「“稼ぐ力”を引き出す観光地経営、地域づくりの舵取り役」などと定義しています。

【施策の方針】

広域での新たな観光ルートの開発および既存の観光資源の磨き上げを行い、交流人口の増加を目指します。

【施策の主な内容】

(1) ワイン城を核とした観光の推進

町内観光地を巡る周遊ルートの設定

ワイン城の交流拠点機能の強化

ワインツーリズムの推進

(2) 観光ホスピタリティの推進

観光資源の発掘・活用

地元農畜産物を活用した観光産業の整備

体験型観光の充実に向けた連携の強化

”アフターコロナ”を見据えたインバウンド対策の効果的な展開

(3) 観光振興体制の整備・充実

周辺宿泊拠点との連携の強化

情報発信機能の強化による誘客プロモーションの展開

i k e d i n i n g (イケダイニング) 浸透への取り組み

関係機関・団体相互の連携協調の強化

DMOを核とした観光振興体制の確立

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|--------|---------|---------|----------------------------|
| 観光入込客数 | 17.2 万人 | 30.0 万人 | 役場産業振興課調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町観光振興計画

施策1 ブドウ・ブドウ酒事業

【現状と課題】

本町のブドウ・ブドウ酒事業は、産業経済の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的に、北海道で現存する最古のワイナリーとして、町（公）営企業としての運営を行っています。

ブドウ栽培については、気候の変化による好要因はあるものの、冬季は最低気温が -20 を下回る日が続くなど厳しい条件下にあります。原料用ブドウの栽培は、町内農業者および直営農場での生産に加え、品種数の確保や仕込み作業の分散も考慮し、後志地区での直営・契約栽培により原料確保の安定化に努めています。

農業振興を目的に開始した本事業ですが、町内のワイン原料用ブドウの生産者数の増加や栽培面積の拡大が十分に進んでいる状況にはなく、省力化作業体系の確立が課題となっています。次なる耐寒性品種、特に白品種の選抜・育種を進め、本町で栽培可能な品種を増加させ、ワイン原料としての優位性および生産性の向上を図ることにより、生産奨励を続ける必要があります。

ワイン製造については、辛口・熟成にこだわる本物志向のワイン造りを進めてきましたが、国内におけるワイン文化の浸透により、ワインに対する個性や地域性がこれまで以上に求められています。

北国ならではの豊かな酸味を有する原料特性を生かし、個性・地域性あふれる味わいのワインに加え、スパークリングワインやブランドの製造強化に取り組む必要があります。

流通販売については、少子高齢化による飲酒人口の減少、低価格化による競争の激化など、国内ワイン市場は混とんとしていますが、その一方で地域特性を生かした個性豊かなワイン・ワイナリーが増え、日本ワインに対する関心は高まりを見せています。

トカップなど低価格ワインも含め、既存商品のさらなる品質向上による顧客満足度を高め、消費者ニーズに沿った商品構成の充実を図るとともに、地域内事業者や特産物とも連携し、魅力向上に努める必要があります。

今後も、公営企業としての安定的な事業運営に向け、コスト縮減と効率的な生産、製品品質の向上、衛生管理の強化の両立が求められています。

また、民間活力によるブドウ生産面積の拡大を目指すとともに、就農希望者の受入れも視野に、生産体制の拠点化組織の設立に向けた検討を進める必要があります。

【施策の方針】

寒冷地に適した品種の研究開発、新たなブドウ生産体制の検討を進めることにより、安定的な原料確保体制を確立するとともに、高品質で魅力あふれるワイン造り、地域資源による高付加価値商品を販売することを第一とし、魅力ある商品の提案、取引先との関係強化による販売力向上を図ります。

【施策の主な内容】

(1) ブドウ生産体制の強化

耐寒性品種の開発に向けた育種事業の推進

省力化作業体系の検証

栽培奨励の推進

ブドウ生産体制組織の設立検討

(2) ワイン等製造体制の整備充実

品質の向上と安全安心な品質管理の徹底
 施設・設備の適正な管理、更新
 原料事情や市場動向に基づく商品開発の推進

(3) 販売の促進

販路の強化
 顧客満足度の向上
 輸出による販路拡大

(4) ブランドの育成と強化

商品企画の強化
 消費者・地域ブランドとの連携強化
 メディアの活用

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------|---------------|---------------|----------------------------------|
| 売上（営業収益） | 771,610 千円 | 800,000 千円 | ブドウ・ブドウ酒事業会計決算 （平成30年度、令和6年度） |
| 耐寒性品種の確立 | 2品種 | 4品種 | ブドウ・ブドウ酒研究所調べ （令和2年度、令和7年度） |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町ブドウ・ブドウ酒事業経営戦略

施策2 ブドウ・ブドウ酒事業【地域連携】

【現状と課題】

本町のブドウ・ブドウ酒事業は、収穫作業や各種イベントへの参加協力、一般家庭も含めたブドウ栽培、町内外知友人への十勝ワインの普及など、様々な形による地域住民の支援により成り立っています。また、全国各地の友の会やふるさと会、地元出身者や本町勤務経験者など、数多くの人々に支えにより、これまで歩みを進めてきました。

農業振興、地域振興を目指したことが「十勝ワイン」の原点であり、また、池田町にとってのワイン造りの目的は、地域への貢献、社会貢献にあります。

公営企業である池田町ブドウ・ブドウ酒事業は、昭和43年、独立採算の事業運営をはじめ、その利益は体育館や田園ホールの建設費などによりまちづくりに還元してきました。

しかし、それ以上に価値があるのは、住民一人ひとりが、池田のワインを誇りに思い、ワインが身近な存在となり、生活に根付いたものとなっていることにあります。

十勝地方は、日本の食糧基地として重要な位置を占め、食の素材も大変豊富なところです。その地域資源を活用した食品、食材と十勝ワインの連携を進めてきました。また、近年は、本町以外の十勝・道東エリアでもブドウの栽培が行われるようになり、将来、切磋琢磨するワイン産地となることも期待されています。

半世紀以上にわたりブドウ栽培・ワイン造りによるまちおこしに取り組んできた本町の歴史を次世代へ継承し、十勝ワインを通じ、まちを知り、郷土に愛着を持つ人々を増やし、今後も地域産業の振興に貢献するよう取り組みを続ける必要があります。

さらには、まちのシンボルとして親しまれている「ワイン城」が、観光施設としての魅力を増し、また、住民により育まれてきたワイン文化の発信拠点として、より一層地域住民に愛され、集う施設となることを目指していかなければなりません。

【施策の方針】

本町ならではの独自のワイン文化を発信していくことで、ブドウ・ブドウ酒事業が本町の産業振興、まちづくりに貢献し、ブドウ畑が広がる農村景観とワインのある生活に潤いと誇りが感じられるような住民意識の醸成を図ります。

【施策の主な内容】

(1) 住民とのブドウ・ブドウ酒事業の展開

- ブドウの生産拡大による農業の振興
- 住民参加によるブドウ栽培とワインづくりの推進
- 住民が訪れるワイン城に向けた取り組みの推進

(2) 地域との連携

- ワイン城の交流拠点機能の強化
- 地域内産業との連携の強化

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-----------------------|--------|--------|--------------------------------|
| 町民利用事業数 | 2 事業 | 4 事業 | ブドウ・ブドウ酒研究所調べ (令和元年度、令和6年度) |
| 町内ブドウ栽培面積の増加(直営圃場を除く) | 1.2 ha | 1.5 ha | ブドウ・ブドウ酒研究所調べ (令和元年度、令和6年度) |

施策 1 労働環境、勤労者福祉

【現状と課題】

本町では、あらゆる業種において後継者や担い手の確保が課題となっており、また、先行き不透明な経済情勢などもあり、雇用の維持にも厳しい状況となっています。

町内事業所においては、積極的な求人を行いながらも、求職者の希望職種との不一致や、地元の若者が希望する職種を求めて町外へ流出するなど「雇用のミスマッチ（求人と求職のニーズの不一致）」が見受けられ、労働力不足が顕著な状況となっています。

特に、高齢化の進行に伴い介護人材の確保が課題となっており、本町では、介護サービス提供事業所へ採用職員の資格取得に係る支援を行っています。

これらの人出不足に対し、技能実習や特定技能制度などを活用した外国人材の受入れにより雇用労働力を確保する動きが活発化し、本町でも徐々に取り組みが進んでいますが、行政サービスに対する多言語化対応、多文化共生社会の実現に向けた啓発活動などの役割について、対策が必要となっています。

障がい者の自立と社会参加の促進に向け、町でも町内外の就労支援事業所などへの優先調達【 】の推進に努めています。今後も、企業など雇用者と就労支援事業所などとのつながりを強め、雇用先同士の情報交換や就労定着に向けた取り組みを進める必要があります。

勤労者福祉については、企業における共済制度の加入促進や、労働者福祉資金貸付制度により、安心して就業できる環境づくりを引き続き進める必要があります。

季節労働者について、その数は年々減少している状況にありますが、労働機会の確保や、生活安定に向けた資金の貸付けなどを通じ、事業者や関係機関とも連携し、継続した支援が求められています。

優先調達：市町村は、障がい者就労施設などの物品、役務作業の受注機会の増大に努めることとされています。池田町でも、ブドウ圃場の管理作業や町指定ごみ袋の購入について、優先調達として町内外の福祉事業所と契約しています。

【施策の方針】

地元企業ならではの独自性のある取り組みを支援することにより、雇用の創出と労働環境の整備を促進します。

【施策の主な内容】

(1) 労働環境の改善

- 雇用機会の拡大に向けた支援
- 季節労働者対策の推進
- 帯広公共職業安定所池田分室の運営への支援

(2) 勤労者福祉の充実

- 勤労者福祉制度の普及啓発と加入促進
- 生活安定化支援制度の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------------|------|------|----------------------------|
| 十勝勤労者共済センター加盟事業者数 | 147件 | 150件 | 役場産業振興課調べ (令和元年度、令和6年度) |

基本計画

基本目標 1.“地域の魅力がかがやく”産業を活かすつくる まちを目指して

政策 4 勤労者福祉の充実、消費者の保護

施策 2 消費者保護

【現状と課題】

高度通信社会の進展、規制緩和、国際化など、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。多種多様なサービスを受けられるようになった半面、消費者の知識不足や判断力不足につけ入るような悪質商法が増加し、架空請求や振り込め詐欺などその手口も巧妙化しており、消費者を取り巻く環境は年々複雑化してきています。

消費者自らが正しい知識を得られるよう啓発活動や情報提供に努めるとともに、消費者自らの意識の向上を図り、安全・安心な消費生活を確保することが求められています。

本町では、消費生活相談室【 】を設置し、消費者トラブルや多重債務、特殊詐欺相談などその他消費生活に関する相談窓口を開設しています。近年は、相談件数は減少傾向にありますが、その相談内容は複雑化しており、警察など関係機関との連携を強化し、今後さらに複雑化すると思われる消費者保護に対応した連携体制を整えていくことが必要となっています。

消費者被害の防止や消費者の環境を守ることを目的に運営されている池田消費者協会は、消費生活相談室における相談業務や、広報活動を通じた地域住民への消費者トラブルの防止活動など、本町の消費者保護活動の主導的役割を果たしています。しかし、会員数の減少や高齢化が進み、後に続く人材の確保・育成が課題となっています。今後とも、協会の活動を支えながら、消費者トラブルから消費者を守るための取り組みを続ける必要があります。

消費生活相談室：町内西3条6丁目14番地2（池田警察署の西側）にあり、毎週1回、池田消費者協会の会員による相談の受付を行っています。

【施策の方針】

安全・安心な消費生活を確保するため、適格な情報提供や啓発活動を推進し、消費者意識の高揚を図ります。

【施策の主な内容】

（1）消費者対策の推進

- 消費者相談体制の維持
- 被害防止に向けた啓発活動の推進
- 消費者協会との連携

【目標指標】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 消費者保護相談件数 （消費生活相談室、消費者協会） | 8件 | 10件 | 役場産業振興課調べ （令和元年度、令和6年度） |

基本目標 1 .“ 地域の魅力がかがやく ” 産業を活かしつくる まちを目指して

施策 1 産業連携、起業化支援

【現状と課題】

地域経済の活性化には、農畜産物および林産物の高付加価値化や6次産業化【 】の推進、商工業や観光業との産業連携の促進により、地域内の人材を育成・確保し、就業機会の拡大や起業化につなげる必要があります。本町では、農業振興を目的とするブドウ栽培から、ワイン事業、牛肉を含めた食文化、観光事業へと展開してきました。今後も、産業間・事業者間の交流、連携から、新たな価値を見出し、販路の確保・拡大につながる取り組みを支援する必要があります。

安定的な所得や雇用機会の確保に向けては、経済的価値を地域内で循環させる仕組みづくりが必要となります。地域内で生産された農畜産物やこれを原料として地域内で加工された食品などについて、地域内外での販路の確保・拡大はもちろんのこと、学校給食への活用、地元商店や直売所での提供・販売、各種イベントにおける消費者啓発の機会を通じ、地元住民が愛着を持ち、地域経済循環への意識を高めることが必要となります。

また、本町は、地域資源として豊かな森林を有しており、持続可能な林業経営と森林の持つ公益的機能の維持・向上の両立を実現するための各種施策の推進とともに、林業以外の目的による町有林利活用を推進しています。多様な目的での森林空間の活用から、新たな雇用と収入機会を確保する森林サービス産業の創出や、環境教育の推進を通じ、地場産業への理解を深め、担い手の確保につなげる必要があります。

農作業体験や農泊、ワーキングホリデー、ふるさと納税など様々なきっかけを通じ、関心やかわりを深め、都市から地方の企業・経済活動への参画や二地域居住、移住・定住につながる取り組みに期待が高まっています。また、「半農半X【 】」などと称される就業・生活形態に加え、兼業や副業、複数の仕事を並行し行う「複業」などにより、“田舎暮らし”を模索する動きも活発化しています。短期集中的な人出不足が顕著な畑作農業や、比較的少額な投資での自伐型林業とのかかわりなど、地域外人材も含め、新たな関係を創出する仕組みづくりを進める必要があります。

起業化の推進に向けては、補助制度や商工会による創業支援、経営相談を行っているほか、本町を含む十勝管内市町村の負担などにより運営されている公益財団法人とかち財団でも起業やものづくりに向けた研究開発、人材育成、産学連携【 】など各種支援に取り組んでいます。それらの利用促進も含め、起業化を推進する必要があります。

6次産業化：農林漁業などの第一次産業が、加工製造（第二次産業）、販売（第三次産業）などにより、新たな付加価値を生み出す経営形態を言い、経営の多角化として取り組みが期待されています。

半農半X：「農業（農）と別の就業・事業（X）による複合的な就業・生計確保による生活スタイルを称しています（きちんとした定義はありません）。

産学連携：産業（企業）と大学などの教育機関・研究機関が、経済活動や研究開発などを連携して行う取り組みを指します。

【施策の方針】

地域資源を活かした産業間の連携を推進し、新たな産業の創出、雇用の拡大や就業機会の確保、創業や起業、事業拡大につながる取り組みを支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

【 施策の主な内容 】

- (1) 産業連携の促進に向けた環境づくり
 農業や林業と、商工業、観光業などとの連携の促進
 産学連携など研究開発の取り組みの推進
 地産地消、地域内循環の推進
 地域づくり人材の確保に向けた推進体制の整備
- (2) 産業連携、起業化への支援
 起業化に向けた試験・研究開発、人材育成に対する支援
 産業間連携や産学連携に向けた取り組みの促進
 農畜産物および林産物の加工・販売の促進
 ジビエ利活用の推進
 地域内産物の販売、消費者啓発の場の確保

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 新規起業数（「工業、建設業、企業誘致」施策と重複） | - | 10件 | 役場産業振興課調べ （令和元年度、令和6年度） |

基本目標 2 . 子育て支援、福祉、保健・医療分野

“こころとからだを育てる” 健やかに暮らせる まちを目指して

政策 1 子育て環境の充実

施策 1 子育て支援

【現状と課題】

本町の出生数は、近年、年間 30 人前後と引き続き減少傾向にあります。次世代を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりが求められていますが、核家族化やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化などもあり、子育てに不安や負担を感じる保護者が増えている状況にあります。

本町では、池田町子ども・子育て支援計画に基づき、子育てを社会全体で支援する環境づくりに向けた施策を進めています。

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、出産祝い金の贈呈や子ども医療費の助成などの施策を行ってきました。また、子どもを望む夫婦への特定不妊治療への支援を行うとともに、妊娠中の健康管理や産前・産後の精神的サポートに努めており、安全で安心な妊娠・出産、子育てへの支援として、今後も充実を図っていくことが求められています。

児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護を目的とし、関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置しており、必要な支援を協議する場として、日頃からの連携・協力に努める必要があります。

子育て世代の不安解消と孤立防止のため、各種健診や赤ちゃんルームこあら、子どもセンターなどで育児に関する相談・支援を行っており、また、子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築しています。引き続き、妊産婦や乳幼児とその保護者に対して包括的な支援を提供する取り組みを充実していく必要があります。

なお、子育て環境の整備として、子育て世帯の定住促進に向けた住宅を整備してきましたが、住民アンケートからは、子どもたちや子育て世代にとって魅力的な公園や屋内施設の整備を求める声が多く寄せられている状況にあります。

【施策の方針】

安心して子どもを生み育てることができるよう、切れ目のない母子保健や子育て支援施策の充実を進めます。

【施策の主な内容】

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

- 子育て世代への包括的な相談・支援体制の確立
- 不妊・不育症治療者、妊婦および子育て世帯の経済的負担の軽減
- 妊産婦・乳幼児の健診体制の充実
- 育児相談・訪問事業の充実
- 食育および歯科健康教育の推進

(2) 地域全体で子育てを支える体制づくり

- 子育てを応援する人材、団体等の育成
- 子育て世代の交流・学習の場の提供

支援の必要な子どもや家庭の早期発見・早期支援のための取り組みの推進
 関係機関の連携体制の推進

(3) 安心して子育てができる環境の整備

子どもたちや子育て世代が集う公園や施設の整備
 子育て世帯向けの住宅の確保

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-----------------------|-----|------|----------------------------|
| 「子育ての環境や支援」への満足度 | 29% | 50% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| 乳幼児健診の受診率 | 80% | 100% | 池田町保健事業評価 (令和元年度、令和6年度) |
| ファミリー・サポート・センターの提供会員数 | 7人 | 15人 | 提供会員登録者数 (令和2年度、令和7年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町子ども・子育て支援事業計画

施策 2 子育て支援 [保育環境]

【 現状と課題 】

子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、さらには女性の社会参画により、大きく変化しており、仕事と子育てを両立するためには、地域全体で子育て世帯を支える取り組みや保育サービスの充実が必要不可欠となっています。

本町では、多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育や病後児保育、ファミリーサポートセンター事業の実施、学童保育所利用対象の拡大など子育て支援サービスの充実を進めてきました。

また、幼稚園および保育所の保育料を町独自で軽減し、保育に係る経済的負担を緩和する取り組みを行ってきました。

このような状況の中、令和元年 10 月より、国の制度による幼児教育・保育の無償化が始まり、3 歳児以上の全ての子どもと 2 歳児以下の住民税非課税世帯の子どもの保育所および一部の幼稚園などの利用料が無償となりました。

それらの状況とともに、子育て中の保護者の生活様式や就労状況の変化などにより、特に 3 歳未満児の保育ニーズが増加する傾向にあります。町内の認可保育所では、待機児童が一時的に発生する状況となっており、これを解消するための保育に関わる人材の確保と環境の整備が必要となっています。

一方で町内の私立幼稚園では、入園希望者は減少傾向にありますが、英語指導やスポーツ教室など独自の教育活動や時間外預かり保育に組み込み、園児の確保に努めています。共働きなどで子どもの保育を必要とする保護者が、保育所のみならず幼稚園を選択肢とすることも可能となるよう、幼稚園における保育ニーズへの対応を支援する必要があります。

また、令和 4 年 4 月の町内 3 小学校の統合に伴い、学童保育所のあり方についても、早急に検討する必要があります。同時に、共働き家庭に限らず、すべての子どもたちが放課後や休日に安全・安心に過ごすことのできる「居場所」の確保も求められています。

【 施策の方針 】

増加する保育ニーズに対応するため、保育に関わる人材の確保や保育環境の整備を進めます。

【 施策の主な内容 】

(1) 保育環境の充実

- 保育所の受入れ体制の確保
- 幼稚園の保育体制の拡充
- 各種保育サービスの充実

(2) 放課後児童対策の充実

- 学童保育所の受入れ体制の確保
- 地域における子どもたちの居場所づくりの推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|--------------|----------------------|----------------|-------------------------------|
| 保育所等利用の待機児童数 | 実 3 人 (延 531 日) | 0 人 (0 日) | 保健センター調べ (令和元年度、令和 6 年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町子ども・子育て支援事業計画

施策 3 子育て支援 [発達支援]

【 現状と課題 】

近年、少子化により子どもの人口は減少しておりますが、画一化された社会の風潮、また、発達障がいについて広く認知されてきたことで、障がいや発達に心配があり、生きづらさや困り感を抱える子どもが増え、顕在化してきています。

本町においても、発達支援センターに対する保護者や関係機関からの相談件数は増加傾向にあり、同時に障がいの特性や相談内容の多様化・複雑化の傾向が進んでおり、子ども本人やその家族に対するサポート体制が充分でなければ、虐待や集団生活での不適應、いじめ、非行、不登校、ひきこもりなどの二次的な障がいに繋がることが危惧されています。このため、保護者の不安や子どもが抱えている課題を軽減するためにも、早期支援に向けた相談体制や施設整備の充実が必要となっています。

また、支援を要する子どもや保護者に対し、一貫性・継続性のあるサポートを提供するためにも、保育・教育・保健・福祉・医療機関が相互に連携したネットワークづくりが必要となっています。

保育所や学校などを訪問し、子どもたちの日常生活を確認しながら、支援の必要な子どもが集団生活に適應できるようになるための専門的サポート体制の整備も必要となっています。また、放課後や長期休暇中に安全・安心に過ごすことができる施設の整備について、保護者の要望が高まっています。

発達障がいについての理解不足による関わり方の誤りを防ぎ、その一人ひとりの特性に配慮した生活環境を整えるためには、周囲の人たちの理解や見守り、サポートが重要となります。障がいの有無に関わらず、互いの人格や個性を尊重し合い、ともに支え合える地域づくりを進めるため、子育て世代をはじめとする全ての住民に対し、子どもたちの健やかな育ちに関する広報や啓発の取り組みが必要となっています。

【 施策の方針 】

子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えるため、相談やサポート体制、ネットワークの整備を進めます。

【 施策の主な内容 】

(1) 支援体制の充実

早期発見・早期支援体制の整備

相談支援体制の充実

関係機関との連携強化

(2) 子どもの育ちを支えるための地域づくり

発達や育ちについて理解を深める啓発活動の推進

障がいのある子の居場所づくりの促進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------------|------|------|-----------------------------|
| 保護者や関係機関からの相談に対応した件数 | ４７７件 | ６００件 | 発達支援センター調べ (令和元年度、令和６年度) |
| 発達支援センター通所児童の通所率 | ７９% | １００% | 発達支援センター調べ (令和元年度、令和６年度) |
| 発達や育ちに関する学習会の受講者数 | ７４人 | １００人 | 発達支援センター調べ (令和元年度、令和６年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町子ども・子育て支援事業計画

池田町障がい福祉総合プラン(障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画)

施策 1 地域福祉

【 現状と課題 】

介護・障がいと育児のダブルケア、50 歳代の引きこもりの子どもを 80 歳代の高齢の親が面倒を見るという「8050（ハチマルゴーマル）問題」など、一つの世帯に複数の問題が存在している状態のように、地域住民が抱える課題が複雑多様化しています。このような状況の中、令和 2 年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、介護、障がい、子ども、困窮など、これまで分野ごとに縦割りとなっていた相談支援体制を、本人・世帯の属性にかかわらず、丸ごと受け止め一体的に対応する相談支援体制への転換を図っていくことが求められています。

そのためには、行政の取り組みだけでは、住民の暮らしを十分に支えることはできず、地域住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスとの両輪が必要です。このような中で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取り組みが求められています。また、地域住民の暮らしに寄り添って支えるボランティア活動や民生委員・児童委員活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進する必要があります。

また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。

住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化し、互いに支えながら安心して暮らせるよう支援体制の充実が必要となっています。

【 施策の方針 】

地域福祉活動と総合的な生活保障により、誰もが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【 施策の主な内容 】

- (1) 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり
 - 災害弱者に対する地域支援体制の確立
 - 生活困窮者に対する経済的支援
 - アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現
 - 包括的支援体制の整備に向けた関係機関・団体等との連携の強化
- (2) 多様な福祉活動の促進
 - 民生・児童委員活動の推進
 - 民間福祉活動への支援
 - ボランティアの育成・支援
- (3) 人権尊重の取り組み
 - 虐待対応と防止に関する取り組み
 - 権利擁護の制度活用に向けた支援

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------------------|------|------|----------------------------|
| 「町民のボランティア活動の支援」への満足度 | 31% | 50% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| ボランティア登録者数 | 368人 | 420人 | 保健センター調べ (令和2年度、令和7年度) |
| 避難行動要支援者対策における町内会等との協定締結状況 | 40% | 100% | 保健センター調べ (令和2年度、令和7年度) |

施策 2 高齢者福祉

【 現状と課題 】

令和 2 年 3 月末の本町の高齢化率は 42.9% で、高齢者のみで構成される世帯の割合も 43.5% と双方高い割合を示しています。平成 30 年度以降、高齢者人口は減少に転じていますが、年少人口（0～14 歳）および生産年齢人口（15～64 歳）の著しい減少により、総人口が減少し、高齢化率は今後も上昇することが推測されています。更に、高齢者人口（65 歳～）は減少しても後期高齢者人口、特にその中でも 85 歳以上の人口は増加を続けており、この 10 年間で 200 人以上増え、全体に占める割合も 1 割に届こうとしている状況にあります。

平均寿命の延伸に伴い、介護を必要とする高齢者も増加していますが、その一方で、核家族化の進行や高齢世帯の増加などにより、家庭の介護力はますます低下してきており、人口の減少により介護人材の不足も深刻化することが想定されています。

年齢を重ねてもいつまでもいきいきと、自分らしく自立した生活を続けていくためには、健康寿命の延伸が重要であり、そのためにも社会参加の促進や、介護予防の推進など、生きがいや楽しみを持ち参加できる体制づくりが求められています。

また、これからの高齢者福祉の充実には不可欠である住民参加や地域全体がともに支えあう仕組みづくりを今後も進めていく必要があります。世代に関わらず、地域が一体となって介護予防活動を推進し、介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などの地域資源が結びつき、それらが包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築をさらに進めていく必要があります。

【 施策の方針 】

誰もが、住み慣れた地域でいきがいを持ち心豊かに安心して暮らし続けられるように、各種支援体制の充実を図ります。

【 施策の主な内容 】

- (1) 生きがいづくりと社会参加の推進
 - 生きがい対策の推進
 - 老人クラブ活動等の推進
- (2) 安心して暮らせる生活支援
 - 在宅福祉サービスの充実
 - 施設サービスの充実と利用支援
 - 生活の足の確保
 - 高齢者虐待への対応と防止に関する啓発
- (3) 介護保険事業の推進
 - 介護予防の推進
 - 介護サービスの充実と安定的な事業運営
 - 総合的な相談・支援体制の充実
 - 認知症予防・支援体制の充実

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------------|-------|-------|--------------------------------|
| 介護予防事業の参加延回数 (高齢者人口あたり) | 5.3 回 | 7.8 回 | 保健センター調べ (令和元年度、令和 6 年度) |
| 「 高齢者への支援 」 への満足度 | 4 5 % | 5 0 % | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和 6 年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策 3 障がい者福祉

【現状と課題】

本町では、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域や家庭でともに生活し、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のために、各分野において障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。

近年では、平成 24 年に障害者虐待防止法、平成 28 年に障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法が施行され、障がい者の権利擁護体制が整備されてきました。法の周知と適正な運用により、障がいに対する地域社会の理解を深めるとともに、一人ひとりの固有の尊厳と自己決定を尊重し、個々人の特性に配慮した支援が求められています。

また、障がい者やその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化によりニーズが複雑多様化する中、総合的・専門的な相談に対応できるよう相談支援体制の充実を図ることが必要です。町内で現在相談支援事業所が一か所設置されていますが、今後も身近な地域での相談支援体制の充実が求められています。

さらに、国の指針において施設入所や入院から地域生活への移行が求められており、「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、さまざまな状況に応じた支援を包括的に提供できる仕組みを構築する必要があります。

障がいのある方の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し支援することが必要です。そのためには、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、住民同士の助け合いと公的な支援を両輪とした、だれもが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築が求められています。

【施策の方針】

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

【施策の主な内容】

(1) 共生社会の推進と生活支援

相談・支援体制の拡充

障がい者福祉サービスの充実

地域生活支援サービスの推進

(2) 就労環境の向上

関係機関等との連携による就労支援体制の強化

障がい者雇用に対する理解の促進

農福連携の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-----------|------|------|---------------------------|
| 相談支援事業所の数 | 1 か所 | 2 か所 | 保健センター調べ (令和2年度、令和7年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町障がい福祉総合プラン（障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画）

施策 4 社会保障

【現状と課題】

令和 2 年 3 月末の本町の国民健康保険加入率は 32.10%で、被保険者数も 2,103 人と、人口とともに減少傾向にあります。医療費は、生活習慣病の増加など疾病構造の変化や医療の高度化に加え、高齢化の影響により一人当たり医療費は増加の一途をたどっています。

国では、小規模市町村などにおける国民健康保険事業の慢性的な赤字体質を改善するため、平成 30 年度から国民健康保険事業の運営体制に都道府県を加え広域化を図ることにより、保険料の平準化や事務の効率化を行い、事業運営の安定化を進めています。なお、広域化後の保険料は、北海道が示す標準保険料率を基にそれぞれの市町村が定めていますが、将来的には保険料水準が統一されることとなります。事業の広域化とともに、国の財政支援が拡充されたこともあり、本町における国民健康保険事業の運営への繰入れ（補てん）は、減少傾向にあります。今後も保険料収納率の向上など負担の適正化を図り、健全な事業運営に努める必要があります。

また、本町では、特定健診の受診勧奨に努めていますが、国が目指す 60%には達していない状況です。健康への意識向上など受診率を高める取り組みが重要になっています。

介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年度に施行された介護保険制度は、20 年あまりが経過し、介護が必要な高齢者を社会全体で支える制度として定着しています。超高齢社会のさらなる進行が見込まれていますが、より地域に密着したサービス提供体制の構築が求められると共に、介護予防の取り組みや、人口減少による介護人材不足への対応も課題となっています。

国民年金制度は、老後の生活の安定はもちろんのこと、障がいや生計を維持する家族の死亡など、所得の喪失・減少による生活の安定が損なわれることのないよう、年金受給権および年金給付額の確保を図るため国民年金制度の普及啓発に引き続き努める必要があります。

【施策の方針】

高齢者の医療制度と介護保険制度の適切な運営を図るとともに、国民健康保険や国民年金制度の維持のため、財政の安定化と健全運営を行います。

【施策の主な内容】

- (1) 国民健康保険事業の適切な運営
事業会計の適切な運営と保険料収納率の向上
保健事業の推進等による医療費の抑制
- (2) 後期高齢者医療事業の適切な運営
事業会計の適切な運営と保険料収納率の向上
- (3) 介護保険事業の適切な運営
事業会計の適切な運営と保険料収納率の向上
適切な介護サービスの提供
- (4) 国民年金制度の適正な運用
制度の普及啓発と相談体制の充実
- (5) 医療費負担の軽減
医療費助成制度による福祉の増進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------------------|-----|-----|---------------------------------|
| 特定健診の受診率 (「保健」施策と重複) | 53% | 60% | 特定健診・特定保健指導実施結果報告(平成30年度、令和5年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)

池田町国民健康保険特定健康診査等実施計画

健康いけだ21(池田町健康づくり計画)

池田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策 1 保健

【現状と課題】

急速な高齢化の進展や生活習慣の変化により疾病構造も変わってきており、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加しています。また、現代社会のさまざまなストレスから、心の病にかかる人が増え、精神の健康を保つことが重要となっています。

本町の死亡原因は全国と同様、がん、心疾患、肺炎、脳血管疾患が上位を占めています。また、医療費からみた疾患全体では、悪性新生物、糖尿病、慢性腎不全の占める割合が増加しており、要介護（支援）認定における原因疾患を見ると、循環器疾患や脳血管性疾患など生活習慣病を起因とする疾患が約3割を占めている状況にあります。

本町では、健康増進計画「健康いけだ 21」や「国保保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、各種検診受診率の向上や食生活などの生活習慣の改善、疾病予防など住民の健康づくり対策に取り組んできました。

今後も、生活習慣病などの発症および重症化予防に重点を置いた対策を推進し、健康寿命【 】の延伸を図るとともに、乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージにおいて、社会生活を営むために必要な機能の維持および向上に取り組むことが求められています。

また、個人の健康は、家庭、学校、地域、職場などの社会環境により多くの影響を受けることから、住民の自主的な健康づくりを促進するとともに、特に40歳代の健診受診率向上などの生活習慣病予防対策、精神保健や感染症対策の充実など、より一層地域や関係機関と連携を密接にしながら、住民一人ひとりに対し健康増進を働き掛ける取り組みが必要となっています。

健康寿命：平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間として、WHO（国際連合の世界保健機関）が提唱した指標

【施策の方針】

住民一人ひとりが健康づくりに関する意識を高められる環境を整備し、それを支える地域づくりを進めます。

【施策の主な内容】

- (1) 生活習慣病等の疾病予防対策の推進
 - 各種健（検）診の推進
 - 健康教育・健康相談・訪問指導の充実
 - 健康増進に関する情報提供、普及啓発
- (2) 感染症予防対策の推進
 - 感染予防の啓発と各種検診の推進
 - 予防接種の推進
 - 新感染症に対する体制の確保・整備
- (3) 精神保健対策の推進
 - 精神保健に関する情報提供、普及啓発
 - 相談・支援体制の充実
- (4) 保健センター施設の維持

保健センター機能の維持・確保

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---------------------------|-----|-----|-------------------------------------|
| 「健康づくりや病気の予防」への満足度 | 56% | 60% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| 特定健診の受診率 (「社会保障」施策と重複) | 53% | 60% | 特定健診・特定保健指導実施結果報告 (平成30年度、令和5年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

健康いけだ 21 (池田町健康づくり計画)
池田町新型インフルエンザ等対策行動計画
池田町自殺対策計画

施策 2 医療

【 現状と課題 】

本町には、公設民営の十勝いけだ地域医療センター（略称「医療センター」）と、民営の 3 診療所、4 歯科診療所があり、一定水準の地域医療体制が確保されている状況にあります。

医療センターは、プライマリ・ケア【 】を主たる医療機能とする診療を行い、町内各診療所や介護サービス事業所などとの連携を進める中で、地域包括ケアシステム【 】の中心的な役割を担っており、指定管理者の安定的な医師の確保や派遣体制により、内科、外科、小児科、リハビリテーション科のほか、眼科、整形外科、人工透析、皮膚科、泌尿器科など専門外来科目を充実させ、地域の医療ニーズに応じた診療体制の充実を図っています。また、訪問診療や 24 時間対応の訪問看護により、在宅でも安心して医療サービスが受けられる体制を確保し、地域包括ケアシステムの推進に努めています。

今後も引き続き、医療センターが町内で唯一の入院施設を持つ医療機関として、救急告示病院としての対応や帯広市内にある急性期病院からの転院患者の受け入れにも積極的に取り組むとともに、町内各診療所や急性期の医療機関との連携を深め、また、訪問診療や訪問看護、訪問・通所リハビリなどの在宅支援により、池田町および十勝東部地区における地域医療の中核的な役割を維持していく必要があります。

また、北海道十勝圏域における地域医療構想を踏まえ、「新池田町病院事業改革プラン」により、池田町病院事業の果たすべき役割を明確にし、経営の効率化や経営形態の検証に努める必要があります。

プライマリ・ケア：かかりつけ医など、どんな病気でもすぐに診てくれ相談にのってくれる医師による総合的な医療（大きな病院での「専門医療」に対する考え方）

地域包括ケアシステム：住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制・仕組み

【 施策の方針 】

住民が安心して医療サービスを受けられる医療体制の確保を図ります。

【 施策の主な内容 】

（ 1 ）医療体制の充実

医療機関相互の連携体制の強化

保健・福祉分野との連携の強化

訪問看護の維持・確保

地域包括ケアシステムの推進

（ 2 ）町立病院の医療提供体制の充実

医療機能を継続するための施設整備

住民ニーズに添った医療機能の充実

新感染症の発生に備えた医療体制の確保

訪問リハビリ等による在宅支援の推進

救急機能体制の確保

健診機能の充実

医療器械の計画的な整備・更新

医師および医療技術者の確保
病院事業改革プランの推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------------|--------------|--------------|-------------------------------------|
| 十勝いけだ地域医療センターの 患者紹介率、逆紹介率 | 12 % 14 % | 20 % 25 % | 新池田町病院事業改革プラン点 検・評価(令和元年度、令和6年度) |
| 十勝いけだ地域医療センターの 在宅復帰率 | 83 % | 90 % | 新池田町病院事業改革プラン点 検・評価(令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

新池田町病院事業改革プラン

基本計画

基本目標 3 . “ 未来に向かいはばたく ” 学びと文化を育む まちを目指して

基本目標 3 . 教育、芸術文化・スポーツ分野

“ 未来に向かいはばたく ” 学びと文化を育む まちを目指して

政策 1 学校教育の充実

施策 1 小・中学校教育

【 現状と課題 】

小中学校の児童生徒数は、この 10 年間で 4 割以上が減少し、今後 5 年間の推計でも減少傾向は続く見込みとなっています。グローバル化の進展や Society5.0 時代の到来など急激な社会的変化の中で、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を身につけることが求められています。

本町では、習熟度別指導・少人数指導による学習内容の定着を図るため、町費による臨時教員などの配置や国の教員加配を活用し、きめ細かな指導体制の充実を図っています。しかし、基礎的・基本的な学習内容の定着や、家庭学習習慣の定着などに課題があり、子ども一人ひとりの学習状況を的確に把握するとともに、保護者の理解も得ながら、家庭での学習習慣を身に付けていくことが必要となっています。

改訂学習指導要領の全面実施に伴う学習活動の量的・質的充実、中 1 ギャップへの対応など、様々な教育課題が顕在化するなか、学校・家庭・地域が 15 歳のあるべき子ども像を共有しながら義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の導入に向けて取り組むとともに、その成果を基盤として小学校課程から中学校課程まで一貫して学ぶ「義務教育学校」についても構想していきます。

インクルーシブ教育【 】の推進に向け、すべての学校において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実を図るとともに、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行う必要があります。

いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、ささいな変化や兆候を見逃さず、積極的に認知し、適切に対処することが求められています。

児童生徒が笑顔あふれ希望に満ちた学校生活を送るために、いじめ問題はもとより、不登校についても未然防止と早期発見・早期対応に向け、教育相談体制の充実や児童生徒の人間関係を築く力の育成、関係機関と連携した支援体制の整備・充実に取り組む必要があります。

子どもたちには、様々な経験を通して「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を営むことができる判断力を培うため、学校において食育を推進することが求められています。

本町の学校給食は、幼稚園や地域保育所、高等学校へも提供しており、今後も、地元の食材を積極的に活用した安全で安心な栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めるとともに、栄養教諭による食育指導などを通して子どもたちの健やかな成長を支えていくことが大切です。

インクルーシブ教育：障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを言います。個別の教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据え、的確に応える指導体制、教育環境の整備が求められています。

【 施策の方針 】

学ぶ意欲を持って、夢や目標の実現に向けて努力するとともに、優しい気持ちで、ともに支え合いながら生きる子どもを育む教育環境を目指します。

【 施策の主な内容 】

- (1) 教育内容の充実
- 確かな学力・体力を育む教育の充実
 - 小中一貫教育の推進
 - 特別支援教育の充実
 - 教育相談の充実
 - 道徳教育の充実
 - ふるさと教育の充実
 - コミュニティ・スクールの充実
 - 外国語指導助手の配置
- (2) 学校給食の充実
- 食育の推進
 - 施設の適正な維持管理

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|--------------------------------|---|---|------------------------------------|
| 「学校以外で平日1時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合 | 小6 26% 中3 60% | 小6 80% 中3 80% | 全国学力学習状況調査(小6、中3) (令和元年度、令和6年度) |
| 「授業の内容はよく分かる」と回答した児童生徒の割合 | 小国語 24% 小算数 38% 中国語 24% 中数学 34% 中英語 24% | 小国語 50% 小算数 50% 中国語 50% 中数学 50% 中英語 50% | 全国学力学習状況調査(小6、中3) (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町教育基本計画

施策 2 教育環境整備

【現状と課題】

近年、幼児期に忍耐力や協調性といった非認知的能力を身に付けることが、その後の生活に大きな影響を与えるという研究成果があるなど幼児教育の重要性への認識が高まっています。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、家庭や幼稚園・保育所などが一体となって子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

幼児期の教育と小学校以降の教育には様々な違いがあるため、小学校入学後に子どもたちが円滑に移行できるようスタートカリキュラムを実施しています。今後も、小学校と幼稚園などが子どものあるべき姿を共有し、より一層の連携に努めていかなければなりません。

本町に設置されている北海道池田高等学校は、総合学科としての特色を生かし、多様な個性を伸ばす教育方針のもと、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進、校訓である「創造・実践」の力を高める教育が行われています。

近年、入学者数が2間口の定員に満たない状況が続いていますが、地域教育環境の維持・確保の観点からも、地元高等学校の役割は大変重要であり、充実した学校生活と学校存続に向けた支援を続ける必要があります。

本町では、令和2年3月に「望ましい教育環境の整備方針」を策定し、この方針に基づき、令和4年4月に町内の3小学校を池田小学校に統合します。

学校統合に向けて、町および教育委員会、そして保護者、地域が前向きに意見を出し合い、児童が元気に笑顔で学校生活を送りながら、健やかに成長していく教育環境づくりを進める必要があります。

【施策の方針】

幼児教育の質の向上と学びをつなぐ学校づくりを推進し、望ましい教育環境を整備するとともに、池田高等学校の特色ある学校環境づくりを支援します。

【施策の主な内容】

- (1) 幼児教育の充実
 - 幼児期教育の充実
 - 幼稚園・保育所と小学校との連携の促進
- (2) 高等学校教育の支援
 - 生徒確保に向けた支援
 - 地域教育環境の維持・確保への支援
- (3) 教育施設の管理・整備
 - 適切な維持管理の推進
 - ICTを活用した教育環境の充実と人材育成の推進
 - スクールバスの安全運行の確保
- (4) 危機管理の強化
 - 教育関係機関や家庭等の情報の共有
 - 危機管理マニュアルの作成
- (5) 望ましい教育環境の整備
 - 町内3小学校統合による望ましい教育環境の整備

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「小・中学校、高等学校の教育環境」への満足度 | 38% | 60% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町教育基本計画

施策 1 社会教育

【現状と課題】

核家族化や人間関係の希薄化が指摘される一方で、生活の質が向上し、生涯にわたり誰もがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、興味、目的に応じた生涯学習活動に参加できる環境づくりが求められています。

本町では、農業協同組合や商工会の青年部や女性部、PTA、女性団体などを主体とした学習・研修活動が行われています。各世代が生きがいを持ち充実した生活を過ごすことができるよう、社会教育関係団体や地域における自主的な学習活動を行う団体などへ支援を行うとともに、生涯学習を通して一人ひとりがそれぞれの能力や可能性を伸ばしながら、変化に対応できる知識や技能を身に付け、地域の課題解決や様々な地域活動に参画していくことが求められています。

池田町シニアカレッジ「遊ゆう大学」では、高齢者を対象とした学習の機会を提供しています。高齢者の健康増進と社会参加の推進とともに、社会を支える一員としての高齢者相互のかかわりや経験に基づく知識が地域づくりに活かされることが期待されています。高齢者の持つ豊かな経験と優れた生活文化を次世代に伝えるため、世代間交流の場を広げていくことが求められています。

また、家庭教育や学校教育を地域で支える体制づくりが求められています。そのためには、地域における人的資源の活用が不可欠です。社会教育団体やボランティア団体などの活動を支援し、人材育成と支援活動に向けた連携を図ります。

【施策の方針】

各世代の課題やニーズに応じた学習機会の提供を進め、学びを活かす地域社会を目指します。

【施策の主な内容】

- (1) 成人と高齢者の学習機会の創出
 - 各種講座による成人学習の充実
 - 生きがいをつくる高齢者学習機会の提供
- (2) 地域における教育支援体制の整備
 - 社会教育関係団体との連携・協力
 - 人材育成と支援ボランティアの協力

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------|------|------|--------------------------|
| 遊ゆう大学の在籍率 (対：高齢者人口) | 5.3% | 5.5% | 教育委員会調べ (令和2年度、令和7年度) |
| 学校支援ボランティア登録件数 | 29件 | 40件 | 教育委員会調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町教育基本計画

施策 2 青少年の健全育成

【現状と課題】

生活リズムの乱れは学習意欲や体力・気力の低下の要因であると指摘されるなか、テレビゲームやスマートフォン、インターネットの利用が増えています。インターネット等によるトラブルに巻き込まれないよう正しく活用していくとともに、利用時間を決めるなど家庭での望ましい生活習慣の定着が求められています。

一方で核家族化や地域社会とのつながりの希薄化により、子育ての悩みを抱え保護者が孤立してしまうことがあります。将来を担う子どもたちを学校・家庭・地域が一体となって育んでく必要があります。

ICT（インターネット等の普及や科学技術）の進展により、今まで経験したことがない「間接体験」や「疑似体験」を通して、新たな興味・関心を深め、学習意欲の向上につながることを期待される一方で、実際に触れ、かかわり合う直接体験による活動は、豊かな人間性、自らの学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧として大切な役割を担っています。

このため、保護者や地域住民などが学校経営に参画するコミュニティ・スクールの充実を図るとともに、地域の教育力を活用し、放課後や週末の体験活動の提供をしていきます。また、自主的・自発的なスポーツ・文化活動などの取り組みの促進に向け、少年団活動への協力・支援に取り組みます。

沖縄県読谷村への小学生派遣研修事業は、異なる歴史・文化や気候風土の地域を訪れ、改めて、ふるさとの良さや我が国の歩んでいた歴史などを学ぶ極めて貴重な体験学習となっています。

【施策の方針】

地域全体で子どもたちを守り育てる体制を推進し、多様な体験活動を通して豊かな人間性を育成します。

【施策の主な内容】

- (1) 家庭や学校、地域との連携強化
 - 関係機関が連携した支援体制の強化
 - 学校支援ボランティア等の活用
- (2) 家庭教育の推進
 - 学習機会・情報の提供
 - P T A 組織への支援
- (3) 青少年の活動の充実
 - 少年団や子ども会活動の充実
 - 少年団活動等の指導者育成
 - 青少年の体験活動の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------------------|
| 学校地域本部事業（学校支援ボランティアなど）活動回数 | 193回 （4校） | 100回 （2校） | 教育委員会調べ （令和元年度、令和6年度） |
| 放課後子ども教室の登録割合 | 26% | 28% | 教育委員会調べ （令和元年度、令和6年度） |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町教育基本計画

施策 1 芸術文化活動

【 現状と課題 】

芸術文化は、人々に潤いのある心豊かな生活をもたらすだけでなく、青少年の創造性や情操を育むうえでも大切な役割を果たしています。

本町では田園ホールを拠点に、文化協会加盟団体や各種サークルなどが自主的な活動を展開しているほか、指定管理者などにより優れた芸術や様々な文化に触れる機会を提供しています。

しかし、文化活動の中心的役割を果たしている文化協会をはじめ、各団体の多くに担い手の高齢化が目立ち、一部で活動の停滞もみられます。

芸術・文化活動に対するニーズが多様化する中、文化の継承や振興発展を図るために、発表の場の提供と活動に対する支援が必要になっています。

今後も、住民一人ひとりが心豊かに充実した生活を送るために、芸術・文化活動の推進を図っていくことが重要です。

また、平成 21 年に指定管理者へ運営移行した田園ホールは、文化活動の拠点施設として長期にわたり維持していくために、計画的な改修などを実施していく必要があります。

池田町立図書館は、平成 25 年から指定管理者制度へ移行し、機能と事業の充実を図りました。ボランティア団体などの協力により、ブックスタート事業や読み聞かせなどの取り組みも進められています。しかし、図書館の利用者数、貸出冊数ともに減少傾向にあり、子どもが読書に親しむ場所として、また、住民の生涯学習意欲に応える施設として、親しみやすい図書館づくりに努めるとともに、家庭や地域における読書活動を推進する必要があります。

郷土資料は、池田町の歴史や現状を知り、将来を考える上で有効なものであり、住民の共有財産、知的資源であります。旧高島中学校校舎を活用した郷土資料館は、郷土資料の整理・収蔵・展示を行い、公開・普及・教育機能を備えた施設として平成 29 年に開館しました。郷土資料館を拠点に郷土資料の保存、適切な展示・公開とともに、郷土歴史教育への活用を推進していくことが大切です。

【 施策の方針 】

芸術・文化活動の充実に取り組む環境づくりを進め、地域文化の確実な継承を図っていきます。

【 施策の主な内容 】

(1) 文化活動の推進

- 芸術文化を担う団体への支援
- 芸術文化鑑賞機会の提供
- 文化活動への参加機会の充実
- 文化活動の発表の場の構築
- 芸術文化の普及振興のための表彰の実施

(2) 芸術文化施設の機能の充実

- 田園ホール施設機能の整備と適切な維持管理

(3) 図書館事業の推進

- 図書館の施設機能の整備と適切な維持管理
- あらゆる世代に親しまれる図書館づくりの推進

(4) 文化財の保護

郷土資料館の整備および資料の適切な保存・整理・展示
埋蔵文化財の保護および学習機会への活用

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------------|------|------|--------------------------|
| 田園ホール利用件数 | 812件 | 900件 | 教育委員会調べ (令和元年度、令和6年度) |
| 図書館の貸出冊数(住民1人当たり) | 3.9冊 | 4.0冊 | 教育委員会調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町教育基本計画
池田町子どもの読書活動推進計画

施策 2 スポーツ活動

【 現状と課題 】

健康維持や体力向上など、生涯にわたりそれぞれの興味や目的に応じ、スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

本町では地域対抗のスポーツ大会を継続して行うなど、住民が気軽に楽しめる機会を提供し、スポーツの普及啓発に努めています。

体育協会をはじめとした各スポーツ団体は、日常の活動や各種大会の開催により、各競技の普及や本町のスポーツ振興に大きく貢献しています。また、子どもたちの体力向上に、少年団活動が重要な役割を担っています。

しかし、人口の減少とともに競技人口も減少し、各種団体の会員数の減少や高齢化がみられます。

子どもから成人、高齢者まで、健康で活力ある生活を送るために、スポーツに取り組める環境づくりを進め、活動するスポーツ団体などへの支援が必要です。

生涯スポーツ活動の中心施設である総合体育館は、平成 22 年から指定管理者へ運営移行し、体育館主催のスポーツ講座も開催されるなど有効に活用され、近年の健康志向の高まりから特に成人、高齢者の利用は伸びており、年間 3 万人を超える利用者となっています。また、サッカー場やソフトボール場、スケートリンク、カーリング場など屋外の競技場では、季節に応じたスポーツが行われています。

スポーツ活動に必要な施設、設備などについて、適切な維持管理を行うとともに、改修・更新を計画的に行っていく必要があります。

【 施策の方針 】

だれもが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進め、生涯スポーツの振興を図ります。

【 施策の主な内容 】

(1) 生涯スポーツの推進

各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催

冬季スポーツの振興

児童生徒の体験学習の実施

指導者の育成

スポーツの普及振興のための表彰の実施

スポーツ団体等への活動支援

(2) スポーツ関係施設の機能の充実

スポーツ関係施設機能の整備と適切な維持管理

学校施設の開放事業の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------|----------|----------|--------------------------|
| 総合体育館利用者数 | 33,010 人 | 33,000 人 | 教育委員会調べ (令和元年度、令和6年度) |
| スポーツ大会の参加者数 | 332 人 | 340 人 | 教育委員会調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町教育基本計画

池田町スポーツ施設の整備等計画

基本計画

基本目標 4 . “環境を守り つなぐ” 安全安心住みよい まちを目指して

基本目標 4 . 生活基盤等分野

“環境を守り つなぐ” 安全安心住みよい まちを目指して

政策 1 計画的な土地利用の推進

施策 1 土地利用

【現状と課題】

本町の総面積は 371.79 km²であり、土地利用の状況は、農地が約 21%、牧野が約 15%、山林が約 46%、宅地が約 1%、その他雑種地などが約 17%となっています。大別すると市街区域、農業区域、自然（森林）区域に分けられます。利別川を挟み、池田、利別の市街地が形成されており、その周縁部を含む 18.35 km²を本町の都市計画区域とし、そのうち 3.58 km²は、住居地域、商業地域、工業地域に指定しています。将来的な人口動態を踏まえ、住居区域の拡大を抑制しつつ、計画的かつ合理的な土地利用の推進に努める必要があります。

池田市街地は、町内人口・世帯の約半数が集中しています。人口減少や後継者不足により利用されない住宅や商店が増えています。一方で、通院や買い物の利便性からまちなか居住を求める声も多く、未利用土地・建物の有効活用や公共施設の整理統合も含め、集約的な利便性の高い市街地形成を進める必要があります。

利別市街地は、町内人口・世帯の約 2 割が居住しています。国道や道道が通り、沿道には大型商業施設が立地し、帯広方面・オホーツク方面からの玄関口の役割を担っています。交通アクセスの良さをいかし、未利用地の有効活用に向けた検討を進めるとともに、良好な住環境を保全し、定住促進を図る必要があります。

高島地区は、役場支所を設置し、農業協同組合や郵便局、商店や給油所などの生活拠点が形成されていますが、人口減少が特に顕著であり、住民の生活機能維持への支援が必要となっています。農業区域は、十勝川、利別川、十弗川沿いを中心に広がり、水田農業地帯であったことから経営規模は十勝管内最小にあり、経営効率化に向けた農地の集約化が課題となっています。また、一部の条件不利地に遊休化する農地が発生しつつあります。基幹産業である農業のさらなる振興に向け、優良農地の保全と確保、有効利用を進める必要があります。

自然（森林）区域は、利別川および十弗川の東西を広く覆っており、約 4 割がカラマツを主体とする人工林となっています。国土の保全、水源かん養など森林の持つ公益的機能の維持・向上と、持続可能な林業経営の両立を進める必要があります。

土地利用および土地取引を円滑に進めるための地籍調査は、平成 2 年度から着手し全体面積の 68.6%が終了（令和元年度末現在）しています。国費予算の縮減により市街地を含む未調査地の事業規模確保が困難な状況にありますが、国土強靱化、防災減災対策として国の重点施策ともされており、国土調査事業第 7 次十箇年計画に基づき、調査の円滑な推進が求められています。

【施策の方針】

市街区域、農業区域、自然（森林）区域などそれぞれの地域特性を活かした調和と秩序ある開発に配慮し、計画的かつ合理的な土地利用の推進と地籍調査の促進を図ります。

【施策の主な内容】

(1) 自然環境を重視した土地利用の推進

都市計画に基づく土地利用計画の適正な運用

優良農地の保全および確保

森林の持つ公益的機能の維持および保全

(2) 都市基盤整備の推進

コンパクトにまとまった市街地の形成

まちなか居住の推進

公共施設の適正配置と集約化の推進

(3) 地籍調査の推進

地籍調査の計画的推進と調査成果の適正な管理

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---------|-----|-----|---------------------------|
| 地籍調査進捗率 | 68% | 70% | 地籍調査完了実績 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町都市計画マスタープラン

国土調査事業十箇年計画

施策 1 消防、救急

【 現状と課題 】

本町における火災発生状況は、ここ直近 5 年間では年平均 5 件前後で推移しており、わずかに減少傾向とはなっていますが、火災による痛ましい被害者を根絶するためには、住宅用火災警報器の設置率向上に向けた火災予防広報など、火災予防の取り組みを効果的に推進していく必要があります。また、町内すべての保育所および幼稚園に設置されている幼年防火クラブと連携し、次世代の火災予防の担い手を育成していくことも重要です。

一方で、救急出動状況は、ここ直近 5 年間では年平均 3 5 0 件前後と増加傾向にあります。将来的には少子高齢化の進行によって救急出動は緩やかな減少傾向に留まっていくことが推測されていますが、救急医療は年々高度化してきており、病院到着前の救急活動の質が救命率を大きく左右することから、救急救命士の計画的な養成と教育訓練が必要不可欠となっています。また、救命率の向上のためには、地域住民による素早い応急手当が重要であり、救命講習など普及啓発活動も更に推進していかなければなりません。

近年、地震や大雨などの自然災害、複雑多様化する特殊災害による危険度は年々増大してきており、将来にわたって地域住民の安全安心を守り続けていくためには、隊員個々の能力向上、他消防署や消防団との部隊の連携強化はもちろんのこと、予測できない多種多様な災害に対応すべく効果的な消防車両や救助資器材などの更新整備も必要です。

さらに、地域防災力の要である消防団は、昨今減少傾向にある消防団員の確保が急務であり、特定の業務活動に限定した参加を可能とする機能別消防団を含めた積極的な加入促進の取り組みを推進していく必要があります。

平成 2 8 年 4 月に十勝圏域すべてを管轄とする「とかち広域消防局」が運用開始しており、市町村の枠を超えた柔軟かつ迅速な出動態勢やスケールメリットを活かしながら、近隣市町村や関係機関などと連携して地域住民が安全安心に暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。

【 施策の方針 】

地域住民の火災予防や救急救命の意識を高めるとともに、近隣市町村との広域連携、消防団を中心とした地域防災力の更なる向上を図ることで消防力の強化を推進し、地域全体の安全安心を守り続けます。

【 施策の主な内容 】

(1) 予消防活動の推進

- 住宅用火災警報器設置促進の啓発
- 火災予防法令違反の是正指導の強化
- 防火指導體制の強化と避難訓練の促進
- 幼年防火クラブとの連携活動の充実強化

(2) 救急救助活動の充実と救命率の向上

- 資格者の養成と教育訓練による隊員の能力向上
- 他消防署および消防団等との連携強化
- 応急手当普及啓発活動の推進
- 消防車両や消防施設、資器材等の更新整備

(3) 地域防災力の確保と活性化

機能別消防団を含む消防団員の加入促進
 地域密着性と即時応用力の錬磨
 消防団活動の充実強化

(4) 広域連携の強化

合同訓練等による広域連携の充実強化
 消防施設等の計画的な共同整備

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-----------------------------|------|------|--------------------------|
| 住宅用火災警報器設置率 (70歳以上の単身世帯) | 81% | 95% | 池田消防署調べ (令和2年度、令和7年度) |
| 消火器設置適合率 (70歳以上の単身世帯) | 37% | 50% | 池田消防署調べ (令和2年度、令和7年度) |
| 普通救命講習受講者数 | 357人 | 757人 | 池田消防署調べ (令和2年度、令和7年度) |
| 消防団員充足率 | 75% | 90% | 池田消防署調べ (令和2年度、令和7年度) |

施策 2 防災

【 現状と課題 】

近年、地震や集中豪雨など、これまでの想定を超えた大規模な自然災害が全国各地で相次いで発生しています。大規模災害の発生を想定し、人命を最重視した被害の最小化と社会経済活動の迅速な回復を図る減災対策の推進が求められています。また、感染症対策として、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保した避難所の設営が求められており、地域防災計画の改正など早急な対応が必要となります。

本町には、十勝川と利別川の2つの1級河川が流れ、居住地や指定避難所の多くが浸水区域にあり、大雨時の増水被害を特に受けやすいことから、計画的な河川改修など防災減災対策および水防対策の強化を国などに求めるとともに、関係機関との連携による総合的かつ広域的な応援・受援体制の整備が必要となっています。また、町管理河川や農業用排水路においても、適切な機能保全に向けた維持管理に努める必要があります。加えて、避難所機能を併設した公共施設や防災資機材の保管庫を計画的に浸水区域外に整備していく必要があります。

本町を含む北海道東部地域は、太平洋沖や内陸など広範囲において過去に大規模地震が多数発生しています。公共施設やライフラインの耐震化を進めるとともに、避難訓練や住宅耐震化、被害予防・軽減対策の推進、災害発生時における的確な情報伝達や避難誘導など、地震防災対策を進める必要があります。

日頃から災害発生時の備えとして、地震や洪水、土砂災害など自然災害による被災想定区域や避難場所など防災関連情報を「防災のしおり（ハザードマップ）」にまとめ、全世帯へ配布しているほか、災害発生時には、町のホームページや災害用ツイッターを活用し、迅速かつ適切な情報発信に努めています。今後は、感染症対策を踏まえた地域防災計画の見直しや、避難訓練の定期的な実施などにより、住民の避難行動の把握や避難所運営の検証に努めるとともに、避難情報や避難所に関する理解の浸透を図り、避難行動への心理的抵抗を抑える意識づくりに向けた取り組みが必要となっています。

災害発生時への対応には、地域防災力の強化が欠かせないものとなります。自主防災組織の育成を図るとともに、災害時協定の締結による各種団体や事業所の協力も含め、地域防災体制の整備を進める必要があります。また、外国からの武力攻撃やテロなど不測の事態への備えについても、池田町国民保護計画に基づき、国や北海道、関係機関との連携により、万全を期す必要があります。

【 施策の方針 】

大規模自然災害に即応できる災害に強い基盤づくりを進めるとともに、住民が高い防災意識のもと自ら備え支えあう体制づくりや、関係機関との広域連携の構築など、総合的な防災力の強化を図ります。

【 施策の主な内容 】

（ 1 ）防災・国民保護体制の整備充実

防災意識の普及啓発

防災訓練、避難訓練の充実

自主防災組織の育成と関係機関との連携強化

防災施設、通信設備の整備

災害に備えた備蓄の推進

国民保護計画による危機管理対策の推進

避難所の感染症対策

(2) 国等との災害時連携の強化

行政機関、公共機関、公共団体その他事業所等との災害時連携の推進および強化

災害時の物資供給等協定の推進および強化

災害時の相互応援（受援）体制の整備

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 自主防災組織率 (人口あたり) | 44% | 70% | 役場総務課調べ (令和2年度、令和7年度) |
| 「自然災害などに対する防災体制」への満足度(「河川」施策と重複) | 36% | 50% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町地域防災計画

池田町国民保護計画

池田町国土強靱化地域計画

施策 3 防犯、交通安全

【 現状と課題 】

防犯について、池田警察署管内の犯罪発生状況は、過去 10 年間では検挙件数、検挙人員ともほぼ横ばいの傾向にあります。全国的に見ると高齢者を中心とした消費者被害が深刻化し、手口が巧妙な特殊詐欺など新種の犯罪が増えており、本町内での被害も発生している状況にあります。また、全国的に子どもが被害にあう犯罪は減少していますが、命を落とす事件はほぼ横ばいの状況にあります。

地域社会のつながりの希薄化が犯罪防止力の低下の一因とも言われていますが、本町では、町内会や自治組織などにより主体的な防犯意識の啓発活動が実施されていることから、関係団体と連携を図り、地域活動の支援を充実させることで、地域力を生かした安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、子どもを犯罪から守るため、引き続き「こども 110 番の家」活動を支援するほか、不審者など防犯情報を共有する仕組みの充実を図る必要があります。

交通安全について、池田警察署管内の交通事故発生状況は、過去 10 年間では発生件数、死者数とも減少傾向にあります。全国的に見ると高齢化社会の進行もあり、高齢者が当事者になる交通事故が増加しています。認知機能や身体機能の低下を理由に運転免許証を自主返納する意識が高まっており、返納後の交通手段の確保とともに、運転免許証自主返納制度や相談窓口に関する普及啓発に努める必要があります。

子どもたちの交通安全対策の一つとして、登下校時に交通安全推進員による街頭指導を実施しています。子どもたちが交通ルールを守る大切さを理解し、悲惨な交通事故から子どもたちを守るため、継続的な取り組みが必要となっています。

交通事故の発生を減らし、安全安心な社会を実現するためにも、交通安全に対する一層の意識の高揚が求められています。

【 施策の方針 】

多様化する犯罪に関する情報提供および地域の主体的な啓発活動の充実を図り、地域力を生かした被害が生じにくい安全なまちづくりを推進するとともに、交通安全意識の普及と高齢化に伴う新たな課題への対応により交通事故の防止を図ります。

【 施策の主な内容 】

(1) 防犯対策の推進

情報の共有化と防犯意識の高揚

関係機関との連携強化

防犯施設の維持・整備

自主防犯活動の促進

(2) 交通安全対策の推進

交通安全意識の普及

交通安全教育の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「交通安全への取り組み」への満足度 | 51% | 60% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| 「地域での防犯対策」への満足度 | 41% | 60% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町交通安全計画

施策 4 情報通信基盤

【現状と課題】

ICT（情報通信技術）が急速に進歩し、生活に欠かせないライフラインとしても社会に浸透しており、今後ますます進歩・発展していくことが見込まれています。人手不足など地域課題の解決や地域活性化、住民生活の利便性と効率性の向上が期待されているほか、農林業や医療・福祉、教育分野においても欠かせない技術となっています。

行政分野においても、ICTの活用がまちづくりの推進に寄与することが期待されており、電子自治体の推進に向け積極的ななかかわりが必要となっています。

本町では、民間通信事業者により池田・利別市街地とその周辺地区への光ファイバー網によるブロードバンド【 】サービスの提供が開始されたことに加え、光ファイバー未整備地域への高速通信網の整備と地上デジタル放送の難視聴解消のための基盤整備を行い、町内のブロードバンド化を進めてきました。今後も、高速通信網を常時安定的に使用できるよう適正な維持管理に努める必要があります。

近年、スマートフォンやタブレットの普及が急速に進展し、情報収集や情報発信およびコミュニケーションを取る上で、インターネットは欠かせないものとなっています。行政サービスでもインターネットの活用が進んできていることから、電子自治体の検討や各種SNSの利用など、情報セキュリティ対策に配慮しながら、本町のブロードバンド環境を活かした地域活性化策についても推し進めていかなければなりません。

国では、Society5.0（ソサエティー5.0）【 】として、人工知能（AI）によるデータ解析、ドローン、自動走行車、無人ロボットなど、経済発展と社会的課題解決を両立する未来社会を提唱しています。行政サービス分野においても、電子化、ペーパーレス化の検討が進むにつれ、各種の情報管理システムの標準化・共同利用による手続きおよび事務の簡素化を図る動きが急速に進展しています。これらの状況の的確な対応と情報収集に努めるとともに、デジタル化推進に向けた人材の育成・確保の取り組みも急務となっています。

ブロードバンド：高速・大容量の通信回線を意味します。従来の低速な通信回線（ナローバンド）に対する語として、帯域幅が広い（ブロード）ものとして言われます。

Society5.0（ソサエティー ゴーテンゼロ）：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（同2.0）、工業社会（同3.0）、情報社会（同4.0）に続く日本が目指す未来社会の姿として国により提唱されています。

【施策の方針】

地域を支える情報通信基盤の的確な維持管理を行うとともに、ICTの利活用を通じた地域活性化を進めます。

【施策の主な内容】

（1）情報通信基盤の活用

住民生活の情報化の推進

テレビジョン放送の再送信による難視聴世帯の解消

町内全域ブロードバンド化を活用した地域活性化策の推進

情報通信設備の適正な維持・管理

電子自治体の推進による行政サービスの向上

- (2) ICT利活用に向けた教育活動および人材育成の推進
ICT利活用に向けた教育活動および人材育成の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-----------------------|------|------|--------------------------|
| インターネットの高速通信可能 エリア | 100% | 100% | 役場総務課調べ (令和2年度、令和7年度) |

施策 1 河川

【 現状と課題 】

本町には、十勝川と利別川の主流 2 河川を含め、126 の河川が流れており、そのうち 21 の河川は国や北海道が管理し、105 の河川は町が管理しています。

国・北海道の管理河川では、近年多発している大雨災害に備え、堤防の強化対策や河道掘削が進められています。

町の管理河川では、財政的な事情もあり河道掘削など限定的な対応にとどまっていますが、森林保水力が低下し、豪雨による急激な河川増水の危険性も高まっており、河川の氾濫や決壊を防ぐためにも、樋門・樋管や農業用排水路、排水機場【 】などの関連施設の適切な管理の継続が必要となっています。

本町では、「治水がまちづくりの根幹」、「水害との戦いが池田町の歴史」とも言われ、幾度となく大洪水に見舞われた経験を持ちますが、長年の治水事業などにより、現在では洪水被害を受けるおそれは少なくなりました。しかし、平成 28 年 8～9 月の相次ぐ台風通過の際には、小河川の氾濫が相次ぎ、十勝川・利別川合流付近では堤防越水まで最大 60cm ほどにまで迫ったことを忘れず、河川および排水関連施設の適正管理に努めるとともに、関係機関に対し計画的かつ継続的な水防対策推進の働きかけを続ける必要があります。

また、河川敷地内の樹林化が進行し、流下能力の低下が危惧されており、防犯や鳥獣被害、衛生面への影響も含め、河川管理者への適正管理を求めていく必要があります。

豊かな生活環境の確保に向けた河川の役割は大きく、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、住民や利用団体との協働による河川環境美化活動などを通じ身近な憩いの空間としての保全に努めることが必要です。また、国や近隣町との広域連携による観光拠点との関わりや周遊性を高める魅力的な河川空間の創出についても、引き続き事業を推進する必要があります。

排水機場：洪水時など河川本流（利別川など）の水位が支線の水位より高くなったとき、逆流を防ぐため樋門（ゲート）を閉め、その際、内水をポンプにより強制排除するための施設を言います。池田町には利別川に 6 機場があります。

【 施策の方針 】

樋門・樋管、排水路や排水機場などの関連施設の適切な管理に努めるとともに、関係機関と連携し、計画的かつ継続的な水防対策を推進します。

【 施策の主な内容 】

（ 1 ）河川整備の推進

国や北海道と連携した治水対策の推進

町管理河川および河川管理施設、農業用排水路の適正な管理

近隣市町村と連携した防災・減災対策の強化に向けた要望活動の展開

（ 2 ）河川環境の整備

河川環境の整備と適正な管理

住民主体による河川環境美化活動の促進

【目標指標】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「自然災害などに対する防災体制」への満足度(「防災」施策と重複) | 36% | 50% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

施策 2 道路

【 現状と課題 】

本町の道路網は、一般国道 242 号線 22 km、道道 7 路線 87 km、町道 564 路線 417.2 km（令和 2 年 4 月 1 日現在）のほか、道東自動車道により構成されています。

道東自動車道は、道央圏への高速道路網が整備され、道東圏釧根、オホーツク方面への早期の全線開通が望まれています。また、国道 242 号線では、利別市街商業施設付近の交通量増加に伴う道路拡幅など安全対策が必要となっています。

本町は、道央圏と道東圏の中継地に位置し、医療や救急、農畜産物の輸送・物流、観光振興における役割からも道路整備への重要性は高く、安全で快適な移動が可能となる幹線道路の計画的な整備の必要性について、現状を踏まえた要望を続ける必要があります。

道道でも、市街地歩道の安全確保や、老朽化路線の改築や未整備区間の整備促進について、近隣市町村とも連携し、北海道や関係機関へ必要な予算確保に向けた働きかけを続ける必要があります。

町道については、約 5 割が未舗装区間となっており、舗装道路も経年劣化により維持補修に多額の経費を要しています。

道路は、住民の日常生活や経済活動を支える重要な社会基盤であると同時に、まちの魅力づくりにもつながるものとなるため、適切な維持管理や二次改築による再整備、破損や劣化した標識類の更新、排水路の維持整備を計画的に進め、安全な交通の確保を図るとともに、住民との協働による道路環境整備を進めることが必要となります。

地域高規格道路の候補路線となりながら進展の見られない帯広圏連絡道路（池田・とかち帯広空港間）も、地域経済の活性化のため、計画路線への早期指定を継続的に要望していく必要があります。

冬期間の除排雪については、除雪用車両の更新やGPS位置情報を活用した実施路線管理システムの導入、エリアごとの除雪業務委託などの方法による充実を図り、迅速で確実な除排雪による冬期間の安全な道路交通の確保に努めています。今後も、安定的な除排雪体制の維持に向けた取り組みが必要となります。

【 施策の方針 】

歩行者や自転車にも配慮した安全で快適な通行を確保し、適切な維持管理や二次改築による再整備を計画的に進めることにより、安全な交通の確保を図ります。

【 施策の主な内容 】

（ 1 ）道路網の整備

- 広域幹線道路の整備要望
- 地域間を結ぶ幹線道路の整備
- 地域生活道路の整備
- 高規格道路の整備要望

（ 2 ）安全な道づくり

- 道路（歩道）の 2 次改築の推進
- 交通安全施設の充実
- 橋梁の定期点検等適正な維持管理

除排雪体制の強化
道路施設の適正な維持管理

(3) 快適な道づくり

道路案内標識の整備
地域環境に即した道路景観の整備
住民と行政との協働による道路環境の維持

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------|-----|------|----------------------------|
| 橋梁長寿命化修繕計画に基づく 橋梁補修 | 15% | 100% | 役場建設水道課調べ (令和元年度、令和6年度) |
| 「道路や歩道の除排雪」への満足 度 | 45% | 50% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町橋梁長寿命化修繕計画
池田町横断歩道橋個別施設計画

施策 3 生活交通

【 現状と課題 】

本町の公共交通機関は、幹線交通として J R 根室本線と十勝バス帯広陸別線の 1 鉄道 1 道路路線があり、地域内交通では、スクールバスを活用した住民混乗の有償運送（常盤線、東台線、川合線、昭栄線、青山線、千代田線）のほか、平成 26 年 10 月からは市街地を循環するコミュニティバスの運行を行っています。

池田駅には、J R 根室本線運行の特急全便が停車しており、また、十勝バス帯広陸別線とも連絡していることから、今後も利便性の維持に向け、利用促進と関係機関への要請を続ける必要があります。

十勝バス帯広陸別線は、高校生の通学や地域住民の移動手段として重要な役割を担っています。しかし、運賃収入だけでは路線の維持ができず、沿線の人口減もあり利用者の減少が進み、沿線自治体の負担は増加しています。今後も引き続き、国や北海道、関係市町とも連携し、運行事業者には経営改善を求めるとともに、利用促進を図り、生活の維持に欠かせない路線として支援を続ける必要があります。

スクールバス混乗便は、運行時間が児童・生徒登下校時間帯となり利用者が限定されていますが、農村部住民などの安全な移動手段として重要な役割を担っています。児童生徒の減少に伴い発生しうる公共交通空白地域にどのように対処していくかが課題となっています。

市街地を循環するコミュニティバス（愛称「あいバス」）は、住民の通院や買物の足として、徐々に定着しつつあり、順調に利用者数を増やしています。今後も利用者などからの意見や要望を取り入れながら、さらに利便性の向上に努めることが必要です。現行のコミュニティバスによる市街地循環運行を充実させながら、農村地域の住民を対象とした新たな交通施策の導入に向けた検討を進めています。

全国的に高齢者の運転免許証の自主返納が浸透しつつある中、公共交通への期待が増しています。タクシー、介護タクシー事業も含め、住民要望を踏まえた地域内交通ネットワークの整備・見直しに努める必要があります。

【 施策の方針 】

地域内交通事業の維持とそれに接続するコミュニティバス、農村部と市街地を結ぶ新たな交通施策により、地域内交通ネットワークの整備し、公共交通空白地域の解消を図ります。

【 施策の主な内容 】

- (1) 地域内交通ネットワークの整備
 - バス交通網の維持・充実
 - 生活交通路線の維持および支援
 - 農村部の移動手段の確保
- (2) 町有車両の運行
 - 町有車両の適正な運行および維持管理の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-----------------------|--------|--------|----------------------------|
| 「鉄道・バスの利用のしやすさ」への満足度 | 33% | 50% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| あいバス(地域コミュニティバス)の利用者数 | 9,340人 | 9,340人 | 役場建設水道課調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

地域内フィーダー系統確保維持計画(池田町地域公共交通会議)

施策 4 公園、緑化

【現状と課題】

緑は、豊かな都市環境を形成する上で重要な要素となり、また同時に地球温暖化防止の役割も果たしています。

本町では、これまで公園・緑地などの計画的な整備をはじめ「花いっぱい運動」や「100年の森づくり」など花と緑のまちづくりを進めてきました。

良好な景観は、まちの魅力を高めるだけでなく、快適な住環境づくりを進めるうえでも重要な役割を果たしています。今後も、町内会や各種団体への花壇整備活動への支援や花壇写真展の開催を通じ、豊かな生活環境の創出と個性的で魅力あるまち並みづくり、四季折々の自然や田園風景など住民が誇れる景観づくりへの意識を高める取り組みを進める必要があります。

町内に点在する街区公園は、住民にとって最も身近な公園として、憩い・交流機能や、災害時における一時避難場所としての防災機能の充実化を図る必要があります。なお、子育て世代からは、安心して子どもを遊ばせることのできる総合公園を求める声が多く寄せられていますが、整備の実現には至っていない状況にあります。

また、地域との協議により児童公園の遊具の整備、都市公園の再整備を計画的に進める必要があります。

音更町および幕別町との3町にまたがる十勝エコロジーパークは、十勝川中流域かわまちづくり計画における広域公園として位置付けており、本町では千代田えん堤周辺の河川空間および観光拠点整備を進めています。関係2町や国など関係機関とも連携し、おもてなしの環境創出を図るとともに、回遊ルートの設定や沿道景観の整備により、町内・外の人々の交流を促進する必要があります。

【施策の方針】

公園や緑地は、住民が安全・安心して集えるレクリエーション機能のほか、防災機能、景観要素、環境保全の観点から、適正な配置・整備および保全を図ります。

【施策の主な内容】

- (1) 公園整備の推進
 - 都市公園の維持・整備
 - 老朽化した都市公園の再整備
- (2) 緑化の推進と良好な景観づくり
 - 花と緑のまちづくりの推進
 - 100年の森構想の推進
 - 良好な景観の維持・保全
 - まちなか美化運動の推進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 住民（町内会）等団体による街区公園の維持管理 | 42% | 57% | 役場建設水道課調べ （令和元年度、令和6年度） |
| 「公園や緑地の整備」への満足度 | 34% | 50% | 住民アンケート調査 （令和元年度、令和6年度） |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町都市計画マスタープラン

基本計画

基本目標 4 . “ 環境を守り つなぐ ” 安全安心住みよい まちを目指して

政策 3 生活基盤の整備

施策 5 水道

【 現状と課題 】

本町の上水道は、昭和 31 年に利別川を水源として給水を開始しましたが、安定的な供給と良質な水を求め、平成 7 年より十勝中部広域水道企業団から札内川を水源とする水道用水の供給を受け、町水道の全量を受水しています。また、平成 19 年まで実施した拡張事業により、町内の居住区域の全域が給水区域となっております。

当初の給水開始からは既に 60 年以上が経過しており、敷設されている配水管の老朽化が進んでいる状態にあります。地震や大雨など自然災害の際にも安定的な水道水の供給を確保するため、耐震性の高い水道管路への更新を進めています。全ての配水管路の更新には相当な年数と費用を要しますが、生活機能の維持に欠かせないライフラインであることも踏まえ、計画的に進める必要があります。

水需要については、人口減少や節水器具の普及に伴い、今後も減少推移していくことが見込まれます。費用の抑制を図り、設備投資を効率的に行うなど、経営努力を続ける必要があります。

本町では、公営企業として将来にわたって安定的な事業の継続のための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を平成 28 年度に策定しており、進捗管理や見直しを適切に行うことにより公営企業としての安定的な経営を進めるとともに、今後は、老朽設備の更新に向けた資産管理計画の策定に取り組む必要があります。

【 施策の方針 】

人口減少に伴い料金収入も減少傾向にあるため、費用の抑制や設備投資（老朽化した水道管の更新など）を効率的に行うなどの経営努力を続け、災害や事故に強く安心・安全な水道水の供給を図ります。

【 施策の主な内容 】

- (1) 安全・安心な水道水の供給
 - 老朽水道管の計画的な更新
 - 水道設備の適正な管理
- (2) 水道事業の健全な運営
 - 経営戦略の進捗管理・見直し
 - 効率的な設備管理に向けた資産管理計画の策定

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------|-----|-----|------------------------------|
| 水道料金の収納率 | 99% | 99% | 池田町水道事業会計決算 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町水道事業経営戦略

施策 6 下水道

【現状と課題】

本町の下水道は、池田・利別市街地の居住区域を中心に整備を進めており、下水道整備区域内水洗化率は90パーセント代半ばを維持しています。昭和60年の供用開始から既に35年あまりが経過し、平成20年から処理場設備の更新を行っていますが、多額の経費を要しており、また、耐用年数が50年とされている管渠の更新も近い将来に必要となってきます。住民の衛生的で快適な生活環境を保全のため、下水道施設・設備の効率的な維持管理および更新が必要となっています。近年猛威を振るう自然災害に対する危機管理も重要となり、地震および水害などへの対応が課題となっています。災害時の対応および早期復旧のための計画が必要となります。

下水道事業は、平成31(令和元)年度から地方公営企業法を適用しましたが、今後は経営戦略の見直しを進め、持続的かつ安定的な経営に努めます。

また、下水道事業における老朽設備の更新に向けたストックマネジメント(資産管理)計画の策定を行っており、これに基づき設備更新を進めていく必要があります。

現在、下水処理から生じる汚泥は、たい肥化し再生利用を図っています。国でも下水汚泥の再生利用を推進しており、廃棄物の適正処理と資源循環・有効利用の両立に向け、引き続き取り組みを続ける必要があります。

【施策の方針】

安定した下水処理を継続し、衛生的で快適な生活環境を維持するため、老朽化した処理施設機器の更新を進めます。

【施策の主な内容】

- (1) 下水道施設の整備
 - 処理施設の計画的な更新と機能維持
 - 適正な管理と施設の長寿命化
- (2) 下水道会計の健全な運営
 - 経営戦略に基づく効率的な運営
- (3) 水洗化の促進
 - 未水洗化家屋への啓発
 - 浄化槽の普及促進

【目標指標】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------|-----|-----|----------------------------|
| 水洗化率 | 95% | 96% | 役場建設水道課調べ (令和元年度、令和6年度) |

【関連する主な分野・事業計画】

池田町下水道事業経営戦略

施策 1 住宅、宅地

【 現状と課題 】

人口の減少や少子高齢化の進行なども影響し、空き地や空き家が増え、住居地域の空洞化が進んでいます。本町は、北海道・十勝管内と比較し高齢化率および持ち家率がともに高いことから、この傾向は今後も続くことが予想されています。

全国的に、適切な管理がなされていない空き家が増加しており、国では各自治体に空き家およびその敷地の適正な管理と利活用の促進を求めています。本町においても、空き家や空き地の所有者と住宅や宅地を探している人を結ぶネットワークを構築し、住まいに関する情報を提供しています。

本町では、空き家の有効利用を促進するとともに、優良宅地の確保と住宅建設につなげる支援を行ってきました。近年は、良質な民間賃貸住宅の建設促進に向けた支援制度の実施もあり、単身世帯向け住宅の整備充実が図られましたが、若年ファミリー層向け住宅が依然として不足している状況にあります。今後も、居住環境に関する情報収集および情報提供、空き家・空き地の有効活用および再利用の促進に向けた取り組みを進めるとともに、民間活力の導入により定住および移住の促進に努める必要があります。

町有住宅は、町独自で整備した独身者住宅も含め 13 団地 412 戸ありますが、管理戸数の半数以上が耐用年限を経過しており、また、バリアフリー化されておらず高齢者の生活に支障を来している団地も多いことから、池田町住生活基本計画、池田町公営住宅等長寿命化計画などに基づき、適正戸数の確保と計画的な整備を進めるとともに、既存住宅の長寿命化と居住水準の向上を図るためにも、計画的な修繕と適正な管理および維持保全を行う必要があります。

住環境に対するニーズは多様化していますが、年齢や家族構成に応じた住み替え要望や、住宅資源の有効活用と次世代への継承を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心かつ快適に暮らし続けられる本町に根づいた住環境づくりを進める必要があります。

【 施策の方針 】

町有住宅の計画的な整備と改修を進めるとともに、空き家・空き地の有効利用を図り、安心して長く住み続けられる住環境づくりを推進します。

【 施策の主な内容 】

- (1) 安心して暮らせる住環境の整備
 - 定住に向けた住宅の維持・確保への支援
 - 空き家、空き地の情報提供並びに利活用促進
 - 民間活力の導入による住宅の整備促進
 - まちなか空き家、空き地の利活用促進
- (2) 公営住宅等の適正な管理
 - 公営住宅等の適正な維持管理
 - 公営住宅等の長寿命化と居住水準の向上

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------|-----|-----|----------------------------|
| 「住宅環境の整備」への満足度 | 39% | 60% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町住生活基本計画

池田町公営住宅長寿命化計画

池田町空き家等対策計画

池田町耐震改修促進計画

施策 2 環境保全

【 現状と課題 】

二酸化炭素など温室効果ガス【 】の増加に伴う地球温暖化は、石油や石炭など化石燃料の燃焼や森林伐採が主な原因とされており、気温を上昇させるだけでなく、気候変動を引き起こし、局地的な豪雨や台風の大型化などの要因とも言われています。人々の生活活動から排出される二酸化炭素などの排出量を抑えることが必要とされ、国では、2030 年度（令和 12 年度）温室効果ガス排出量を、2013 年度（平成 25 年度）比 26%削減する目標を示しています。

本町では、池田町温室効果ガス排出抑制実行計画や池田町環境基本計画を策定し、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止の環境保全の充実に向けて、公共施設の照明 L E D 化や太陽光など自然エネルギーの利活用に向けた支援に取り組んでいます。

町内では、恵まれた日照条件を利用した太陽光発電が普及しているほか、農産物貯蔵施設への自然冷気・氷熱利用の取り組みが行われています。また、環境負荷の軽減に配慮した農業を推進し、森林環境譲与税を活用し森林の公益的機能の維持に向けた取り組みを進めています。

本町の恵まれた自然環境を次世代に継承するためにも、環境負荷の少ないまちづくりが求められています。低炭素型社会【 】の実現に向け、住民、事業者、行政の各々が、自然環境に配慮した行動に取り組む必要があります。

本町における新エネルギー導入検討では、家畜ふん尿や木質バイオマス利活用も可能性があるとされており、省エネルギー推進および新エネルギー導入とともに家畜ふん尿の適正処理や林地残材の有効活用への効果も見込まれるため、関係機関などと連携し導入の可能性について検討を進める必要があります。

公害とされる大気汚染や水質汚濁、土壌汚染など環境に重大な影響を及ぼす社会的災害の発生は、本町ではほとんどありませんが、公害の未然防止と発生時における迅速な対応に向けた日頃からの普及啓発活動に努める必要があります。

温室効果ガス：地球表面の「温室効果」をもたらす、二酸化炭素などの気体（ガス）。地表から放出された赤外線の一部を吸収し、地表の温度を上昇させることから、地球温暖化の主な原因とされています。

低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会のことを言います。地球温暖化の原因である温室効果ガスの中で最も大きな割合を占める二酸化炭素の排出を少なくする社会を実現が、世界的な課題となっています。

【 施策の方針 】

地球温暖化防止のため温室効果ガス削減を目指し、自然環境に配慮した低炭素型のまちづくりを推進します。

【 施策の主な内容 】

- (1) 地球温暖化防止対策の推進
 - 温室効果ガス排出抑制の推進
 - 再生可能エネルギーの利用促進
- (2) 自然環境の保全
 - 優れた自然環境の保全に向けた意識の啓発
 - 公害防止対策の推進と普及啓発活動

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「環境問題に関する取り組み」への満足度（「環境衛生」施策と重複） | 29% | 50% | 住民アンケート調査 （令和元年度、令和6年度） |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町環境基本計画

池田町地域新エネルギービジョン

池田町循環型社会形成推進地域計画

池田町温室効果ガス排出抑制実行計画

基本計画

基本目標 4 . “ 環境を守り つなぐ ” 安全安心住みよい まちを目指して

政策 4 生活環境の整備

施策 3 環境衛生

【 現状と課題 】

清潔で快適な生活環境の確保に向けては、住民の参加と協働による取り組みが欠かせないものとなります。本町でも、町内会や各種団体、事業所などボランティア組織による清掃奉仕活動が多く行われています。引き続き住民主体による環境衛生・美化活動の継続が図られるよう、意識の高揚に向けた啓発に努める必要があります。

犬や猫などのペットを飼育する住民も多く、ふんの後始末の徹底や放し飼い防止、飼い犬の登録や毎年の狂犬病予防注射など、飼育者としての意識啓発に向けた適切な指導に努め、安全で衛生的な生活環境の確保を図る必要があります。

本町には、町が管理する甲種（有償）墓地 5 か所と、地域使用者の管理による乙種（無償）墓地 8 か所があります。核家族化が進む中、墓地に対する意識が変化し、墓地用地の返還が増えている状況にあります。将来における墓地の管理に不安を抱く住民が増加しており、合葬施設の整備により新たな住民要望に対応し、墓地用地とともに適正な維持管理に努める必要があります。

また、葬斎場については、火葬炉の補修など維持管理に努めていますが、老朽化が進んでいることから、施設の整備・改築を計画的に進める必要があります。

【 施策の方針 】

安全で衛生的な生活環境の確保に向けた取り組みを推進します。

【 施策の主な内容 】

（ 1 ）衛生的な生活の確保

住民主体による環境美化活動の促進

ペット飼育に対する意識向上

墓地、葬斎場の適正な維持管理および運営

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---|-------|---------|--------------------------------|
| 狂犬病予防注射の受診率 | 8 1 % | 1 0 0 % | 役場町民課調べ (令和元年度、令和 6 年度) |
| 「 環境問題に関する取り組み 」 への満足度 (「 環境保全 」 施策と重複) | 2 9 % | 5 0 % | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和 6 年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町環境基本計画

施策 4 ごみ処理、資源循環

【 現状と課題 】

本町のごみ収集は、平成 17 年度より可燃・不燃・粗大ごみの収集処理を有料化しています。「池田町ごみ分別ガイド」の全世帯への配布により、家庭から廃棄される約 1,200 品目の分別・排出方法などを説明しており、地域や団体への出前講座なども含め、適正なごみ排出ルールの徹底と再資源化意識の向上、資源循環型社会の形成に努めています。

本町におけるごみ排出量は減少傾向にありますが、人口減少がその要因と思われ、再資源化に向けた排出割合は、年々低下している状況にあります。

不適切なごみ排出への対応や、高齢者世帯などへのごみ分別・排出への支援は、町内会など地域活動における協力が欠かせません。人口減少による地域力の低下が指摘され、町内会加入率も低下傾向にありますが、一方で、町内会などによる資源ごみ集団回収は、収集量・率とも維持されており、ごみの減量化と再資源化の促進に資する取り組みの継続を、今後も支援する必要があります。

近年、4 R (4 つの R)【 】の取り組みが推奨されています。住民や事業者、行政が一体となって廃棄物の発生抑制、再資源化や再利用、再生利用に向けた意識を高め、持続可能な生産消費形態の確保に向けた役割を果たすことが求められています。

環境美化の推進について、ごみの不適正な処理や不法投棄を未然に防止するため、啓発活動とともに、日頃のパトロールや住民などによる不法投棄に対する意識の向上が必要となります。

下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽の設置により汚水処理を行っており、浄化槽設置に係る支援により、生活排水処理に対する支援と意識の向上に向けた取り組みを引き続き続ける必要があります。

ごみおよびし尿の処理は、ともに十勝圏複合事務組合により共同処理を行っており、関係市町村との広域行政による効率的な事務運営について、今後も推進する必要があります。

4 R (4 つの R) : 従来からあったリサイクル (資源化し再生利用する) に加え、リフューズ (断る、買わない)、リデュース (減らす、直す)、リユース (再利用) の総称として、環境に配慮する意識に関するキーワードとして、推奨されています。

【 施策の方針 】

ごみの再資源化による循環型社会の形成を進めるとともに、適正な分別の推進とごみの発生抑制を推進します。

【 施策の主な内容 】

- (1) ごみの減量化・適正処理の促進
 - ごみの分別による資源化の推進
 - 地域団体等による資源集団回収事業の促進
 - 広域事業による安全で安定的なごみ処理体制の確保
 - 廃棄物の発生抑制、不適正処理防止への意識の向上
- (2) 衛生的な生活の確保
 - し尿の適正処理の推進
 - 浄化槽設置の促進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------------------------|-------|-------|----------------------------|
| 1人あたりのごみ排出量 (再資源化できるものは除く) | 277kg | 203kg | 役場町民課調べ (令和元年度、令和6年度) |
| 「ごみの収集・リサイクル」への 満足度 | 68% | 80% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| 合併浄化槽の設置数 (対象区域内人口あたり) | 56% | 86% | 役場町民課調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町環境基本計画

池田町循環型社会形成推進地域計画

池田町一般廃棄物処理基本計画

基本目標 5 . 協働のまちづくり、自治体運営分野

“人と人がつながる”ともに歩みとものつくる まちを目指して

政策1 協働のまちづくりの推進

施策1 広報広聴、情報共有

【現状と課題】

住民との協働のまちづくりを進めるためには、行政からの分かりやすい情報提供が不可欠です。情報通信の多様化が進み、必要な情報が簡単に入手できるようになった反面、世代による情報格差が広がっており、誰もが必要な情報を適切に入手し、意見・要望が伝えられるよう配慮した広報広聴活動が求められています。

広報活動としては、広報紙「広報池田」を毎月1回発行し、町の政策や制度を分かりやすく伝えるとともに、地域の身近な話題や日常生活に関する情報など、読む側の視点に立った親しみやすい内容とバランスのとれた紙面づくりを心がけています。

また、町のホームページや災害用ツイッター、町議会のインターネット中継などにより、行政情報の発信と共有化に努めています。

広聴活動としては、広報池田に折り込む「声の広場」専用はがきや、町ホームページの「お問い合わせ」欄により、町政への意見や要望を広く集めています。また、町長と意見交換を行う「ふれあいトーク」の開催、ワークショップ、懇談会、計画策定の際のパブリックコメント制度（意見公募手続き制度）などの方法により、住民意見の把握を行っています。

今後も、正確な情報を速やかに届け、多様な方法による住民意向の的確な把握と、広聴結果の町政への反映と制度の改善などに生かす取り組みを進めることが重要です。

また、積極的な情報の公開と適切な運用、制度の普及により、情報の共有化を図り、ともに考えともに行動する協働のまちづくりを進めます。そのためにも、個人情報への適切な保護と情報セキュリティ対策の強化、公文書の適正管理と保存に努める必要があります。

【施策の方針】

情報の効果的な発信と住民ニーズの的確な把握に努め、住民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働してまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。

【施策の主な内容】

(1) 行政情報の共有化

- 分かりやすい情報を提供する広報紙づくり
- ホームページ等広報活動の充実
- 文書管理体制の確立と適正な運用

(2) 広聴活動の充実

- 「声の広場」等による住民意見募集機会の充実
- 各種審議会や説明会、パブリックコメント制度（意見公募手続き制度）による住民意見反映機会の充実
- 対話型広聴活動の充実

(3) 情報公開の推進

- 情報公開制度の適正な運用

(4) 個人情報の保護

個人情報保護制度の適正運用

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「町の広報紙やホームページなど」への満足度 | 61% | 70% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| 「住民が町に意見を伝える機会がある」への満足度 | 28% | 40% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

施策2 住民参加、男女共同参画

【現状と課題】

協働のまちづくりの推進に向け、住民参加の在り方を検討し、住民の声をまちづくりに生かす仕組みの構築が重要となります。

近年は、各種の計画策定に際し、アンケート調査や説明会の開催に加え、住民参画型ワークショップの開催やパブリックコメント制度（意見公募手続き制度）の実施などにより、住民意向の把握と反映に努めています。

しかし、住民アンケート調査（令和元年5月実施）の「まちづくりに関心がある」との問いに対し「そう思う・ややそう思う」と回答した割合が14.3%にとどまり、10年前の同調査（平成21年：68.1%）と比較し、住民のまちづくりに対する関心が大きく低下している状況にあります。

分かりやすい広報活動、住民と行政の情報共有により相互理解を深め、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努める必要があります。

また、本町においては、女性を中心とした協議会や団体女性部などの活動が行われているものの、住民アンケート調査（令和元年5月実施）「男女が等しく社会参加できる環境づくり」における現状の満足度について「わからない」と回答した割合が半数近くを占めている（45%）ことから、男女共同参画社会の実現に向けた理解が十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策や方針の立案・決定への参画機会の確保、家庭生活における男女の相互協力と家庭外活動との両立の確保など、男女共同参画社会基本法の基本理念に即した施策の実施が、地方公共団体の責務として求められています。

各種審議会委員の女性割合の増加など、ジェンダー【 】平等の達成に向けた取り組みを進める必要があります。

ジェンダー：「社会的、文化的につくられる性差」とされます。持続可能な開発目標（SDGs）では、すべての女性・女兒に対するあらゆる差別や暴力を撤廃し、あらゆる意思決定への女性の参画機会を確保することなどにより、ジェンダー平等の達成を目指すものとしています。

【施策の方針】

住民すべてがお互いにその人権を尊重し、誰もが等しく社会・家庭・行政活動に参加できる環境づくりにより、協働のまちづくりを推進します。

【施策の主な内容】

（1）住民参画によるまちづくりの推進

- 行政情報の共有化および広聴活動の充実
- 住民が参加しやすい環境づくり
- 住民主体によるまちづくり活動への支援

（2）男女共同参画社会の実現

- 男女共同参画への意識づくり
- 各種審議会等への女性委員割合の向上
- ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の普及・浸透

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|--------------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「まちづくりに関心がある」への回答（そう思う、ややそう思う） | 14% | 50% | 住民アンケート調査 （令和元年度、令和6年度） |
| 「男女が等しく社会参加できる環境づくり」への満足度 | 27% | 50% | 住民アンケート調査 （令和元年度、令和6年度） |

施策 3 地域コミュニティ活動

【 現状と課題 】

人口減少や高齢化による担い手不足など、地域活動を取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。個人主義を重視する考え方が浸透し、地域における相互扶助、連帯意識も徐々に薄れている状況も見受けられます。

しかし、その一方で、防災意識の高まりなどを契機に、住民同士の見守り・手助けの仕組みの再構築に取り組もうとする地域も見られます。町内には4つのNPO（特定非営利活動）法人があり、任意団体も含め、教育・福祉分野を中心に住民主体による公共的活動が取り組まれています。

複雑・多様化する社会的課題への対応、特に防災など緊急時には、行政サービスとしての対応には限界があり、住民同士の見守り・支援活動が果たす役割は、今後ますます重要となります。住民と行政が相互に理解を深め、地域の自主性を尊重した取り組みへの支援を進める必要があります。

本町は63の公区で構成され、地域の基礎的単位として、主体的に活動されています。自治会制度への移行は、15公区・12自治会（令和2年4月現在）にとどまっており、制度導入から10年あまりが経過し、役員のみなり手不足なども深刻化していることから、今後は自治会制度の推進のみならず公区制度の維持・継続も含め、時代に合った地域活動への支援を進める必要があります。

西部・北部の地域コミュニティセンターは、地域の集まりやサークル活動の拠点施設として、適正な維持管理が求められています。各地区コミュニティセンターは、趣味の多様化などもあり利用率が低下しています。旧学校校舎など利用実態に合わない規模の施設も多く、他の公共施設や近隣の地区・老人会館との整理統合も含め、将来を見据えた適正配置の検討が必要になっています。

【 施策の方針 】

主体的で持続可能な地域コミュニティの形を模索し、地域の自主性を尊重した支援の充実を図ります。

【 施策の主な内容 】

- (1) 自主的なコミュニティ活動の推進
 - コミュニティ活動への支援
 - コミュニティ意識の醸成と人材育成
 - 公区制度および自治会制度の体制の維持
- (2) 地域・地区コミュニティセンターの管理運営
 - 施設の適正な維持管理
 - 施設の自主的な運営と利用の促進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|----------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「自治会（町内会）など地域での活動の支援」への満足度 | 37% | 50% | 住民アンケート調査 （令和元年度、令和6年度） |

施策 4 国際交流、地域間交流

【 現状と課題 】

昭和 52 年の姉妹都市を提携したカナダ・ペンティクトン市【 】とは、相互に親善訪問団派遣・受け入れするなど交流を深めており、北海道池田高等学校でも、カナダ・ペンティクトン市とサマーランド市の 3 高等学校と姉妹校提携を結び、3 年ごとの訪問・受け入れを続けています。これらの国際交流活動は、民間団体や高等学校が主体となり事業が進められておりますが、住民の国際感覚の育成と生徒の国際理解教育の推進に向け、支援を続ける必要があります。

また、広域的な国際交流・協力事業を推進し、JICA（国際協力機構）による技術指導、研修生の受け入れについても、引き続き連携し取り組む必要があります。

地域間交流については、次代を担う子どもたちには、広い視野で日本や郷土池田町を見つめる機会を与えることが大切なことから、沖縄県読谷村への小学生道外派遣事業を行っています。

本町出身者やゆかりのある経済人などが多く参加する各地区ふるさと池田会は、現在、東京と札幌での活動が続けられています。

また、十勝ワインと池田町の“自主的な応援団”と称される十勝ワイン友の会も全国 8 か所で組織されています。ワインを通じ交流を深め災害時協定も結んでいた岩手県山田町とは、東日本大震災後から続く義援金活動など住民同士の交流にもつながっています。

これらの取り組みは、文化・経済交流による地域活性化、関係人口の創出につながることを期待されており、今後も交流を深めるための取り組みを続ける必要があります。

ペンティクトン市：カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の南西部、オカナガン湖のほとりに位置し、温暖で風光明媚な観光地として知られています。果樹栽培も盛んで、高地にはブドウ園が広がるオカナガンワインの主産地として、近年ワイナリーが急増しています。

【 施策の方針 】

各種国際交流事業を支援し、住民の国際感覚の向上を促進するとともに、次代を担う子どもたちの広い視野を養い、郷土を見つめ直す機会を与える各種交流事業を推進します。

【 施策の主な内容 】

(1) 国際交流の促進

- 国際姉妹都市交流の推進、交流事業への支援
- 国際理解教育の推進
- 民間交流活動への支援
- ワインを通じた国際交流・文化活動への支援

(2) 地域間交流の促進

- 児童派遣交流事業の推進
- 各池田会交流活動への協力
- 民間交流活動への支援

(3) 関係人口の創出

- 都市圏との文化・経済交流活動の促進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「町と交流のある地域や企業との交流活動」への満足度 | 20% | 40% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

国際姉妹都市宣言（昭和52年、カナダ国ブリティッシュ・コロンビア州ペンティクトン市）

施策5 移住

【現状と課題】

退職後など「第2の人生」の過ごし方としての移住に加え、近年は、働き方を見直し、情報通信技術の発達、都市圏の人口集中の緩和に向けた地方移住を推奨する機運もあり、兼業や副業、ワーケーション【 】による二地域居住や、複数の仕事を並行し行う「複業」による地方移住への関心が高まっています。

本町でも、一定の期間、実際に本町に滞在し、まちの気候や風土、生活環境を体験してもらう「ちょっと暮らし」体験住宅について、農村部と市街地に各1戸を用意し、滞在中の移住相談を行っています。

また、移住に係る制度や相談窓口を一元的するとともに、町ホームページにより、住まいや仕事、支援制度などの広報、「先輩移住者」によるまちの紹介動画など、魅力発信に努めています。

代表的な移住情報誌の中には、住みよさへの高評価も受けているものもありますが、それが必ずしも移住実績に結びついていない状況にあり、移住希望者のニーズに沿った相談体制の充実が必要となっています。

若年層の移住には、就労の場の確保が欠かせないことから、円滑な就労に向けた資格取得などの支援を続ける必要があります。

地域おこし協力隊制度をきっかけに本町へ移住し、まちの活性化に寄与されている事例もあり、今後も、産業活性化や中心市街地空き店舗の利活用、農林業における事業継承など、本町の課題解決に向けた可能性を探るとともに、知識・経験を有する人材を呼び込む移住対策としても重要な施策と位置付け、継続的に取り組む必要があります。なお、国の就農支援制度の充実などもあり、北海道での就農への関心は高まりを見せています。本町では、農業の担い手不足も課題となっており、移住による就農希望者や研修生の受け入れを推進する必要があります。

さらには、各地域ふるさと会などの交流機会を通じた情報発信、移住フェア・相談会への参加による魅力発信も続ける必要があります。

ワーケーション：「ワーク」と「バケーション」から成る造語。通信環境が整った観光地などで休暇を取りながら遠隔勤務(リモートワーク)するような働き方を言います。生産性や効率を向上させる働き方として、企業側の関心も高まっています。

【施策の方針】

移住に向けた相談体制の充実、まちの魅力や各種支援制度の情報の発信に努めるとともに、円滑な就労先の確保への支援を促進します。

【施策の主な内容】

(1) 移住対策の推進

- 効果的な情報発信手法の検討
- 移住促進協議会等との連携の強化
- 新規起業への情報提供と人材育成
- 移住体験住宅の利用促進、宣伝活動の強化
- テレワーク、ワーキングホリデーの推進
- サテライトオフィス等の整備

(2) 定住の促進

事業継承や就農による定住の促進

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|-------|--------|--------|---------------------------------|
| 移住者数 | 20人/年 | 25人/年 | 道内市町村移住動向調査(平成29～令和元年度、令和3～6年度) |
| 転入者数 | 222人/年 | 250人/年 | 住民基本台帳(平成27～令和元年度、令和3～6年度) |

施策 1 行政運営

【 現状と課題 】

人口減少や少子高齢化が進行する中、安全・安心な住みよいまちづくりの実現に向けて、人口減少の抑制を図るとともに人口規模に合わせた行政運営を進める必要があります。複雑・多様化する行政課題、住民ニーズに対しても、限られた財源と職員により効率的かつ的確に対応していくことが求められています。

本町では、行財政改革大綱に基づく行財政改革により、効率的で効果的な行政運営を進めるため、住民参画による事後評価の実施やそれらの結果を公表する仕組みの実行などにより、行政の透明化と情報の共有化に取り組んできました。今後も、これらの取り組みを形骸化させることのないよう、誰からも分かりやすい指標の設定や積極的な情報提供など、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

また、地域の実情や住民要望を踏まえ、分権型社会の実現に向けた、住民満足度の高い総合的な行政サービスの提供に努める必要があります。

職員体制については、指定管理者制度の導入などによりスリム化を進めていますが、さらなる人口減少が見込まれる中、限られた人員による行政課題への確な対応が求められています。人事管理制度と職場内外職員研修、とりわけ職場内における人材育成の重要性を再認識するとともに、内部統制制度の適切な運用により、職員一人ひとりが業務の重要性を自覚し、知識および能力向上に継続的に取り組む必要があります。

本町の役場庁舎は、昭和 44 年の建設から 50 年余りが経過し、老朽化が著しい状況にあります。平成 27 年度耐震改修により長寿命化が図られましたが、役場庁舎には、防災拠点としての役割も求められることから、整備に向けた手法や財源確保など、検討を進める必要があります。

【 施策の方針 】

住民サービスの向上、職員の資質向上に努めるとともに、人口規模に合わせた計画的で効率的な行政運営を進めます。

【 施策の主な内容 】

- (1) 住民サービスの向上
 - 住民満足度の高い総合的な行政サービスの提供
 - 住民ニーズの把握と行政事務の適正な執行
 - 内部統制制度の適切な運用
 - 役場庁舎の改修・整備に向けた検討
- (2) 行政改革の推進
 - 行政の効率化の推進
 - 行政評価および業務検証システムの実行
- (3) 役場組織力の向上
 - 職員の意識改革と能力向上
 - 職員研修体系の構築
 - 組織機構、職員人員配置の見直し

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---------------------|-----|-----|----------------------------|
| 「町民と行政の連携、協力」への満足度 | 36% | 50% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |
| 「役場の窓口対応やサービス」への満足度 | 56% | 70% | 住民アンケート調査 (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町まち・ひと・しごと創生総合戦略
池田町行政改革大綱・同大綱実施計画
池田町公共施設等総合管理計画
池田町特定事業主行動計画

施策 2 財政運営

【 現状と課題 】

本町の財政状況は、自主財源に限られ、歳入の半分近くを地方交付税が占めることから、国の政策に左右されやすい脆弱な財政構造にあります。このような状況に対応するため行財政改革を推進するとともに、事業の推進にあたっては、中長期的な財政推計により、将来の財政負担を考慮しながら事業の取捨選択と平準化を進めており、自治体財政の健全化を測る各指標は、適正な範囲内で推移している状況にあります。

しかしながら、人口減少による歳入の減少や社会保障費の増加、大型事業の実施による公債費（借金返済の経費）の増加など、本町の財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続く見通しにあります。多様化する住民ニーズへの対応や、人口減少、少子高齢化の進展により、歳入の減少と歳出の増加が見込まれることから、今後も義務的経費の抑制による財政の硬直化の緩和を図るとともに、有利な財源の確保や優先順位の設定など、将来の財政推計に応じた効果的で計画的な事業推進が必要となります。

歳入の確保に向けては、適正な賦課、徴収により町税や使用料の収納率向上、滞納整理および徴収体制の強化に努めるとともに、使用料・手数料の見直し、未利用町有財産の売却など、自主財源の確保を図ります。

歳出の抑制については、事業見直しによる義務的経費の縮減や補助金など交付の適正化に向けた検討を行うとともに、投資的経費については、緊急性や優先度、効果を見極めたうえで進める必要があります。

また、指定管理者制度の推進に加え、専門的・定型的業務の委託など民間活力の導入に向けた検討を進める必要があります。

公共施設の維持管理については、人口減少等により公共施設の利用需要が減少することも踏まえ、長期的な視点により更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化等、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する必要があります。

【 施策の方針 】

行財政改革を推進するとともに中長期的な視点で各種の財政指標を確認し、将来に向け計画的で効率的な財政運営を進めます。

【 施策の主な内容 】

- (1) 健全な財政運営
 - 財政運営の健全化の推進
 - 自主財源の確保
 - 義務的経費の抑制と有利な財源の確保
- (2) 効率的な財政運営
 - 民間委託等の推進
 - 補助金等に係る交付の適正化
- (3) 町有財産の適正な管理
 - 町有財産の適正管理の推進
 - 公共施設の適正配置と集約化の検討

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|---------|-------|-------|----------------------------|
| 経常収支比率 | 89.4% | 85% | 役場企画財政課調べ (令和元年度、令和6年度) |
| 実質公債費比率 | 11.7% | 18%未満 | 役場企画財政課調べ (令和元年度、令和6年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

池田町行財政改革大綱・同大綱実施計画

池田町公共施設等総合管理計画

基本計画

基本目標 5 . “人と人がつながる” とともに歩みとものつくる まちを目指して

政策 2 効率的な自治体運営の推進

施策 3 広域行政

【 現状と課題 】

地方分権の進展や少子高齢化、情報化などの行政需要に的確に対応するためにも、広域行政の推進は従来にも増し重要となっています。

本町を含む十勝管内 19 市町村では、十勝圏複合事務組合を設立し、十勝圏ふるさとづくりプランの策定により、帯広高等看護学院や十勝教育研修センターの設置運営、し尿・汚泥やごみの処理、市町村税滞納整理などを行っています。また、同組合での検討を経て、とかち広域消防事務組合が設立され、十勝一円による広域的な消防業務の実施につながっています。

また、水道用水供給事業は 7 市町村で構成する十勝中部広域水道企業団により、介護認定審査会や障害支援区分認定審査会は十勝東部 4 町の共同設置により、専門性の確保や行財政の効率化を進めています。

平成 23 年 7 月からは、帯広市と十勝管内 18 町村が、定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定を締結しています。定住自立圏構想は、「都市機能を有する市と近隣町村が、相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し地方圏の人口定住を促進するもの」とされ、具体的な取り組みを定めた共生ビジョンに基づき、今後も自治体間連携を進める必要があります。

音更町及び幕別町との十勝川中流域かわまちづくり事業など、共通する課題への対応や共同による事業の推進に向けた広域連携を進めるとともに、近隣町との各事務・事業における連携についても、引き続き推進する必要があります。

【 施策の方針 】

効率的かつ効果的な行政事務の共同処理を推進するとともに、多様化する行政課題に対応する広域連携を進めます。

【 施策の主な内容 】

- (1) 広域行政の推進
 - 行政事務共同処理の推進
 - 定住自立圏構想に基づく連携事業の推進
 - 他市町村との情報共有等連携の強化
- (2) 新たな広域行政の検討
 - 新たな広域事業の検討

【 目標指標 】

| 指標の内容 | 現状値 | 目標値 | 確認方法 |
|------------------------|-----|------|--------------------------|
| 他市町村と連携して行う広域行政事務事業増加数 | - | 3 事業 | 役場企画財政課調べ (令和 7 年度) |

【 関連する主な分野・事業計画 】

- 十勝圏ふるさとづくりプラン (十勝圏複合事務組合)
- 十勝定住自立圏共生ビジョン (帯広市・十勝定住自立圏構成市町村)

参考 池田町第5次総合計画とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標について、池田町第5次総合計画の基本目標（各施策）と主に関連するものとして、次のとおりです。

基本目標 1 . 産業分野

“地域の魅力がかがやく” 産業を活かしつくる まちを目指して



基本目標 2 . 子育て支援、福祉、保健・医療分野

“こころとからだを育てる” 健やかに暮らせる まちを目指して

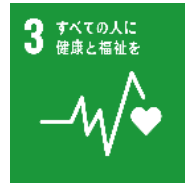


基本計画

参考 池田町第5次総合計画とSDGsの関係

基本目標 3 . 教育、芸術文化・スポーツ分野

“未来に向かいはばたく” 学びと文化を育む まちを目指して



基本目標 4 . 生活基盤等分野

“環境を守り つなぐ” 安全安心住みよい まちを目指して



基本目標 5 . 協働のまちづくり、自治体運営分野

“人と人がつながる” とともに歩みとものつくる まちを目指して

